

新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

2025年 11月



1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式4,250,034千円（見込額）の募集及び株式5,065,920千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式1,509,840千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2025年11月21日に中国財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社パワーエックス

岡山県玉野市田井六丁目9番1号

ミッション・ビジョン

Vision

永遠に、エネルギーに困らない地球

Mission

日本のエネルギー自給率の向上を実現する

パワーエックスは蓄電型発電所^{※1}を製作する会社です

日本のエネルギー自給率はわずか12.6%（2022年時点^{※2}）と低く、海外への依存が続いています。

政府は再生可能エネルギーを主電源とする方針を掲げており、自給率を高めるには国産エネルギーの拡大と、それを支える蓄電池が欠かせません。

私たちは蓄電池の普及と、電力の安定供給を支える技術を通じて、持続可能な未来の実現を目指しています。

※1 2022年5月の電気事業法改正以降、出力10MW以上で電力系統に直接接続する蓄電システムは「発電所」として扱われています。当社ではこうした系統用蓄電システムを「蓄電型発電所」と称しています

※2 国際エネルギー機関(2024年9月)「World Energy Balances Highlights」参照。エネルギー自給率は、国内エネルギー生産量(PJ)÷国内総エネルギー供給(PJ)で算出

PowerX at a Glance

設立年 2021 (創業4年)	潜在的な対象市場 最大 約10.1兆円 2040年までの累積の 推定国内市場規模 ^{※1}	2024年の 政府補助金採択率(48%)^{※2} No. 1
製品受注高累計^{※3} 547億円	FY23 売上高▶FY24 売上高 約3.3億円 ——→ 約61.6億円	FY25 Q3 粗利益率 30%+

※1 現在から2040年までに増加する再エネ供給に対し必要となる調整力の累計を蓄電池でカバーした場合の市場規模。第7次エネルギー基本計画に基づく2040年のエネルギーミックスの推計値および総発電量推計値に基づき、当社が独自に推定した蓄電池の市場規模（充電容量ベース）にシステムの単価を3万円/kWhを乗じて試算

※2 政府補助金採択率は、2024年度に実施された経済産業省及び東京都による事業者のBESS導入に対する4種の補助金案件の採択結果に対する当社調査結果より試算

※3 2023年から2025年9月30日までににおける製品の「正式受注」の累計金額。既に売上計上された金額分を含む。「正式受注」とは顧客から正式に発注され、売買契約が締結された拘束力のある注文を指します

事業内容

BESS事業

(Battery Energy Storage System)

主力事業となるBESS事業では、主に大型定置用蓄電池「PowerX Mega Power」、中型定置用蓄電池「PowerX Cube」の販売及びメンテナンスを行っており、蓄電池の運用管理に必要なソフトウェアの開発・提供や、販売後の保守メンテナンスを含めて当社が対応する体制を構築しています。

2.7MWhの大容量となる「PowerX Mega Power」は、電力系統用、産業・商業用のどちらにも利用可能です。電力系統用では、事前調査を踏まえた導入サポートも実施。また、モジュールからクラウドまで自社開発とすることで、有事の際にも安心のライフタイムサポート※を提供します。

「PowerX Cube」は、産業用および商業用に設計された中型の定置用蓄電池で、設置面積が小さく、さまざまな用途に展開できます。産業・商業用では、工場、倉庫、ビルなどに設置された太陽光発電システムに加えて蓄電池を導入することで、従来は廃棄していた余剰発電量を蓄電池に蓄えて夜間電力として最大活用できるなど様々な効果が期待されます。

※ 自社開発の蓄電池運用システム「Power OS」を用いた遠隔監視による常時保守・保全

PowerX

Mega Power 2700A

2.7MWh 20ft 定置用蓄電システム



PowerX

Cube (+PX PCS 100)

358kWh 商業用蓄電システム



Made in Japan宣言

- 「Made in Japan宣言」というスローガンを掲げ、電力インフラの最高水準のセキュリティを約束
- この宣言は、当社のゆるぎない信念を表明するものであり、以下三つの要素によって担保

日本国内で設計、 組み立てられた製品

製品開発・生産拠点は100%日本国内。岡山県玉野市に所在する自社工場及び協力工場にて高品質で信頼性のある蓄電池を一貫して組立

自社開発ソフトウェアに よるセキュリティの確保

国内のインフラを外部から守るために開発された自社ソフトウェア。電力の送配電等の基幹システムへのサイバー攻撃リスクを最小化し、国内の電力安定供給を支える

完全現地 サポート体制

日本全国に専門チームを配備。製品導入後の運用やトラブル対応など、あらゆる技術サポートをオンサイトで提供

事業内容

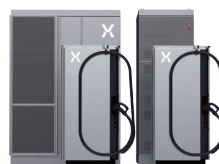
EVCS事業

(Electric Vehicle Charge Station)

EVCS事業では、国内EV普及の課題であるEV充電設備の不足、特に公共充電における短時間充電が可能な超急速充電設備(100kWh以上)の不足を解決するための製品販売及びサービスを展開しております。

当社グループ独自開発の超急速EV充電器「PowerX Hypercharger」は、最大出力240kWhによる短時間充電が可能です。一般商業用の低圧(200V)受電契約で利用可能なオールインワンの充電設備で、蓄電池内蔵型のため、100%再生可能エネルギーによるEV充電を実現できます。また、同製品を用いたEVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」の自社運営も行っています。

PowerX
Hypercharger
超急速EV充電システム



電力事業

電力事業では、蓄電池を利用した電力供給サービス「X-PPA」や蓄電所の開発、運営サービスを展開しております。

「X-PPA」は、蓄電池を使った新しいオフサイトPPA(電力販売契約)です。当社グループが電力提供元として、発電元より再生可能エネルギーを購入し、蓄電池製品に蓄えられた再生可能エネルギー

を夜間にオフィスビルや商業施設等に供給することで、再生可能エネルギー活用率の向上を実現できます。

蓄電所の開発、運営サービスでは、当社がデベロッパーとして新しい蓄電所の企画・開発を実施。蓄電所のアセットオーナーに当社蓄電池製品を販売し、商業運転開始後の運営も請け負います。

事業別 売上高構成比と収益モデル

- BESS事業が売上高の8割越えを占める中心事業
- 現時点では製品の販売(売り切りモデル)が大部分を占めるが、PPA(電力販売契約)やサポート業務などにより、リカーリング収入の拡大も視野に入れる

売上高構成比(2025年度第3四半期累計ベース)

BESS事業

83.8%

EVCS事業

8.5%

電力事業

7.7%

収益モデル

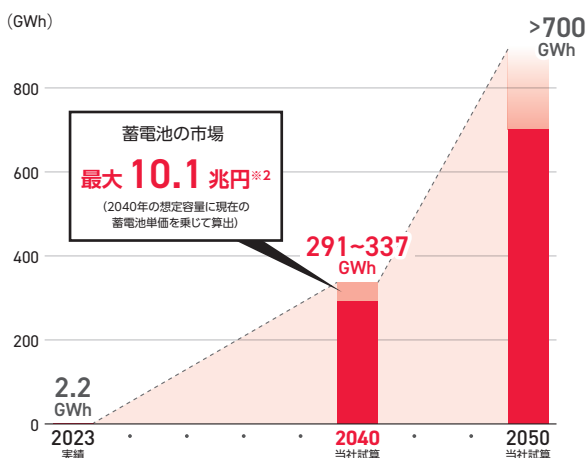
	BESS市場	EV充電市場
リカーリング	(主に電力事業部が牽引) PPA+リース or 利用料蓄電所ファンド 蓄電池システム販売後のサポート収入	自社拠点による充電収入
売り切りモデル	蓄電システムの販売	

BESSの市場環境

日本のBESS市場は今後15年で最大337GWhに到達する見込み

- 再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、電力安定化に不可欠な調整力に対する需要は増加
- 今後、原子力やガス火力の出力が増加したとしても、過剰供給による「充電」ニーズ、瞬時の「放電」ニーズに応えるための調整力需要は依然必須
- 当社試算においては2040年に最大337GWhの蓄電容量が必要に※1

再エネ増加に伴う調整力(=蓄電所)容量の試算※1



※1 本文中のすべての数値は経済産業省及び資源エネルギー庁を含む、様々な公表資料に基づき試算。2040年の数値は第7次エネルギー基本計画に基づく日本政府のエネルギーミックス予測値及び2040年の総発電量の日本政府の予測値を使用して推定。2050年の数値は、日本政府の総発電量の予測と、電力広域的運営推進機関「広域系統長期方針(広域連系系統のマスタープラン)(案)」に示された洋上風力発電目標に基づいて推定されており、その他の再生可能エネルギー発電量の数値については、独自の仮定を適用。特に2050年の数値を計算する際には、2021年の再生可能エネルギー量と2040年の日本政府の目標を比較して算出した成長率を適用。2050年の再生以外の電源について、原発発電については現在建設済み・建設中の原発を超えた発電能力の増加は想定していないことを前提としており、水素・アンモニア発電の比率については政府想定10%を前提としている。棒グラフの陰影部分は老朽化した揚水式水力発電が耐用年数を迎えた時点ですべて電力需要の調整機能を持つBESSに置き換えると推定した場合に必要な蓄電容量を示しているが、様々な要因により想定通りに代替が進まない可能性あり

※2 2040年までの価格変動が生じないと仮定し、蓄電池システムの単価を3万円/kWhとして算出

日本の安全保障問題と密接に関係するBESS市場

- 2040年において必要となる蓄電池の容量の推定は国内の原子力発電所すべての出力を上回る見込み
- 安全保障上の観点においてもBESSのセキュリティ強化が重要となっている

291~337GWh



2040年における必要蓄電容量(当社推定)※1

年間発電量換算※2:

73~84GW

||



× 72~83
原子力発電所※3



2040年において予想される蓄電容量は
2025年現在の
国内既存原子力発電



総出力の約 2倍 に相当※4



日本の国家安全保障にはBESSの堅牢な国内制御がカギとなる

※1 本文中のすべての数値は経済産業省及び資源エネルギー庁を含む、様々な公表資料に基づき試算。2040年の数値は第7次エネルギー基本計画に基づく日本政府のエネルギーミックス予測値及び2040年の総発電量の日本政府の予測値を使用して推定。その他の再生可能エネルギー発電量の数値については、独自の仮定を適用。棒グラフの上限は老朽化した揚水式水力発電が耐用年数を迎えた時点ですべて電力需要の調整機能を持つBESSに置き換えると推定した場合に必要な蓄電容量を示しているが、様々な要因により想定通りに代替が進まない可能性あり

※2 GWh値を日本におけるリチウムイオン電池の一般的な放電時間である4時間で除して算出

※3 日本に現在設置されている原子力発電所の平均出力(2025年時点で1,003 MW)に基づいて算出(出所: 日本原子力安全機構)

※4 既存の国内原子力発電所の総認可発電容量(2025年時点で33.08GW)に基づき算出(出所: 日本原子力安全機構)

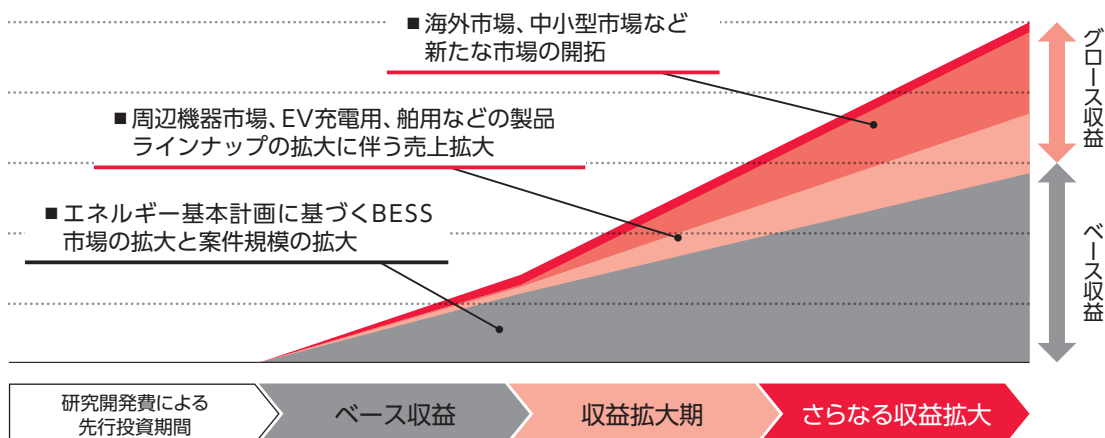
出所: 自然エネルギー財団 2023年 (https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/REI_BatteryStorage_JP.pdf)

成長戦略

先行投資期間からベース収益の確立を経て、収益拡大期へ

- IPOによる資金で生産キャパシティを増強し、国内だけでなく海外にも市場拡大

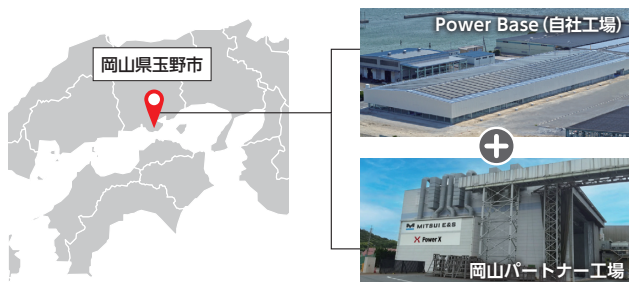
蓄電システムの販売	超大型蓄電所向け、低価格帯、EV関連、船用関連、海外など市場拡大
製品戦略	コア技術を活かした、日本市場向け、水冷、小型製品、船用、周辺製品など製品ラインナップも拡大
競争戦略	コストor 差別化 モジュールの大量購入による低コスト戦略と蓄電システムとしての差別化戦略の両立



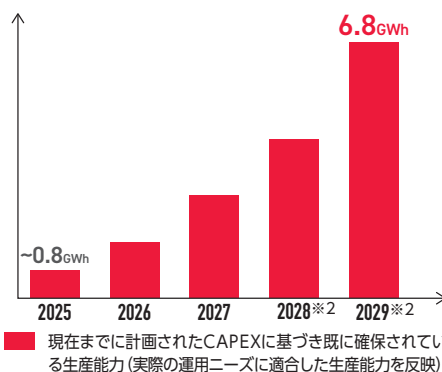
生産設備

IPO資金で工場増設。2029年までに年間最大約6.8GWhに拡大

- 国内の施設で全ての製品を製造
- コンテナ型定置用蓄電池の生産キャパシティを2029年までに年間最大約6.8GWh^{※1}に拡大する計画



年間BESS生産能力拡大計画 (GWh)



※1 将来見通しの数値は、現時点での目標数値であり、市場状況の変化を含む様々なリスクや不確実性による影響を受ける。これらの数値は、岡山パートナー工場（2026年拡張予定）及びPower Base（2027年拡張予定）双方の拡張計画に基づいております。拡張に向けた設計は既に開始しており、敷地も確保済み。また、GWhの値は、FY2025、2026については製造可能なMega Power 2700Aの数量に同商品のストレージ容量を乗じて算出、FY2027以降は製造可能なMega Power 2500の数量に同商品のストレージ容量を乗じて算出

※2 FY2028およびFY2029については、岡山パートナー工場拡張2直、Power Base拡張（第2工場）2直で稼働する計画のもとでの生産台数で算出

業績等の推移

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第3期 2023年12月	第4期 2024年12月	第5期第3四半期 2025年9月
売上高 (百万円)	327	6,161	7,323
経常損失(△) (百万円)	△5,737	△5,702	△2,986
親会社株主に帰属する当期(四半期)純損失(△) (百万円)	△6,166	△8,013	△3,046
包括利益又は四半期包括利益 (百万円)	△6,166	△8,013	△3,027
純資産額 (百万円)	5,244	1,670	482
総資産額 (百万円)	8,499	10,830	18,211
1株当たり純資産額 (円)	△306.64	△535.46	—
1株当たり当期(四半期)純損失(△) (円)	△253.78	△280.07	△95.77
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	60.8	13.2	0.3
自己資本利益率 (%)	△119.2	△242.7	—
株価収益率 (倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△5,469	△6,971	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△4,122	△1,458	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,992	8,670	—
現金及び現金同等物の期末(四半期期末)残高 (百万円)	1,004	1,244	—
従業員数 (名)	114	155	—
(ほか、平均臨時雇用人員)	(18)	(47)	(—)

- (注) 1. 第3期から第4期については、事業企画、製品開発、生産準備及び社内管理体制の構築など事業立上げのための先行投資を行ったことにより、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び包括利益(△)を計上しております。また、同様の理由により、営業活動によるキャッシュ・フロー及び投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
2. 第3期において、EV充電サービスの自社拠点の機械装置について減損損失を計上しております。
3. 第4期において、EV充電サービスの自社拠点の機械装置及び製造拠点に設置している水冷モジュール製造設備について減損損失を計上しております。
4. 1株当たり純資産額については、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C種優先株式及びC-1種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しているため、計算結果はマイナスとなっております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期(四半期)純損失(△)であるため記載しておりません。
6. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第3期及び第4期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。なお、第5期第3四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。
8. 従業員数は就業人員数(当社グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む)は、最近1年間の平均人員数を()内に外数で記載しております。
9. 当社は、2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、C種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。なお、当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
10. 当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、同日付をもって定款の一部を変更し、発行可能株式総数及び単元株式数の変更を行っております。また、2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純損失(△)を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第1期 2021年12月	第2期 2022年12月	第3期 2023年12月	第4期 2024年12月
売上高 (百万円)	—	—	327	6,161
経常損失(△) (百万円)	△272	△2,004	△5,737	△5,699
当期純損失(△) (百万円)	△272	△2,255	△6,157	△8,008
資本金 (百万円)	70	2,913	6,952	9,089
発行済株式数 (株)	10,000	21,643	27,989	30,976
純資産額 (百万円)	1,387	5,967	5,252	1,682
総資産額 (百万円)	1,501	7,884	8,510	11,177
1株当たり純資産額 (円)	△17,292.90	△112,013.97	△306.35	△535.05
1株当たり配当額 (円)	(—)	(—)	(—)	(—)
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失(△) (円)	△27,292.80	△136,083.01	△253.44	△279.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	△11.5	41.3	60.9	12.9
自己資本利益率 (%)	—	△146.1	△146.0	△241.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
従業員数 (名)	10	56	99	138
(ほか、平均臨時雇用人員)	(—)	(1)	(16)	(31)

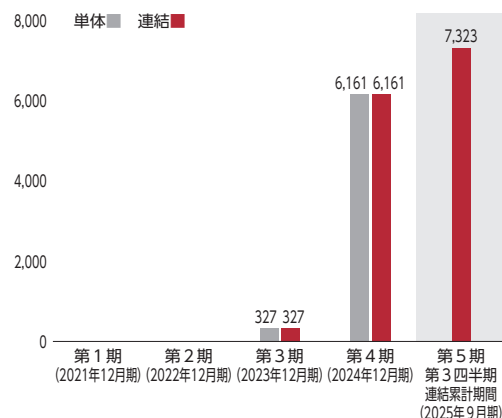
- (注) 1. 当社は、2021年3月22日設立のため、2021年12月期は9ヶ月と10日間となっております。
2. 第1期から第4期については、事業企画、製品開発、生産準備及び社内管理体制の構築など事業立上げのための先行投資を行ったことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。
3. 第1期から第2期については、事業企画、製品開発及び生産準備を行っていたため売上高を計上しておりません。
4. 第3期において、EV充電サービスの自社拠点の機械装置について減損損失を計上しております。
5. 第4期において、EV充電サービスの自社拠点の機械装置及び製造拠点に設置している水冷モジュール製造設備について減損損失を計上しております。
6. 1株当たり純資産額について、第1期は株主資本がマイナスのため、また、第2期から第4期は、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C種優先株式及びC-1種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しているため、計算結果はマイナスとなっております。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
8. 第1期の自己資本利益率については、株主資本がマイナスのため記載しておりません。
9. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
10. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
11. 第3期及び第4期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、第1期については、「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載し、第2期の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式及び算定方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。なお、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
12. 従業員数は就業人員数(グループ内への兼務出向を含む)であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む)は、最近1年間の平均人員数を()外数で記載しております。
13. 当社は、2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、C種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。なお、当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
14. 当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、同日付をもって定款の一部を変更し、発行可能株式総数及び単元株式数の変更を行っております。また、2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

15. 当社は、2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）]の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期及び第2期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

		第1期 2021年12月期	第2期 2022年12月期	第3期 2023年12月期	第4期 2024年12月期
1株当たり純資産額	(円)	△17.29	△112.01	△306.35	△535.05
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△27.29	△136.08	△253.44	△279.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	(—)	(—)	(—)	(—)

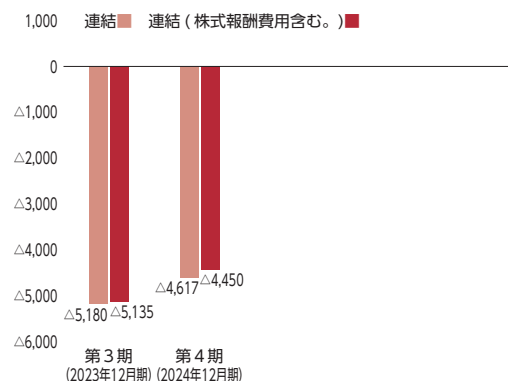
売上高

(単位：百万円)



EBITDA

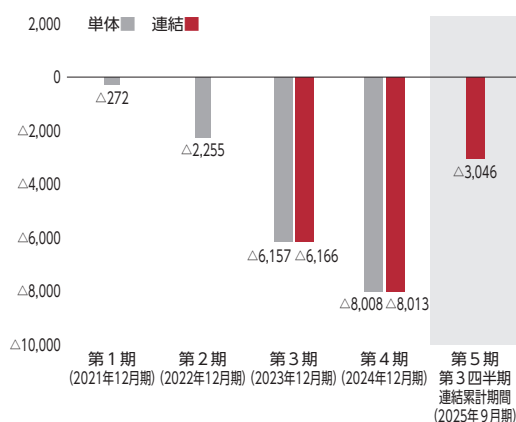
(単位：百万円)



(注) EBITDA = 「営業利益 + 減価償却費」

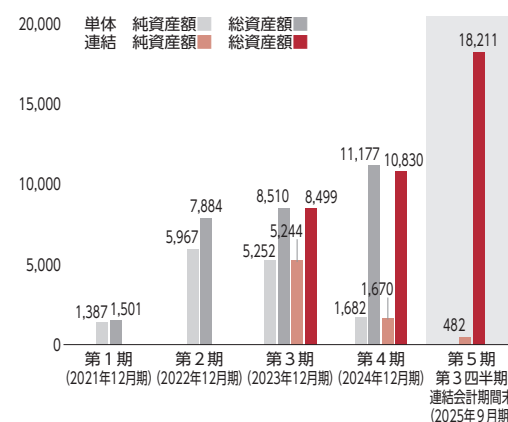
親会社株主に帰属する

当期(四半期)純損失(△)／当期純損失(△) (単位：百万円)



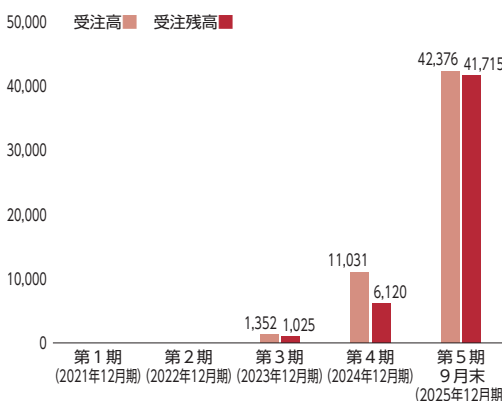
純資産額／総資産額

(単位：百万円)



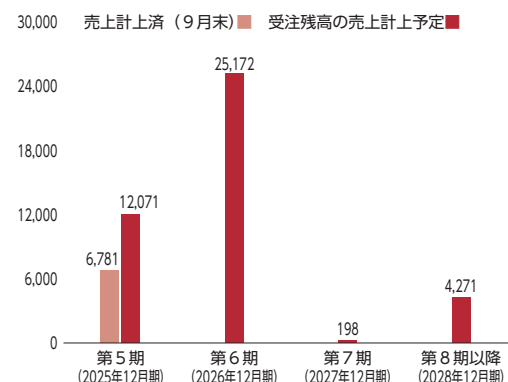
製品の受注高/受注残高

(単位：百万円)



製品の受注残高の年度別売上計上予定

(単位：百万円)



目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	9
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	11
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	12
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	13
第二部 【企業情報】	16
第1 【企業の概況】	16
1 【主要な経営指標等の推移】	16
2 【沿革】	20
3 【事業の内容】	21
4 【関係会社の状況】	28
5 【従業員の状況】	29
第2 【事業の状況】	30
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	30
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	37
3 【事業等のリスク】	39
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	48
5 【経営上の重要な契約等】	56
6 【研究開発活動】	58
第3 【設備の状況】	59
1 【設備投資等の概要】	59
2 【主要な設備の状況】	59
3 【設備の新設、除却等の計画】	60

第4	【提出会社の状況】	61
1	【株式等の状況】	61
2	【自己株式の取得等の状況】	97
3	【配当政策】	98
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	99
第5	【経理の状況】	115
1	【連結財務諸表等】	116
2	【財務諸表等】	178
第6	【提出会社の株式事務の概要】	193
第7	【提出会社の参考情報】	194
1	【提出会社の親会社等の情報】	194
2	【その他の参考情報】	194
第四部	【株式公開情報】	195
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	195
第2	【第三者割当等の概況】	202
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	202
2	【取得者の概況】	209
3	【取得者の株式等の移動状況】	219
第3	【株主の状況】	227
監査報告書		巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書		
【提出先】	中国財務局長		
【提出日】	2025年11月21日		
【会社名】	株式会社パワーエックス		
【英訳名】	P o w e r X, I n c .		
【代表者の役職氏名】	取締役 代表執行役社長CEO 伊藤 正裕		
【本店の所在の場所】	岡山県玉野市田井六丁目9番1号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行 っております。)		
【電話番号】	—		
【事務連絡者氏名】	—		
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー43階		
【電話番号】	03-4400-7296(代表)		
【事務連絡者氏名】	執行役コーポレート領域管掌 藤田 利之		
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式		
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額		
	ブックビルディング方式による募集	4,250,034,000円	
	売出金額		
	(引受人の買取引受による売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し	5,065,920,000円	
	(オーバーアロットメントによる売出し)		
	ブックビルディング方式による売出し	1,509,840,000円	
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法 上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書 提出時における見込額であります。なお、募集株式には、 日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等 を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、 米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される 株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」をご参照下さい。		
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。		

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	4,166,700(注)3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 2025年11月21日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

3. 2025年11月21日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行(以下「本募集」という。)の発行株式4,166,700株のうちの一部が、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「本募集における海外販売」といい、本募集における海外販売の対象となる株数を「本募集における海外販売株数」という。)されることがあります。なお、本募集の発行数については、2025年12月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

上記発行数は、本募集における日本国内において販売(以下「国内募集」という。)される株数(以下「本募集における国内販売株数」という。)の上限であります。本募集における国内販売株数及び本募集における海外販売株数の最終的な内訳は、本募集並びに本募集と同時に行われる後記「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の「引受人の買取引受による売出し」(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日(2025年12月10日)に決定されます。本募集における海外販売株数は未定であり、本募集の発行株数の範囲内とします。

本募集における海外販売に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

5. 上記とは別に、2025年11月21日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,258,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

2025年12月10日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で本募集を行います。引受価額は2025年12月3日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	4,166,700	4,250,034,000	2,312,518,500
計(総発行株式)	4,166,700	4,250,034,000	2,312,518,500

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、2025年11月21日開催の取締役会決議に基づき、2025年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
6. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,200円)で算出した場合、本募集における発行価額の総額(見込額)は5,000,040,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自 2025年12月11日(木) 至 2025年12月16日(火)	未定 (注)4	2025年12月18日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2025年12月3日に仮条件を決定いたします。当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年12月10日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受けに当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2025年12月3日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額と2025年12月10日に決定される予定の発行価格及び引受価額は各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金の額であります。なお、2025年11月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2025年12月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする事及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨を決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年12月19日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込みに先立ち、2025年12月3日から2025年12月9日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、各社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

9. 後記「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、本募集も中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 築地支店	東京都中央区入船三丁目2番10号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはい行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	未定	- 買取引受けによります。 - 引受人は新株式払込金として、2025年12月18日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 - 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
中銀証券株式会社	岡山県岡山市北区本町2番5号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
計	—	4,166,700	—

- (注) 1. 2025年12月3日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2025年12月10日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,625,037,000	48,000,000	4,577,037,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、本募集における新株式発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,200円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における国内販売株数の上限に係るものであります。本募集における海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額4,577百万円に海外販売の手取概算額(未定)及び前記「1 新規発行株式」の(注)5.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限1,396百万円を合わせた手取概算額合計上限5,973百万円については、以下に充当する予定であります。なお、手取金については、具体的な資金需要が発生し、支払い時期が決定するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

① PowerX Mega Power 2500の開発資金

今後予想される蓄電池製品市場の競争激化に対して、競争力のある製品を投入する必要があり、そのためには継続的な研究開発活動への取組みが不可欠と認識しております。具体的には大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」の後継機となる「PowerX Mega Power 2500」の研究開発費として149百万円(2026年12月期：149百万円)を充当する予定であります。

② 東京オフィス移転資金

現在、複数のオフィスに分散している本社機能を集約することで、コミュニケーションをより円滑にして業務効率を向上させることを目的に、東京オフィスの移転を計画しております。移転先オフィスの工事費用など設備資金として921百万円(2026年12月期に921百万円)を充当する予定であります。

③ Power Base第2工場建設資金

当社では、足元の受注残の積み上がりや今後予測される再生可能エネルギー市場の拡大に伴う蓄電池製品への需要増加に対応するため、また、継続的なコスト競争力の向上を図るために、生産規模及び生産効率を最大化することを目的として現在のPower Baseと同一敷地内に第2工場の建設を予定しております。第2工場の建設工事や、工場内に設置する製造設備などの設備資金として4,903百万円(2026年12月期に3,507百万円、2027年12月期に1,396百万円)を充当する予定であります。

(注) 上記②及び③の設備資金等の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2025年12月10日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	4, 221, 600	5, 065, 920, 000	東京都千代田区丸の内二丁目3番2 号 日本郵船株式会社 550, 000株
				東京都千代田区丸の内一丁目4番5 号 株式会社三菱UFJ銀行 507, 000株
				東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 20番1号 アキュメン株式会社 500, 000株
				東京都千代田区大手町一丁目2番1 号 三井物産株式会社 489, 000株
				16 Great Queen Street, Covent Garden, London, United Kingdom, WC2B 5AH FRONTIVE X LIMITED 455, 600株
				愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号 正栄汽船株式会社 446, 000株
				東京都千代田区神田練堀町3番地 東京センチュリー株式会社 366, 000株
				東京都港区虎ノ門一丁目21番19号 株式会社脱炭素化支援機構 357, 000株
				東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社FAROUT 228, 000株
				東京都中央区銀座六丁目15番1号 電源開発株式会社 91, 000株
				東京都千代田区丸の内二丁目3番1 号 三菱商事株式会社 91, 000株

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
				東京都千代田区内幸町一丁目2番1号 みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合 46,000株
				東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 未来創造投資事業有限責任組合 46,000株
				宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号 東北電力株式会社 35,000株
				京都府京都市左京区 三宅 利幸 8,000株
				東京都渋谷区 笠松 純 6,000株
計(総売出株式)	—	4,221,600	5,065,920,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 本募集を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,200円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び後記「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込 株数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 2025年 12月11日(木) 至 2025年 12月16日(火)	100	未定 (注)2	引受人の本店並 びに全国各支店 及び営業所	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番7号 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 東京都港区赤坂一丁目12番32号 マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町一丁目4番地 松井証券株式会社 岡山県岡山市北区本町2番5号 中銀証券株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号 岡三証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社	未定 (注)3

(注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額

は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日(2025年12月19日)の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様です。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数 (株)	売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	1, 258, 200	1, 509, 840, 000 東京都千代田区大手町一丁目9番2 号 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー 証券株式会社
計(総売出株式)	—	1, 258, 200	1, 509, 840, 000 —

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2025年11月21日開催の取締役会において、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式1, 258, 200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社及びＳＭＢＣ日興証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 本募集又は引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止します。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1, 200円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 2025年 12月11日(木) 至 2025年 12月16日(火)	100	未定 (注)1	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の本支店及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(2025年12月10日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(2025年12月10日)において決定する予定であります。
3. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日(2025年12月19日)の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
5. 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)7. に記載した販売方針と同様です。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社及びＳＭＢＣ日興証券株式会社を共同主幹事会社(以下「共同主幹事会社」という。)として、2025年12月19日に東京証券取引所グロース市場への上場を予定しております。

2. 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。以下は、かかる本募集における海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 本募集における海外販売の発行数(本募集における海外販売株数)

未定

(注)

上記発行数は、本募集における海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日(2025年12月10日)に決定されますが、本募集における海外販売株数は、本募集の発行株数の範囲内とします。

(3) 本募集における海外販売の発行価格

未定

(注)

1. 本募集における海外販売の発行価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1. と同様であります。

2. 本募集における海外販売の発行価格は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一といたします。

(4) 本募集における海外販売の発行価額(会社法上の払込金額)

未定

(注)

1. 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2025年12月10日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

2. 本募集における海外販売の発行価額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価額と同一といたします。

(5) 本募集における海外販売の資本組入額

未定

(注)

本募集における海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一といたします。

(6) 本募集における海外販売の発行価額の総額

未定

(7) 本募集における海外販売の資本組入額の総額

未定

(注)

本募集における海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。

(8) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(9) 発行方法

下記(10)に記載の引受人が本募集の発行株数を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部を引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売します。

(10) 引受人の名称

前記「第1 募集要項 4 株式の引受け」に記載の引受人

(11) 募集を行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額	未定
発行諸費用の概算額	未定
差引手取概算額	未定

② 手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり

(13) 本募集における海外販売の新規発行年月日(払込期日)

2025年12月18日(木)

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主であるアキュメン株式会社(以下「貸株人」という。))より借入れる株式です。これに関連して、当社は、2025年11月21日開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする当社普通株式1,258,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しています。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりです。

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式 1,258,200株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注)1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	2026年1月19日(月)

(注) 1. 募集株式の払込金額(会社法上の払込金額)は、2025年12月3日開催予定の取締役会において決定される予定の前記「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額(会社法上の払込金額)と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2025年12月10日に決定される予定の前記「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、2025年12月19日から2026年1月15日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びSMBＣ日興証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借り入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定ですので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社及びSMBＣ日興証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主及び売出人並びに貸株人であるアキュメン株式会社、売出人である株式会社FAROUT、日本郵船株式会社、FRONTIVE X LIMITED、みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合、未来創造投資事業有限責任組合、笠松 純、当社株主である、今治造船株式会社、日本瓦斯株式会社、伊藤忠商事株式会社、Spiral Capital Japan Fund 2号投資事業有限責任組合、持田 昌典、Double Hawkfeather Pte. Ltd.、Southern Route Maritime, S.A.、Japan Airlines & TransLink Innovation Fund, L.P.、JA三井リース株式会社、株式会社辰巳商會、損害保険ジャパン株式会社、森トラスト株式会社、BEMAC株式会社、諸藤 周平、セノーグループホールディングス株式会社、ナミックス株式会社、石油資源開発株式会社、NEC and Translink Orchestrating Future Fund, L.P.、株式会社安川電機、AFA合同会社、四国電力株式会社、パワーエックス従業員持株会、Ben Ferguson、笠原 健治、ちゅうぎんインパクトファンド投資事業有限責任組合、浅田 一憲、大西 英之、樋口 敦士、Fendi Chen (Ying Tung Chen)、漆間 良成、永伸商事株式会社、王 貞治、吉田 誠之助、小川 雅人、合同会社K4 Ventures、山本 康正、Mark Tercek、吉野 次郎、フードテクノエンジニアリング株式会社、Paolo Cerruti、Caesar Sengupta、Paul Kuo、見満 周宜、戸矢 博明、藤田 利之、立石 知雄、高岡 美緒、国吉 誠、Christina Trojel-Hansen、上田 卓矢、横井 宏吏、富田 尚史、野田 憲司、呉 兆顕、佐藤 昌子、池添 通則、株式会社ウェルフェアグループ、チェン ミンミン、王 曉霞、宮原 一郎、青木 良行、大江 太人及びタ田 清史並びに当社の新株予約権者である85名は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2026年6月16日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエアオプションの対象となる当社普通株式を三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券が取得すること等は除く。)等を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定です。

また、当社は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年11月21日開催の当社取締役会において決議された三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定です。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、後記「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

5. 当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社は、本募集及び引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式のうち取得金額50万円に相当する株式数を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、共同主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第3期	第4期
決算年月		2023年12月	2024年12月
売上高	(百万円)	327	6,161
経常損失(△)	(百万円)	△5,737	△5,702
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	(百万円)	△6,166	△8,013
包括利益	(百万円)	△6,166	△8,013
純資産額	(百万円)	5,244	1,670
総資産額	(百万円)	8,499	10,830
1株当たり純資産額	(円)	△306.64	△535.46
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△253.78	△280.07
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	60.8	13.2
自己資本利益率	(%)	△119.2	△242.7
株価収益率	(倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△5,469	△6,971
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△4,122	△1,458
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	4,992	8,670
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	1,004	1,244
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	114 〔18〕	155 〔47〕

- (注) 1. 第3期から第4期については、事業企画、製品開発、生産準備及び社内管理体制の構築など事業立上げのための先行投資を行ったことにより、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失及び包括利益(△)を計上しております。また、同様の理由により、営業活動によるキャッシュ・フロー及び投資活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
2. 第3期において、EV充電サービスの自社拠点の機械装置について減損損失を計上しております。
3. 第4期において、EV充電サービスの自社拠点の機械装置及び製造拠点に設置している水冷モジュール製造設備について減損損失を計上しております。
4. 1株当たり純資産額については、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C種優先株式及びC-1種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しているため、計算結果はマイナスとなっております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
6. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第3期及び第4期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

8. 従業員数は就業人員数（当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員数を〔 〕内に外数で記載しております。
9. 当社は、2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、C種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。なお、当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
10. 当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、同日付をもって定款の一部を変更し、発行可能株式総数及び単元株式数の変更を行っております。また、2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失（△）を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月		2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高	(百万円)	—	—	327	6,161
経常損失(△)	(百万円)	△272	△2,004	△5,737	△5,699
当期純損失(△)	(百万円)	△272	△2,255	△6,157	△8,008
資本金	(百万円)	70	2,913	6,952	9,089
発行済株式総数					
普通株式		5,000	5,000	5,000	5,000
AA種株式		5,000	5,000	5,000	5,000
A種優先株式		—	7,566	7,566	7,566
A-1種優先株式		—	2,040	2,040	2,040
A-2種優先株式	(株)	—	2,037	2,037	2,037
B種優先株式		—	—	3,309	3,309
B-1種優先株式		—	—	2,409	2,409
B-2種優先株式		—	—	628	628
C種優先株式		—	—	—	2,722
C-1種優先株式		—	—	—	265
純資産額	(百万円)	1,387	5,967	5,252	1,682
総資産額	(百万円)	1,501	7,884	8,510	11,177
1株当たり純資産額	(円)	△17,292.90	△112,013.97	△306.35	△535.05
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△27,292.80	△136,083.01	△253.44	△279.92
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	△11.5	41.3	60.9	12.9
自己資本利益率	(%)	—	△146.1	△146.0	△241.8
株価収益率	(倍)	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	10 〔—〕	56 〔1〕	99 〔16〕	138 〔31〕

- (注) 1. 当社は、2021年3月22日設立のため、2021年12月期は9ヶ月と10日間となっております。
2. 第1期から第4期については、事業企画、製品開発、生産準備及び社内管理体制の構築など事業立上げのための先行投資を行ったことにより、経常損失及び当期純損失を計上しております。
3. 第1期から第2期については、事業企画、製品開発及び生産準備を行っていたため売上高を計上しておりません。
4. 第3期において、EV充電サービスの自社拠点の機械装置について減損損失を計上しております。
5. 第4期において、EV充電サービスの自社拠点の機械装置及び製造拠点に設置している水冷モジュール製造設備について減損損失を計上しております。
6. 1株当たり純資産額について、第1期は株主資本がマイナスのため、また、第2期から第4期は、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C種優先株式及びC-1種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しているため、計算結果はマイナスとなっております。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

8. 第1期の自己資本利益率については、株主資本がマイナスのため記載しておりません。
9. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
10. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
11. 第3期及び第4期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。また、第1期については、「会社計算規則」（2006年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載し、第2期の財務諸表については「財務諸表等の用語、様式及び算定方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。なお、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
12. 従業員数は就業人員数（グループ内への兼務出向を含む）であり、臨時雇用者数（契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員数を〔 〕外数で記載しております。
13. 当社は、2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、C種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。なお、当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
14. 当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、同日付をもって定款の一部を変更し、発行可能株式総数及び単元株式数の変更を行っております。また、2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失（△）を算定しております。
15. 当社は、2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（2012年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期及び第2期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

		第1期 2021年12月期	第2期 2022年12月期	第3期 2023年12月期	第4期 2024年12月期
1株当たり純資産額	(円)	△17.29	△112.01	△306.35	△535.05
1株当たり当期純損失（△）	(円)	△27.29	△136.08	△253.44	△279.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

株式会社パワーエックス設立以降の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2021年3月	自然エネルギーの普及、蓄電・送電技術の進化のため新規事業を展開することを目的として、東京都港区虎ノ門一丁目10番5号KDX虎ノ門一丁目ビルに㈱パワーエックスを設立
2022年6月	本社を東京都港区赤坂九丁目7番1号ミッドタウン・タワー43階に移転
2022年8月	蓄電池型急速EV充電システム（注1）「PowerX Hypercharger」と大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」の受注開始
2022年10月	国内最速級のEVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」を発表・開始
2023年4月	蓄電池製品及びその関連製品の製造を目的として、岡山県玉野市に完全子会社となる㈱PowerX Manufacturingを新設分割により設立
2023年5月	高圧受電不要で、簡単導入と低コスト運用を実現した商用EV向け充電システム「PowerX Hypercharger for Fleet」の受注を開始
2023年6月	岡山県玉野市に蓄電池製造工場「Power Base」を建設
2023年7月	「PowerX Hypercharger」が国際標準規格CHAdeMOの最新プロトコルであるCHAdeMO 2.0.1の認証取得
2023年11月	電力小売の新サービス「X-PPA」を発表
2024年2月	電気運搬船の開発・販売及び海上電力輸送関連事業の企画運営を目的として、完全子会社㈱海上パワーグリッドを設立
2024年2月	産業用の中型定置用蓄電システム「PowerX Cube」と蓄電池から設置施設にも給電可能な蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger Pro」を発表、受注開始
2024年9月	定置用蓄電システムの新製品2機種「PowerX Mega Power 2700L」及び「PowerX Mega Power 2500」を発表、受注開始
2024年10月	環境省より産業廃棄物の広域認定を取得
2024年11月	EVCS（EV Charge Station）事業において、安価な従量制充電料金や最大75分の利用時間等の特長を備えた会費制の新サービス「PowerX First」の提供を開始
2025年1月	「PowerX Cube」の販売・施工を担う認定販売施工会社制度（注2）を開始
2025年2月	「PowerX Hypercharger Pro」の販売・施工を担う認定販売事業パートナー制度（注3）を公表
2025年2月	EVCS事業において、社用車向け急速EV充電法人プラン「PowerX EV充電法人プラン」の提供を開始
2025年6月	登記上の本社所在地を岡山県玉野市田井六丁目9番1号に移転
2025年10月	「PowerX Mega Power 2700A」及び「PowerX Mega Power 2500」について、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が定めるIoT製品向けセキュリティ制度「JC-STAR」（注4）の適合ラベル（レベル1）を取得

（注1）最大出力240kWhの充電速度

（注2）「PowerX Cube」の設置・施工に関する研修を修了し当社の基準をクリアした事業者（認定販売施工会社）と、当社製品の販売、施工及びメンテナンスにおいて協業する制度

（注3）「PowerX Hypercharger Pro」の設置・施工に関する研修を修了し当社の基準をクリアした事業者（認定販売事業パートナー）と、当社製品の販売、施工及びメンテナンスにおいて協業する制度

（注4）国内外の規格とも調和しつつ、独自に定める適合基準（セキュリティ技術要件）に基づき、IoT製品に対する適合基準への適合性を確認・可視化する、セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度

3 【事業の内容】

パワーエックスは蓄電型発電所(注1)を製作する会社です。

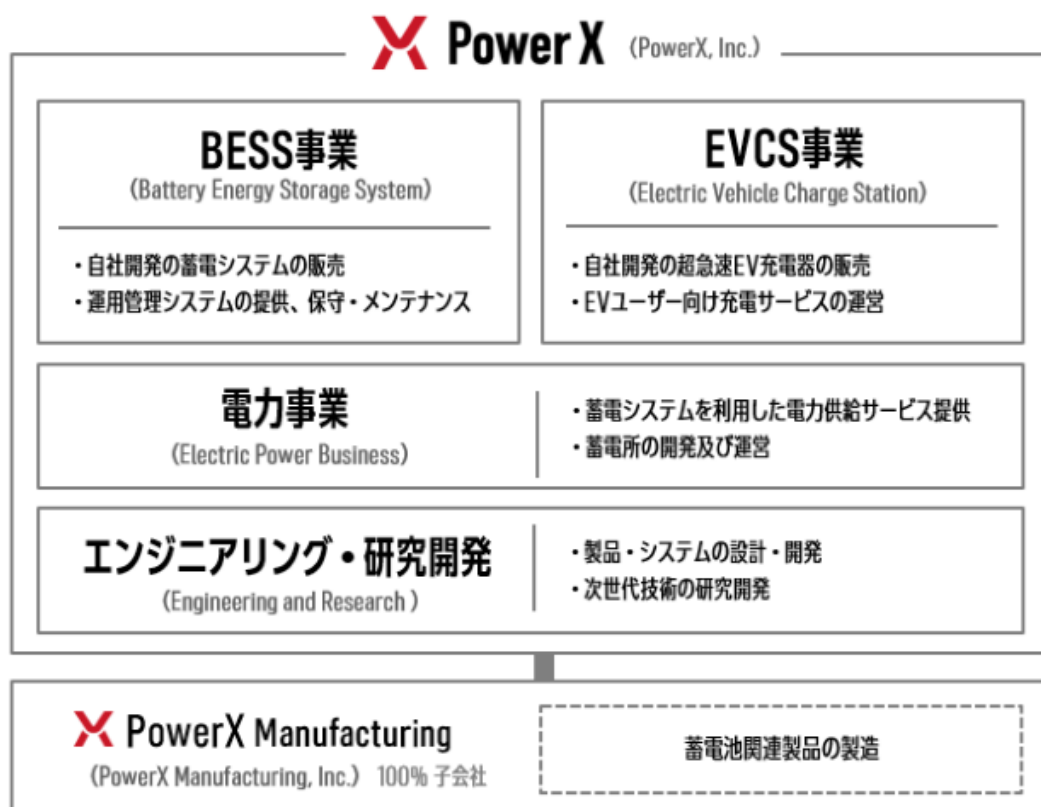
当社グループは、「永遠に、エネルギーに困らない地球」をVisionに、「日本のエネルギー自給率の向上を実現する」をMissionに掲げバッテリーエネルギー貯蔵システム（BESS:Battery Energy Storage System。蓄電池と電力制御を組み合わせて、状況に応じて電力を充放電する仕組み）の開発、製造、販売から、系統用蓄電所の企画、運用までを一貫して提供しております。

2025年2月に日本政府が閣議決定した第7次エネルギー基本計画では、2040年度に総発電量のうち再生可能エネルギーの割合を4～5割程度とし、最大の電源とするとの指針が示されています(注2)。また、2025年1月には米国が国連に対してパリ協定からの離脱を通告するなど、エネルギーを巡る問題は世界規模で不確実性が高まっていますが、エネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減等課題を解決するためには、再生可能エネルギーの主力電源化が鍵であり、その需要は急速に高まっております。蓄電池は、太陽光や風力などで発電された電力を余剰時に蓄え、不足時に放出することで、発生をコントロールしにくい再エネ由来の電力を需要に応じて柔軟に供給することを可能とする、化石燃料依存の脱却を実現する次世代の代替手段であり、その発展には高度なエネルギー制御とセキュリティ対策によって支えられた高品質且つ低コストでアクセスのしやすいハードウェアの普及が必要不可欠です。

当社グループは、脱炭素化社会の実現に貢献するため、岡山県玉野市に建設した蓄電池製造工場「Power Base」及び提携工場で生産する蓄電池製品を利用したソリューションを提供しており、BESS事業、EVCS事業、電力事業の3つの事業から構成されております。

(注1) 2022年5月の電気事業法改正以降、出力10MW以上で電力系統に直接接続する蓄電システムは「発電所」として扱われています。当社ではこうした系統用蓄電システムを「蓄電型発電所」と称しています。

(注2) 出典：経済産業省 資源エネルギー庁「第7次エネルギー基本計画の概要(2025年2月)」



(Made in Japanの蓄電池製造基盤)

当社グループは、国内の蓄電池製造工場「Power Base」及び提携工場において、定置用蓄電池、急速EV充電器等の様々な用途に応じた蓄電池製品の製造を行っております。

近年は、ウクライナ紛争の長期化や、米中間における輸出入の禁止措置など、地政学上のリスクが高まる中で、日本でも2025年6月に施行された経済安全保障推進法において重要物資の安定的供給や、基幹インフラ役務の安定的提供の確保に関する制度が定められるなど、経済安全保障におけるエネルギー確保の重要性が認識されております。当社グループは製品の設計、製造、ソフトウェア開発、メンテナンスのすべてを日本で行うことで、日本のエネルギー安全保障に貢献するというコミットメントを表した「Made in Japan宣言」を行い、以下3点をお約束します。

① 日本国内で設計、組み立てられた製品

製品開発・生産拠点は、100%日本国内。岡山県玉野市に所在する自社工場及び提携工場にて高品質で信頼性のある蓄電池製品を組立て。

② 自社開発ソフトウェアによるセキュリティの確保

国内のインフラを外部から守るために開発された自社ソフトウェア。電力の送配電等の基幹システムへのサイバー攻撃リスクを最小化し、国内電力の安定供給を支える。

③ 万全なサポート体制

当社グループの製品は、自社システムで24時間監視可能。技術サポートの専門チームが製品導入後の運営やトラブル対応など、あらゆるサポートをオンサイトで提供。

当社グループは、多額の設備投資が必要な電池セル及び電池モジュール（電力を蓄える最小単位であるセルを、用途に合わせて複数組み合わせることで電圧や容量を向上させたものがモジュール）の製造を自社では行わず、その時点で最も高品質でコスト競争力の高い電池セル及び電池モジュールを購入するビジネスモデルを採用しております。これにより、電池セル及び電池モジュールの製造設備への投資や開発コストの負担を軽減し、低価格の製品提供が可能となっております。また、定置用蓄電池、急速EV充電器等の様々な蓄電池製品に使用する電池セル及び電池モジュールは共通のものを調達し、それらを用いて製品を量産することでより低価格化、今後拡大する蓄電池需要に対応することができます。

また、当社グループでは、電池セルとして、三元系リチウムイオン電池に比べて異常時に熱暴走しにくいリン酸鉄リチウムイオン電池を使用しており、それに加え、自社開発のバッテリー安全保護システム(BMS:Battery Management System)により、過電圧、過放電、過電流、高温/低温、電気回路のショートなどのあらゆるトラブルから電池を保護します。リン酸鉄リチウムイオン電池は、コバルト系や三元系のリチウムイオン電池と比べてエネルギー密度は低いものの、ニッケル、マンガン、コバルト等の希少性の高い鉱物資源を使用しているため原価が高騰しているコバルト系や三元系のリチウムイオン電池よりも比較的安価であります。リン酸鉄リチウムイオン電池の定置用蓄電池への使用は広く普及しつつあり、今後一層のコストカットも期待できます。

2025年9月30日時点における生産能力は以下のとおりです。

工場	所在地	対象製品	年間生産能力
Power Base	岡山県玉野市	PowerX Hypercharger PowerX Cube	480台 (171MWh)
提携工場	岡山県玉野市	PowerX Mega Power	185台 (507MWh)

当社グループが提供する蓄電池製品の主なラインナップは以下のとおりであります。

PowerX Mega Power 2700A PowerX Cube (+PX PCS 100)

2.7MWh 20ft
大型定置用蓄電システム



358kWh
中型定置用蓄電システム



PowerX Hypercharger

蓄電池急速EV充電システム



(BESS事業)

当事業は、主に大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」、中型定置用蓄電システム「PowerX Cube」の販売及びメンテナンスを行っております。「PowerX Mega Power」は、2.7MWhの大容量となっており、発電所等における電力の発生から消費に至る一連の電力供給システムに接続する電力系統用、自社拠点に設置して利用する産業・商業用のどちらにも利用可能で、再生可能エネルギーの有効な活用を可能とします。「PowerX Cube」は、産業用及び商業用に設計された中型の定置用蓄電池で「PowerX Mega Power」よりも設置面積が小さく、さまざまな用途に展開できます。また、当社のBESS事業では、バッテリー貯蔵システム(ESS)、パワーコンディショナー(PCS)、変圧器(TR)、パワー管理システム(PMS)、エネルギー管理システム(EMS)、アグリゲーション・コーディネーター(AC/RA)などの、周辺インフラからエネルギーソリューションを含めた製商品及びサービスをラインナップしております。

BESS事業における主要顧客は、発電事業者や都市開発業者、不動産業者、自動車関連メーカーや機器メーカー及び物流事業者など、幅広い業種にわたっております。また、当社グループが販売した蓄電池製品は、系統接続による電力の売買や、自家消費用の電力コストの削減、収益物件としての運用など、顧客のニーズに応じた用途に供されております。そのため、当社グループでは製品の購入のみを希望されるお客様から、機器購入後の運用まで一貫して任せたいというお客様まで、あらゆるニーズへのきめ細かい価値提供を可能とするべく、製品販売のみではなく、蓄電池の運用管理に必要なソフトウェアの開発・提供や、販売後の保守メンテナンスを含めて当社が対応する体制を構築しております。

また、電力系統に接続して電力の充放電を行う蓄電施設である系統用蓄電所向けの製品販売に当たっては、日本のエネルギー需給や系統への接続可否の調査を踏まえた導入サポートを行っているほか、自社開発の蓄電池運用システム「Power OS」を用いて遠隔監視による常時保守・保全を行っており、不具合発生時も適時に把握することが可能となっています。

産業・商業用では、工場、倉庫、ビルなどの脱炭素化を蓄電池が実現可能とします。太陽光発電システムに加えて蓄電池を導入することで、従来は廃棄していた余剰発電量を蓄電池に蓄えて夜間電力として最大限活用することや、昼夜の電力の価格差を利用して電気代を削減することが可能なほか、災害等により系統からの電力供給が途絶えた場合の非常用電源として、BCP(BCP: Business Continuity Plan)の観点からも活用が期待されます。

(EVCS事業)

当事業は、蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の顧客への販売、メンテナンス及び「PowerX Hypercharger」を利用したEVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」を展開しております。

近年において自動車メーカー各社はEV市場へ参入・投資を行っておりますが、2024年における日本国内の新車販売に占めるEVの比率は1.3%（出典：一般社団法人 日本自動車販売協会連合会「燃料別登録台数統計」より引用）と未だ普及途上にあります。当社は、必要な時に必要な量の充電を行える環境を整備してEVユーザーの懸念を払しょくすることがEV普及のカギであると考えており、こうした課題の中でも特に公共充電における短時間充電を可能とする急速充電設備(100kWh以上)の販売及び充電サービスを展開しております。

EVCS事業では国内外のカーディーラーや自動車用品販売業者、運送業者などを主要顧客として製品を販売するほか、EVユーザーである個人及び法人に対して充電サービスを提供する「PowerX Charge Station」の自社拠点の運営、及びFC拠点の運営受託を行っております。

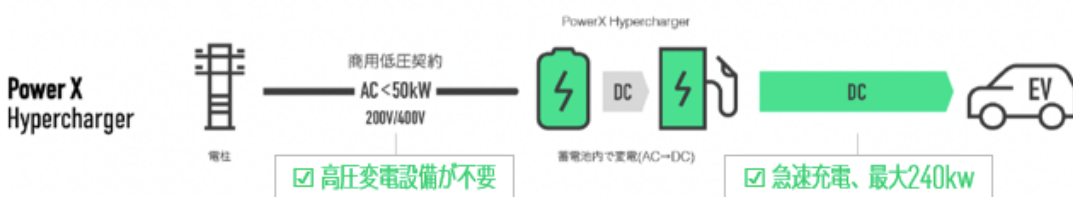
当社が販売及び運営を行っている「PowerX Hypercharger」、「PowerX Charge Station」の特徴は以下のとおりです。

① 急速充電/高圧変電設備不要

当社グループが独自開発している「PowerX Hypercharger」は、最大出力240kWによる短時間充電を可能とし、商業施設等の短時間の滞りを見込む場所での充電をサポートすることができます。また、変電機・パワーコンディショナー(注)・充電器を兼ね備えたオールインワンの充電設備であり、高圧変電設備及び工事が不要です。一般商業用の低圧電力(200V)契約で利用できることから設置場所の制限が少なく、低コストでの設置が可能です。

(注) パワーコンディショナーとは、発電された電気を変換する機器でありインバータの一種であります。

太陽光発電システム等から流れる電気は通常「直流」であり、これを日本の一般家庭で用いられている「交流」に変換することで、通常利用可能な電気にすることができます。



② 再エネ充電可能

「PowerX Hypercharger」は、蓄電池内蔵型であるため、気候条件により発電が左右される太陽光発電等の電力を蓄電池に蓄えることが可能となり、「再エネ満タン」、すなわち100%再生可能エネルギーによるEV充電を実現できます。

自社で運営する「PowerX Charge Station」においては、EVユーザーの環境意識の度合いに合わせて純再エネ100%、純再エネ70%等、系統電力から電力を選んでEVを充電することが可能となっております。

③ 直感的なUI (User Interface) / UX (User Experience) アプリ

EV充電ネットワークを利用できるアプリを自社開発いたしました。アプリは使いやすさを重視したシンプルな設計で、ユーザーは直感的な操作で予約、充電状況の確認、決済をアプリ上で完結することが可能となっております。

④ 検索&予約可能

日本における充電スポットの中には検索可能であるものの予約はできず現地に到着するまで使用状況がわからない、また時間制限がありフル充電が難しいという施設もありますが、当社の「PowerX Charge Station」は、自社開発アプリで充電スポットを検索・予約することでスムーズに充電でき、予約時間内であればフル充電も可能となっております。

(電力事業)

当事業は、蓄電池を使ったオフサイトPPA(電力の需要家が、需要場所外に発電設備を確保して再生可能エネルギーを調達するスキーム)である「X-PPA」をはじめとした蓄電池を利用した電力供給サービス及び蓄電所の開発、運営サービスを展開しております。

「X-PPA」は、昼間の太陽光や風力、国内バイオマス等のベース電源に加えて、日中に太陽光によって発電された電力を蓄電池に蓄え、電力需要の高まる夕方以降の時間帯に「夜間太陽光」として、オフィスビルや商業施設等に供給する、新たな法人向け電力販売契約(PPA)を提供するものであります。

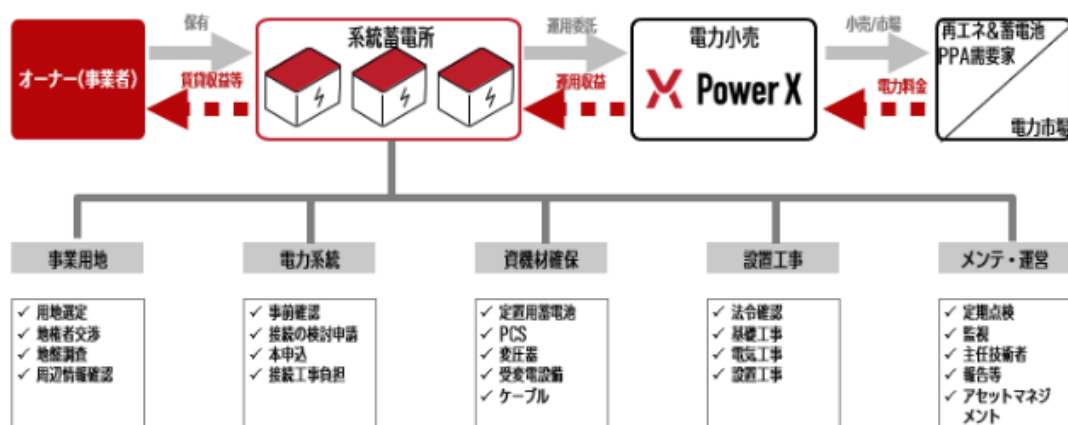
日本においては各地にメガソーラーが建設されるなど、太陽光発電の導入が進んでいる一方で、太陽光発電の発電量や価格は、季節や天気等の自然要因に大きく影響を受ける上、日没後は発電できないため、夜間使用される電気の多くはまだまだ火力由来の電源に頼っている現状であります。さらには、太陽光パネルを設置するスペースが限られることや、再生可能エネルギーを証明する非化石証書(注)の価格が変動することにより予測が困難であること等、法人による再生可能エネルギーの活用には様々な課題があります。

「X-PPA」では、当社グループが電力提供元として、発電元より再生可能エネルギーを購入し、オフィスビルや商業施設等に電力を供給しております。当社グループの蓄電池製品に蓄えられた再生可能エネルギーが夜間も電力系統を通して供給されることで、法人顧客は再生可能エネルギーの高い活用率を実現することが可能となります。蓄電池製品の電力需給調整の特徴を最大限活用したこのスキームにより、顧客は自らが設定した再エネ比率での電力供給を経済的かつ安定的に受けることができ、かつ、非化石価値を取得するための手間や価格変動リスクを低減できます。当社はこの「X-PPA」を多くの顧客に利用いただくことで、再生可能エネルギーの有効活用と更なる普及に貢献できるものと考えております。

(注) 非化石証書とは、再生可能エネルギー等の非化石エネルギーで発電された電力の、環境価値部分を証書化したものであります。化石燃料等による発電とは異なり、太陽光発電や風力発電による再生可能エネルギーは、物理的な電気の価値に加え環境価値を持っております。これを切り分け、環境価値のみを取引できるようにしたのが非化石証書であり、非化石エネルギーの利用を促進し環境保全に貢献することを目的としております。

蓄電所の開発、運営サービスは、当社がディベロッパーとして新しい蓄電所の企画・開発を行い、当該蓄電所のアセットオーナーに当社蓄電池製品を販売、商業運転開始後に当社が当該蓄電所の運営（当該蓄電所を用いて電力小売、電力卸売市場、容量市場、需給調整力市場で取引を実施し収益をあげる）を受託するものであります。

蓄電所事業ストラクチャー



(海上送電事業)

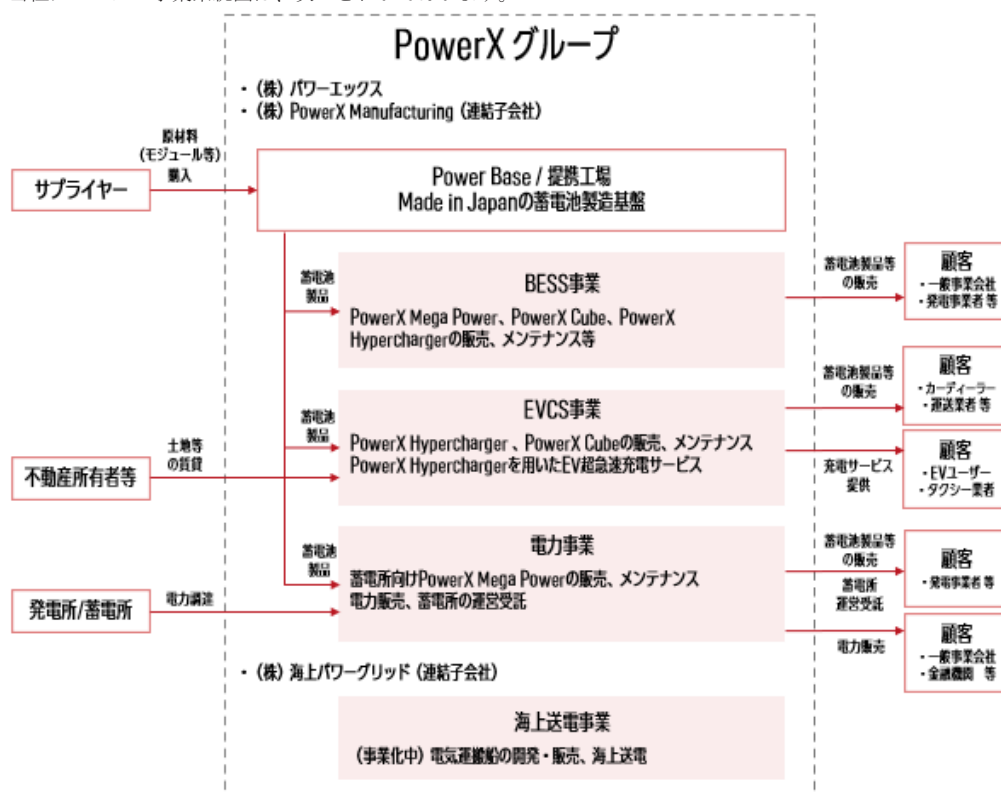
海上送電事業は、主に連結子会社である海上パワーグリッドにおいて事業の構想準備段階にあり、電力を海上輸送する電気運搬船を利用した事業化を進めております。本書提出日現在の構想としては、再生可能エネルギーを調達し、電気を海上輸送、系統を通して顧客に電気を届けることを目指すものであり、海底の掘削等、大規模な敷設工事が必要となる海底ケーブルによる送電と比較すると、環境や自然に優しく、災害にも強い、これまでにない送電方法となり得ると考えております。

現在は電気運搬船の初号船開発に向けたプロジェクトを進めており、今後国内外で実証実験を行う予定ですが、本書提出日現在、未だ事業化には至っておらず、計画が想定したとおり進捗しない可能性があります。また、上記の事業内容は当社が本書提出時点において計画しているものであり、実際の進捗状況によっては変更される可能性があります。

なお、当社は蓄電池の製造・販売を主要な事業としており、海上送電事業は海上パワーグリッド社において、外部企業との資本業務提携を含む様々な座組を検討の上で推進していく方針であり、当社の持分比率は今後低下させていく方針です。

[事業系統図]

当社グループの事業系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

当社グループは、当社、連結子会社2社及び関連会社1社の計4社で構成されております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)PowerX Manufacturing (注)1、2	岡山県 玉野市	300	蓄電池製品及びその 関連製品の製造受託	100	蓄電池製品等の製造委託 不動産の賃貸 役員の兼任 4名
(株)海上パワーグリッド (注)1、2	東京都 港区	5	電気運搬船の開発・ 販売、電気運搬船を 用いた海上電力輸 送、電力販売、船舶 用蓄電池の販売	100	役員の兼任 3名

(注)1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 特定子会社であります。

3. 上記以外に持分法非適用関連会社が1社あります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
BESS事業	29	[3]
EVCS事業	21	[11]
電力事業	4	[2]
報告セグメント計	54	[16]
調達・製造	27	[20]
研究開発	52	[6]
全社（共通）	47	[9]
合計	180	[51]

- (注)1. 従業員数は就業人員数（当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員数を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）は本社部門に所属しているものであります。
3. 最近日までの1年間において従業員数が31名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い採用が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
164 [38]	39.5	1.7	11,881

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
BESS事業	29	[3]
EVCS事業	21	[11]
電力事業	4	[2]
報告セグメント計	54	[16]
調達・製造	11	[7]
研究開発	52	[6]
全社（共通）	47	[9]
合計	164	[38]

- (注)1. 従業員数は就業人員数（グループ内への兼務出向者を含む）であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員数を〔 〕内に外数で記載しております。
2. 全社（共通）は本社部門に所属しているものであります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 最近日までの1年間において従業員数が30名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（2015年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（1991年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

なお、管理職に占める女性労働者の割合等の指標については、「第2 事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (4) 指標及び目標」に記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「永遠に、エネルギーに困らない地球」というビジョンのもとに、「日本のエネルギー自給率の向上を実現する」というミッションを掲げております。

日本政府は、2050年までにカーボンニュートラルを達成する目標を掲げ、再生可能エネルギーの導入に取り組んでおります。一方、太陽光発電や風力発電等の出力が変動する再生可能エネルギーの大規模導入に伴い、余剰電力の発生や電力供給の安定性の確保が課題となっております。また、昨今、エネルギーを巡る問題は世界規模で不確実性が高まっている中で、再生可能エネルギーの主力電源化が鍵とされております。

当社グループでは、自然エネルギーの普及並びに蓄電、送電技術にイノベーションを起こし、脱炭素時代を担う次世代型のエネルギー企業を目指して社会に貢献してまいります。

(2) 経営環境・戦略

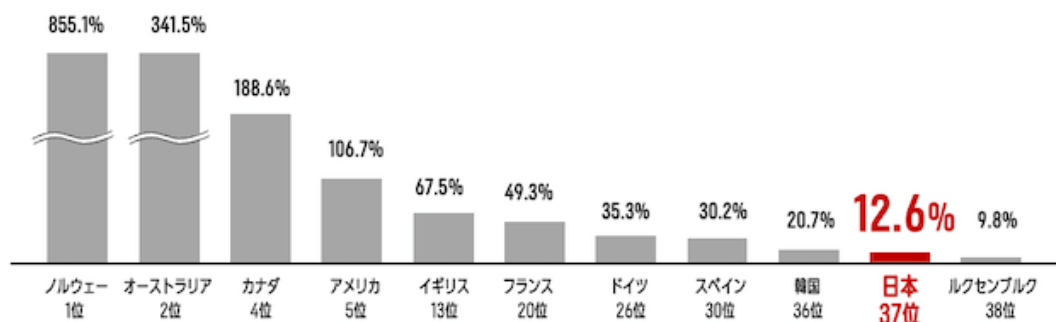
Bloombergが発表したデータによりますと、温室効果ガスの主要因である二酸化炭素の排出量は年々増加しており、1990年から2022年にかけて約1.7倍に増加しております。また、全国地球温暖化防止活動推進センターが発表したデータによりますと、日本の部門別の二酸化炭素排出量の主要因の約40%が電力の発電によるものとされております(発電及び熱発生に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量を、電気及び熱の生産者側の排出として生産者側の部門に計上した排出量で算定)。



出典：(左)Bloomberg「Global total CO2 emissions」、(右)全国地球温暖化防止活動推進センター「日本の部門別二酸化炭素排出量(2023年度)」より当社作成

また、日本における2022年のエネルギー自給率はわずか12.6% (OECD中37位)にとどまり、先進諸国と比較しエネルギー資源の対外依存が高い状態が継続しております。

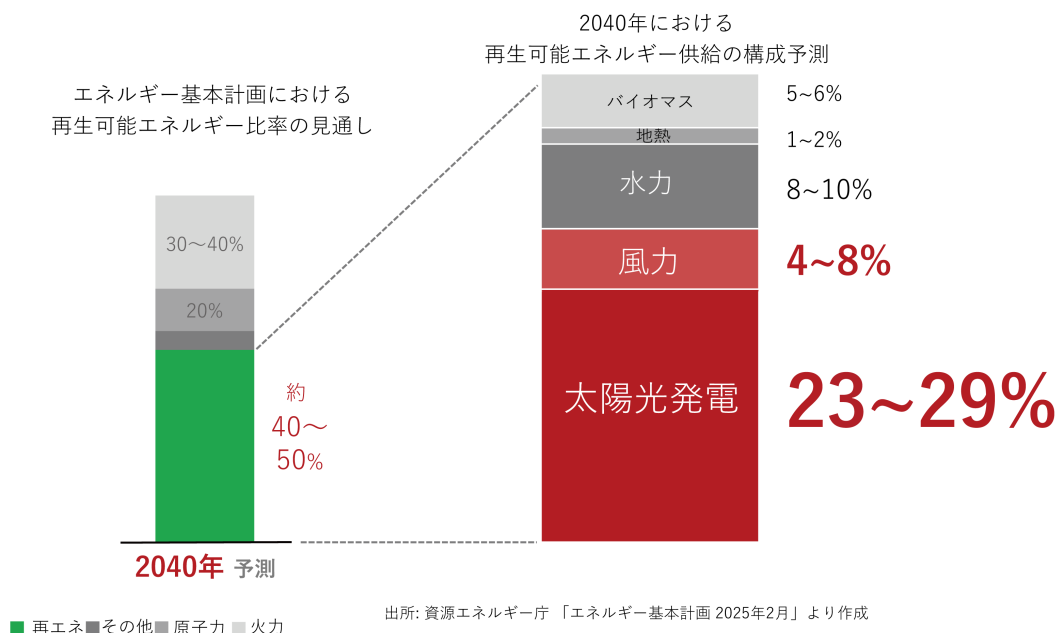
OECD主要国のエネルギー自給率(2022)



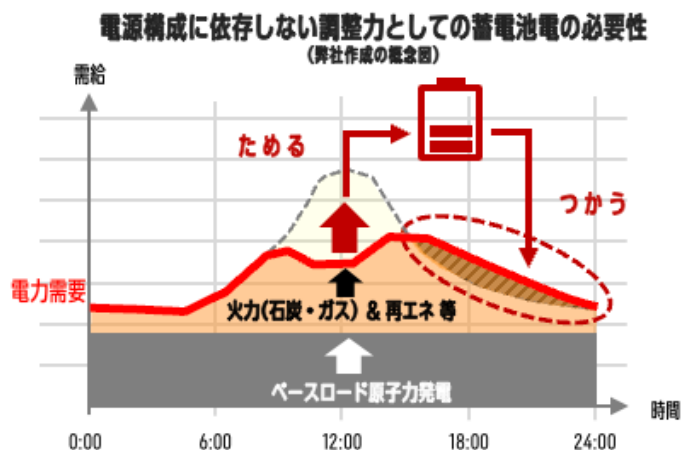
出典：国際エネルギー機関(2024年 9月)「World Energy Balances Highlights」より作成。エネルギー自給率は、

当該国の国内エネルギー生産量(PJ)÷国内総エネルギー供給量(PJ)で算出

このようなエネルギー情勢の中、日本政府は2025年2月に第7次エネルギー基本計画を閣議決定しております。当エネルギー基本計画では、2040年までに温室効果ガスの排出量を2013年度から73%削減することを目指すこととしており、また、エネルギーの安定供給の観点から再生可能エネルギーや原子力などエネルギー安全保障に寄与し、かつ脱炭素効果の高い電源を最大限活用することによりエネルギー自給率を向上させる必要がある旨が示されております。2040年には総発電量のうち再生可能エネルギーの割合を4～5割程度とし、最大の電源とするとの指針が示されており、その中でも太陽光発電と風力発電が再生可能エネルギー供給構成の大きな部分を占める見込みであります。



再生可能エネルギーの普及拡大に伴い、電力安定化に不可欠な調整力に対する需要は増加することが見込まれ、今後、原子力の出力が増加したとしても過剰供給による充電ニーズ、瞬時の放電（出力）ニーズに応えるための調整力需要は依然として必要です。これに伴い調整力を提供する蓄電池に対する需要がより一層高まることが想定されます。

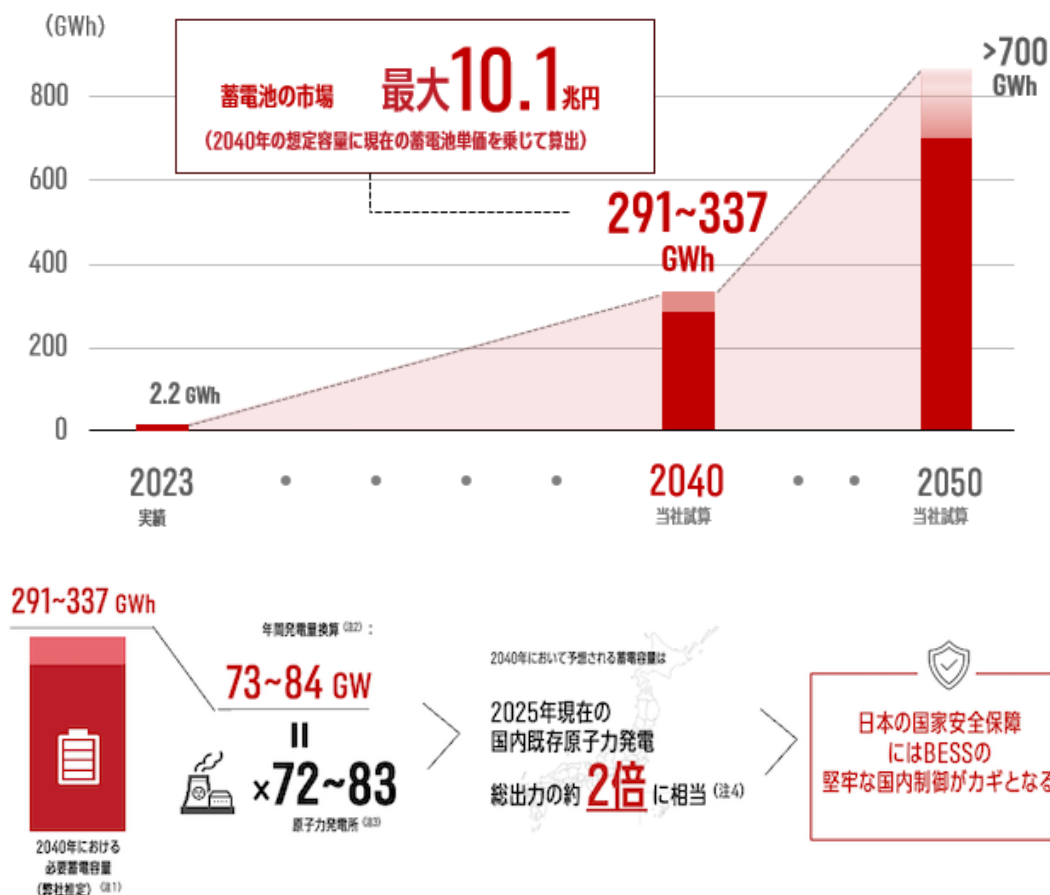


当社グループの各事業を取り巻く経営環境は以下のとおりであります。

(BESS事業)

再生可能エネルギーの調達促進、有効活用のニーズ増加に加えて、エネルギー安全保障の観点から、再生可能エネルギーを蓄えることができる蓄電池の導入加速等が要因で、市場規模の拡大が見込まれております。当社試算における定置用蓄電池の導入ポテンシャルは、2040年までに累計291～337GWh(累計約10.1兆円)(注)と見込んでおります。この2040年において必要と推定される蓄電池容量は、国内の原子力発電所すべての出力を上回る見込みであり、蓄電池から供給される電力が重要な供給源となることからその制御に関するサイバーセキュリティが重要となっております。日本の国家安全保障の観点からも、BESSのセキュリティ強化、堅牢な国内制御が重要となります。

再エネ増加に伴う調整力(=蓄電所)容量の試算



(注1) 経済産業省及び資源エネルギー庁を含む、様々な公表資料に基づき試算。2040年の数値は第7次エネルギー基本計画に基づく日本政府のエネルギーミックス予測値及び2040年の総発電量の日本政府の予測値を使用して推定。2050年の数値は、総発電量と2050年の洋上風力発電の発電量目標に関する日本政府の予測に基づいて推定されており、その他の再生可能エネルギー発電量の数値については、独自の仮定を適用。特に2050年の数値を計算する際には、2021年の再生可能エネルギー量と2040年の日本政府の目標を比較して算出した成長率を適用。2050年の再エネ以外の電源について、原発発電については現在建設済み・建設中の原発を超えた発電能力の増加は想定せず、水素・アンモニア発電の比率については政府想定10%を前提としている。棒グラフの陰影部分は老朽化した揚水式水力発電が耐用年数を迎えた時点ですべて電力需要の調整機能を持つ蓄電システムに置き換わると推定した場合に必要な蓄電容量を示しているが、様々な要因により想定したとおりに代替が進まない可能性がある。また、2040年までの価格変動が生じないと仮定し、蓄電池システムの単価を30,000円/kWhとして算出した。

(注2) GWh値を日本におけるリチウムイオン電池の一般的な放電時間である4時間で除して算出

(注3) 日本に現在設置されている原子力発電所の平均出力（2025年時点で1,003 MW）に基づいて算出（出所：日本原子力安全機構）

(注4) 既存の国内原子力発電所の総認可発電容量（2025年時点で33.08GW）に基づき算出（出所：日本原子力安全機構）

当社グループのBESS事業は、主に大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」及び中型定置用蓄電システム「PowerX Cube」の販売及びメンテナンスを行っております。当社製品は、自社開発のプラットフォーム（Power OS）で監視や制御、セキュリティサポートを行っており、ユーザーが自ら蓄電池の状態監視・充放電制御を管理することができます。また、このプラットフォームはAIアプリケーションと連携しており、蓄電池で生成された充放電データをAIモデルに学習させることで、バッテリーや周辺機器の制御、及び蓄電池に蓄えた電力の充放電制御の最適化を図り、その精度を向上させることを通じて卸電力市場取引の自動化や、より適切なタイミングで電力売買を行うことによる収益性の向上を図ることができます。また、ビハインド・ザ・メーター(BTM)やフロント・オブ・ザ・メーター(FTM)（注）への参加といった多様な方法で収益獲得が可能であり、潜在顧客の導入へのインセンティブになると考えております。

蓄電池製品の販売後においては、自社専門チーム及び外部の協力会社による保守メンテナンスや技術サポートを提供するとともに、運用面のサポートについても顧客ニーズに対応した提案を行っております。「PowerX Mega Power」は最長20年間の容量保証が付帯するなど、蓄電池製品は長期間の使用を想定していることから、購入後のサポート体制が充実していることは、顧客の製品購入の意思決定において重要なポイントであるとともに、当社としてもストック型収益を獲得することができる重要な事業機会であると認識しております。

このような高い付加価値を持つ蓄電池製品を生み出すことで、来るべき蓄電池需要に対応した事業展開をしてまいります。

（注）電気メーターを基準に、蓄電池を需要者側に設置する（ビハインド・ザ・メーター）か、供給者側に設置する（フロント・オブ・ザ・メーター）かという概念を意味します。ビハインド・ザ・メーターで設置された蓄電池は、太陽光発電設備と合わせて設置することで、発生した電力を蓄電池に蓄えて需要者が自家消費する場合などに用いられます。一方で、フロント・オブ・ザ・メーターで設置された蓄電池は、周波数調整やピークカット、及び再生可能エネルギーの出力変動の平準化など、電力系統全体の安定化のために用いられます。

（EVCS事業）

日本国内における電気自動車(EV)の普及により、またはEVの普及を促進するために日本国内におけるEV充電器の需要は高まることが予想されます。

当社グループのEVCS事業は、自社で製造した蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」をカーディーラーや企業へ販売するとともに、自社でも「PowerX Hypercharger」を複合商業ビルや空港、コンビニ、マンション等の集合住宅の駐車場車室に設置し、「PowerX Charge Station」を運営しております。

当社グループが独自開発している蓄電池内蔵の「PowerX Hypercharger」を使用することで、最大出力240kWhの短時間充電を可能とし、商業施設等の短時間の滞在を見込む場所での充電をサポートすることができます。急速充電ができることで、時間の制約により十分な充電を行うことができないといった課題を解決し、フル充電を行うことも可能です。また、当社グループでは、EV充電ネットワークを利用できるアプリを自社開発しており、いつでもどこでも事前予約でき、待ち時間なくスムーズな充電を可能としております。スマホアプリによる分かり易い操作で、予約から決済まで高いユーザビリティを付与しております。

また、「PowerX Charge Station」は2023年より東京都内を中心に設置を開始しており、今後も急速充電、再生可能エネルギーの利用、予約のしやすさといった付加価値をもって、全国各地へ展開してまいります。

(電力事業)

上述のとおり、安定的かつ安価に再生可能エネルギーの供給を受けたいという企業のニーズは今後ますます増加することが見込まれております。

当社グループの電力事業では、再生可能エネルギーのベース電源(風力、バイオマス発電等)と太陽光発電に蓄電池を組み合わせることで太陽光だけのPPAでは実現できない高い再生可能エネルギー電源率を実現し、安定的に顧客へ電力を供給していくことが可能です。高い再生可能エネルギー電源率を保持したまま安定的に、安価な再生可能エネルギーを供給するには蓄電池が不可欠であり、自社で製造販売した蓄電池製品を利用した再生可能エネルギーソリューションを提供してまいります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標

当社グループは、持続的な成長性と企業価値の向上に関する状況を測定するため、売上高、受注残高、EBITDA、ROA、ROE、及び温室効果ガス(GHG)削減貢献量を重要な経営指標として位置付けております。

当該指標を重視する理由は下記のとおりであります。

売上高、受注残高は、事業規模・成長性の目安であり、当社製品の市場シェアの動向把握にも適した指標であるためです。

EBITDAは、多額の初期投資を必要とする当社グループにおいて、会計上の償却負担に過度に左右されることなく、企業価値の向上を目指すために適した指標であるためです。なお、EBITDAの計算式は、「EBITDA＝営業利益＋減価償却費」としております。

ROA、ROEは、当社グループの事業戦略において、他人資本を取り入れながら資産効率・投資効率を最適化することを表す指標として有用であるためです。

温室効果ガス(GHG)削減貢献量は、カーボンニュートラルの実現のため自然エネルギーの爆発的普及を目指す当社にとって、重要な指標であるためです。なお、温室効果ガス(GHG)削減貢献量の算出方法については「2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (4) 指標及び目標」をご参照ください。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

① 事業の稼働状況

当社グループでは、2021年3月の創業以来、蓄電池製品出荷、EVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」の展開、電力事業開始、電気運搬船の開発に向けて各事業の垂直立上げを行ってまいりましたが、事業立上げに係るコストは各事業が本格稼働するまでは損失を計上させる、又は利益を低下させる可能性があります。また、事業が計画どおりに推移せず投資回収が十分にできない場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

その対応策として、市場動向を十分に観察・分析し、事業計画等を慎重に検討した上で実行の判断をするほか、事業の進捗状況のバランスを勘案しながら、許容できるリスクについて判断してまいります。なお、今後の具体的な対応策については以下のとおりです。

各事業の基礎となる製品製造については、蓄電池製品の需要拡大に対して安定供給が可能な体制を早期に整備してまいります。具体的には、岡山県玉野市のPower Base敷地内に第2工場を建設し大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」の生産能力拡大を計画しており、完成後の生産能力は年間5,760台を予定しております(設備投資計画の詳細につきましては「第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照ください)。

BESS事業については、人材採用を推進して営業人員を増加させることで営業体制をより強化するとともに、蓄電池製品導入に必要となるパワーコンディショナーメーカーや大手エネルギー会社との戦略的アライアンスを通じて受注の獲得に注力してまいります。また、販売した製品に対する保守・メンテナンスサービスの提供は、当社製品を安心して長期間ご利用いただくとともに、当社の安定的な収益の源泉としても重要であると認識しており、今後一層の強化を図ってまいります。

EVCS事業については、自動車会社等とのパートナーシップ契約に基づきカーディーラー等へのEV急速充電器販売を拡大していくとともに、EVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」の自社拠点についても首都圏から全国へ順次拡大してまいります。

電力事業については、再生可能エネルギーの電源確保を進めるとともに蓄電池製品販売とセットで電力販売契約を提案するなど、単なる電力供給にとどまらない再生可能エネルギーソリューションを提供してまいります。

② 人材の確保と育成の強化

当社グループの継続的な事業の成長と発展のために、優秀な人材の確保と育成は重要な課題の1つと認識しております。当社グループとしては積極的な採用活動を継続するとともに、社内教育の充実、適切な目標管理と人事評価を行い、優秀な人材の確保と活用に努めてまいります。

③ 財務上の課題

当社グループは、「① 事業の稼働状況」に記載のとおり各事業の垂直立上げを行っており、2023年12月期より蓄電池製品の販売を開始し、2024年12月期においては蓄電池製品の納品が進んでいるほか、電力事業についても顧客への電力供給を開始するなど事業展開は順調に推移しております。しかしながら、年間の固定費を回収するには至らず、2024年12月期まで4期連続して営業損失、経常損失、当期純損失(2023年12月期連結会計年度及び2024年12月期連結会計年度においては親会社株主に帰属する当期純損失)を計上しており、2025年12月期第3四半期連結結果計期間においても営業損益以降の各段階損益がマイナスとなっております。

当該状況を受けて、当社グループでは、「受注獲得に向けた営業体制の強化」、「徹底したコストコントロールの推進による利益率の改善」などの対策を実施し、当該状況の改善、解消に努めております(対策の詳細につきましては「3 事業等のリスク (3) 財務リスク等について ④継続企業の前提に関する重要事象等」をご参照ください)。

なお、資金面については、主に「PowerX Mega Power」の納品による売上計上や、契約締結に伴う前受金の入金により、2025年12月期中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは1,879百万円の収入となっております。また、2025年12月期第3四半期連結結果計期間において法人7社及び個人17名に対する第三者割当増資により1,653百万円の払込みを受けております。さらに、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするコミットメントライン契約(総貸付極度額4,000百万円)を2025年3月26日付で締結し、そのうち2025年12月期第3四半期連結会計期間末において計2,500百万円を実行して既存借入金のリファイナンス及び運転資金に充当しております。この結果、2025年12月期第3四半期連結会計期間末において3,358百万円の現金及び預金を保有しており、資金繰りに重要な懸念はないと判断しております。

今後につきましても上記施策を着実に実行し早期の黒字転換を図るとともに、資金調達についても適宜適切な調達方法により機動的な資金確保を図ってまいります。

④ 成長戦略の推進

当社グループは、中長期的な事業拡大と収益基盤の確立に向けて、「市場拡大」「製品拡充」「競争力強化」の三点を軸とした成長戦略を優先課題として推進してまいります。

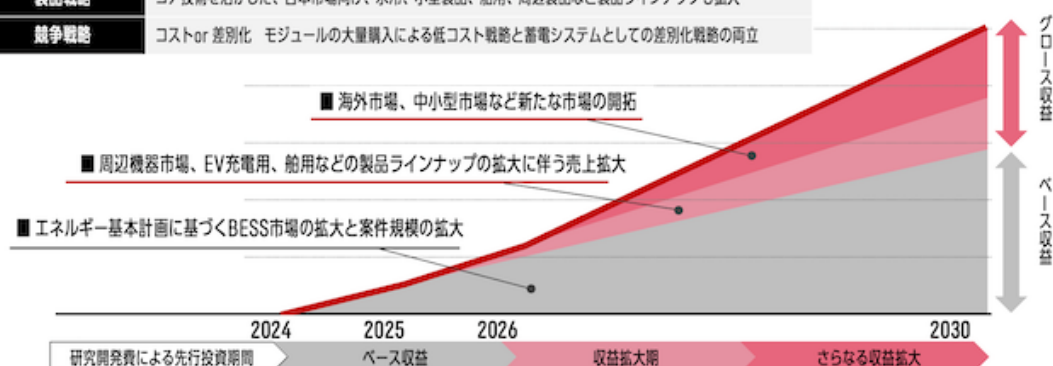
市場拡大においては、大型蓄電所向けに加え、EV関連、船舶関連、周辺機器市場、さらには海外市場など、多様な成長領域の開拓を進めてまいります。また、中小型蓄電池や海外案件を含む新規市場の獲得に向けて、営業体制の強化やパートナー企業との協業を進め、市場アクセスの拡大を図ってまいります。

製品戦略としては、当社の蓄電技術・制御技術を活かし、大型定置用蓄電システムのみならず、小型製品、EV充電関連製品、船舶関連製品など、製品ラインナップの多様化を進めることで、顧客ニーズへの対応力を強化してまいります。

競争戦略としては、部材の大量調達等によるコスト低減を継続しつつ、蓄電システムとしての性能、安全性、ソフトウェアを含む制御技術により差別化を図り、「低コスト」と「高付加価値」の両立による競争優位の確保に取り組んでまいります。

これらの施策を通じ、BESS市場の拡大や案件規模の大型化に対応しつつ、2030年に向けて収益拡大フェーズへの移行を確実に進めてまいります。当成長戦略の着実な実行により、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

市場拡大戦略	超大型蓄電所向け、低価格帯、EV関連、船用関連、海外など市場拡大
製品戦略	コア技術を活かした、日本市場向け、水冷、小型製品、船用、周辺製品など製品ラインナップも拡大
競争戦略	コストor 差別化 モジュールの大量購入による低コスト戦略と蓄電システムとしての差別化戦略の両立



2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、持続可能な成長の実現と企業価値の向上に向けて、取締役会及び執行役会を中心としたガバナンス体制の下でサステナビリティに関する課題や具体的な取り組みの方向性等を審議するとともに、課題への取り組み実績を確認しております。

(2) 戦略

(サステナビリティ共通)

当社グループは、事業活動を通じて、「永遠に、エネルギーに困らない地球」を目指し、経済価値及び環境・社会価値を追求することにより、持続可能な社会の実現と当社グループの持続的な発展の両立を図るものです。「日本のエネルギー自給率の向上を実現する」というミッションを掲げ、自然エネルギーの普及並びに蓄電、送電技術にイノベーションを起こし、脱炭素時代を担う次世代型のエネルギー企業を目指しております。

(人的資本について)

当社グループは、分散型エネルギーの次世代型エネルギーカンパニーとして、最も大切なことは「人」への投資だと考えております。当社グループが最短で成長し社会へ貢献していくためには、すべての社員が専門家として成長し、バリューを最大限に発揮することが、当社グループが掲げるミッションを達成するために必要不可欠だからであります。

そのため、当社グループが目指すべき組織体制は、「プロフェッショナル」人材で構成する組織であり、自律した「プロフェッショナル」である各人が裁量を持って働くことでパフォーマンスを最大化できる体制であると考えております。これらを実現するために、「プロフェッショナル」人材がパフォーマンスを発揮しやすい社内環境整備に努めております。

● 社内環境整備の方向性

当社グループは、多様な人材は、会社の拡大と成長には不可欠であると考えており、「プロフェッショナル」人材を募るため、ダイバーシティ(多様性の尊重)にも配慮した環境を整備しております。また、世界中から「プロフェッショナル」人材を獲得するために市場競争力のある報酬水準を設定しており、例えば、取締役7名のうち3名が外国籍のメンバーであることや、従業員の外国籍比率、特にエンジニア組織の外国籍比率が49.3%(2025年9月30日現在)となっていることは、この方針の成果でもあります。

また、当社グループでは、社員がワークライフバランスを整え、一人ひとりが自分の能力と実力を最大限に発揮して働けるよう、制度設計や取組みを行っております。休暇については、入社日から年次有給休暇を付与しており、新しい環境で体調を崩しやすい時期にも安心して働くことができます。フレックス勤務、テレワーク勤務制度等の導入も行っており、仕事と家庭を両立できる支援体制の整備に努め、今後も、性別を問わず全ての社員が能力を十分に発揮できるようにするための各種施策の充実・浸透を図ってまいります。

社員一人ひとりの自己実現には、業務自体の働きがいとともそれぞれの生活の充実や自己研鑽が欠かせないものと考えております。社員一人ひとりがメリハリを持ち、緩急を付けてワークライフバランスを実現することが、働きがい、ひいては最高のパフォーマンスに繋がるものと考えております。

(3) リスク管理

サステナビリティに関するリスク及び機会については、取締役会及び執行役会を中心として、識別し、重要度を評価してまいります。識別したリスク及び機会については、必要なリスク管理体制及び手法を整備・審議し、管理体制の有効性をレビューして、当社グループ全体のリスクマネジメントを行ってまいります。

また、リスク管理として、内部だけでなく外部からのモニタリングも行われております。当社グループは、株式会社脱炭素化支援機構(JICN)へ温室効果ガス(GHG)削減貢献量実績や事業進展状況を報告しています。GHG排出量の削減・吸収の状況等を可能な限り定量的に評価することで、事業価値や政策的意義の実現度合いを定期的にモニタリングできる体制になっております。

(4) 指標及び目標

本書提出日現在において、目標については公表をしておりません。今後、精査を踏まえ、開示内容を拡充していく予定です。

(サステナビリティ共通)

当社グループは、カーボンニュートラルの実現に向けて、株式会社脱炭素化支援機構(JICN)へ温室効果ガス(GHG)削減貢献量実績の報告を行う際には、主に以下の指標を用いております。

GHG削減貢献量(CO2削減量)実績((A)+(B)-(C))

(A) 電力及びEV充電サービスのリカーリング収益部分によるGHG削減貢献量：

電力について、定置用蓄電池の顧客向けのみならず、当社電力事業において再エネ電力を販売することにより削減した量を集計しております。具体的には対象期間の顧客ごと電力使用量での全国平均排出係数における想定排出量から、当社の再エネメニューを含めた電力使用量における調整後排出係数による実際排出量を控除し、削減量を計算しております。

EV充電サービスについて、対象期間におけるEVユーザー向けに再エネ電力を供給することにより削減した量を集計しております。具体的には対象期間の充電量での全国平均排出係数における想定排出量から、当社の再エネメニューを含めた充電量における調整後排出係数による実際排出量を控除し、削減量を計算しております。

(B) 蓄電池販売のスポット収益部分によるGHG削減貢献量：

定置用蓄電池の顧客が対象年度において当社蓄電池を導入したことによる再エネ利用の促進により、削減した量を集計しております。具体的には対象期間において当社蓄電池の商用運転が開始されており、当社システムにて再エネ充電量の全量把握ができる対象蓄電池での削減量を計算しております。

(C) 蓄電池製造時のGHG発生量：

対象期間における蓄電池製品工場での製造時GHG発生量を集計しております。

2024年12月期のGHG削減貢献量(CO2削減量)実績は、3,632tとなりました。

(人的資本について)

当社グループは、多様な「プロフェッショナル」人材が集まり、活躍できる組織の実現を課題の一つとしております。前述の「(2) 戦略」の実践を踏まえ、多様なバックグラウンドを持つ全ての社員が、能力を十分に発揮できるようにするためのベンチマークの一つとして、以下の指標を用いております。

(2025年9月30日現在)

指標	直近実績
管理職に占める女性比率	7.5%
女性従業員の割合	13.9%
男女の賃金の差異	77.3%
男性の育児休業取得率	53.8%
全社員に占めるエンジニア職社員の割合	40.4% うち外国籍の比率：49.3%

3 【事業等のリスク】

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

① 日本の経済情勢に関するリスク

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

再生可能エネルギーやその技術・製品に対する需要は、当社グループが事業を展開する日本の経済情勢によって影響を受けます。即ち、少子高齢化の進行、金利上昇やインフレの進行によって日本の経済活動が停滞し、電力需要全体が想定よりも伸び悩む可能性や、当社グループの顧客が定置用蓄電池の設置やEV急速充電器の展開等に対する投資余力を失う可能性、政府が税収減少により再生可能エネルギー関連の補助金を削減する可能性があります。

このように、日本の経済情勢の悪化により、蓄電池の使用やEV急速充電器の設置が当社グループの想定したとおりに進まない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 再生可能エネルギー市場に関するリスク

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

2025年2月に政府が閣議決定した第7次エネルギー基本計画では、2040年度に総発電量のうち再生可能エネルギーの割合を4～5割程度とし、最大の電源とするとの指針が示されています。そして、この目標を達成するため、国レベルと地方レベルの両方で補助金を活用する方針・施策が示されていますが、政府のエネルギー戦略が変更され、当該計画で示された方針・施策は改定される可能性があります。このような場合には、再生可能エネルギー市場が縮小し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、上記第7次エネルギー基本計画及び第三者のデータや当社独自の分析に基づき、当社グループの事業が展開可能な市場に関する市場規模を推定しています（「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 経営環境・戦略」をご参照ください。）。しかしながら、脱炭素社会の実現に向けた政府及び企業の考え方の変化、炭素エネルギーにおける技術革新、原発の再稼働・新設による再生可能エネルギーへの依存の低下、老朽化した揚水式水力発電施設の蓄電池への移行の遅れ、送電網の整備不足等により、当社グループが想定するほど当該市場が成長しない可能性があります。さらに、当社グループの事業が展開可能な市場に関する市場規模の推定が正確であった場合でも、他社との競合等により、当社グループの事業が成長しない可能性があります。

③ 政府及び地方自治体による補助金に関するリスク

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

日本の政府及び地方自治体は、再生可能エネルギー及びその関連技術の採用を促進するための政策を採用しています。特に、当社グループの蓄電池製品は、第7次エネルギー基本計画のもと、補助金の対象となっており、顧客が受け取る補助金の寡多は、顧客が蓄電池を導入する意思決定に大きな影響を与えます。しかしながら政府又は地方自治体の方針を見直したり、予告なく中止したりする等、補助金が現状と同じ水準で続く保証はなく、顧客が受け取る補助金が想定よりも少なくなる場合などには蓄電池製品等の需要に影響し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 気候変動に関するリスク

(発生可能性：高、発生時期：長期、影響度：中)

地球温暖化による気候変動は、異常気象による自然災害の甚大化や、森林の減少・砂漠化、生物の絶滅等、地球規模で深刻なリスクを生じさせます。これらのリスクは、当社グループが保有する生産設備の損壊、サプライチェーンの機能不全、規制強化等によるコスト増加等、当社グループの事業活動の多方面に影響を及ぼす可能性があります。

また、地球温暖化による気候変動が想定以上に進まない場合、国、社会及び企業の再生可能エネルギーへの関心が薄れ、補助金や設備投資の減少により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ EV充電サービス需要の変動リスク

(発生可能性：高、発生時期：短期、影響度：小)

脱炭素化を背景として、電気自動車(EV)が普及していくことを想定していますが、日本におけるEVシフトの遅れやEVに替わる移動手段の出現などにより想定よりも日本国内におけるEVの普及が遅れた場合や、新たな技術によるEVへの充電方法が出現した場合は、当社グループのEV急速充電器の販売やEV充電サービスの売上が減少し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、過去、特定のEVメーカーの車両が当社グループのEV急速充電器を使用した場合に、当該車両が故障する事案が発生しましたが、今後類似の事案が発生した場合、当社グループのレピュテーション、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 競合リスク

(発生可能性：高、発生時期：短期、影響度：中)

当社グループは、再生可能エネルギーの普及のために蓄電池の活用は不可欠であり、蓄電池製品をより多く普及させるためには、蓄電池を導入する顧客がストレージパリティ（蓄電池を導入することにより経済的なメリットを享受できる状態）を達成できる、より魅力的な経済条件で製品及びサービスを提供することが重要であると認識しております。当社グループは、高品質の製品を競争力のある価格で供給していくことを基本方針として事業を行っておりますが、国内外の競合他社との価格競争が激化し、想定した利益を確保できない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、経済安全保障上の観点から、日本国内の蓄電池製品市場においては日本の製造業者が海外の製造業者よりも競争上の優位性があると考えておりますが、そのような優位性が将来に亘って継続する保証はありません。他方、現時点における国内の主要な競合他社の中には、当社グループよりも事業規模が大きい企業もあり、経営資源の配分によっては、当社グループよりも優位に事業を展開できる可能性があります。また、今後新規の競合他社が蓄電池製品市場に参入し、当社グループよりも強い競争力を有することとなる場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 技術革新によるリスク

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは、太陽光や風力等の電源から生成されるエネルギーの余剰分を蓄電池を用いて貯蔵し、不足する時間帯に電力を供給することにより、再生可能エネルギーの導入に不可欠な役割を果たすことができると考えております。

しかしながら、将来的には、蓄電池に代替する革新的な蓄電技術が開発される可能性は否定することはできないと考えております。また、現状では当社の採用するリン酸鉄リチウムイオン電池に優位性がありますが、将来的により低コストで高品質な技術・製品の登場によりかかる優位性が損なわれる可能性もあります。さらに、化石燃料発電における技術革新、原子力発電、地熱発電その他の再生可能エネルギーにおける技術革新や、蓄電池における技術革新により、当社グループの製品及びサービスの優位性が損なわれる場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 原材料調達に関するリスク

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループが製造する蓄電池製品の主要な部品である電池モジュールについては、集中購買により低い単価で調達することを目的として、全量を中国の仕入先1社から輸入しております。しかしながら、当該仕入先における供給能力の低下、当該仕入先との関係の悪化、サプライチェーンにおける障害の発生、品質問題の発生、地政学リスクの顕在化、中国国内の政治情勢の変化等により、当該仕入先からの調達が困難となる場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは当該仕入先からの主要部品の調達が困難になった場合を想定し、研究開発部門及び調達部門が連携して、他の事業者が製造している電池モジュール等についても品質面及びコスト面での評価を行うといった対策を講じております。しかしながら、主要部品の仕入先を変更する場合、変更までに追加的な工数及びコストを要し、円滑な製品製造及び顧客への販売を継続できないことで、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 原材料価格の変動リスク

(発生可能性：高、発生時期：短期、影響度：中)

当社グループが製造する蓄電池製品の主要な部品である電池モジュールの調達価格は、需要動向や貿易政策の変化等を受け変動します。また、原材料調達の一部は主に米ドル建てで行っており、為替変動の影響により調達価格は変動します。こうした状況に対して、当社グループでは、今後の生産計画を踏まえた仕入量の合意に基づく仕入価格の低減を交渉するとともに、外貨建取引について為替予約を付すことで為替リスクの抑制を図るといった対応策を講じております。しかしながら、これらの対応策が不調となった場合や、当社の想定を上回る市場価格や為替相場の変化が生じた場合には、原材料の価格変動によって、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業運営・組織体制に関するリスクについて

① 契約締結・履行に関するリスク

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの主力であるBESS事業における販売及び収益認識プロセスは以下のとおりであり、初回のコンタクトから見積もり・顧客社内での承認プロセスを経て契約書締結まで平均3-4か月の期間を、また正式受注から生産・納品・検収を経てクロージングまで平均6-7か月の期間を、それぞれ想定しております。

		販売プロセス	収益認識プロセス
平均3-4か月	初回コンタクト	アウトバウンド及び代理店経由でのリード獲得	-
	見積もり	見込み顧客へのフォローアップ	-
	要件調整→確定	詳細な要件を確認し、確定	-
	最終提案	最終提案・見積を顧客に提示	-
平均6-7か月	顧客社内承認/補助金の承認	最終提案を行った顧客について、社内決裁や補助金の承認プロセスを経て最終契約書締結	-
	最終契約書締結 (正式受注)		
	納品	契約に則って顧客の指定する場所へ製品及び商品を納品	契約金額の概ね95%を計上
	クロージング	顧客の製品使途に応じて稼働試験要務を実施	契約金額の概ね5%を計上

上記のとおり、当社蓄電池製品の販売は、商談から納品・クロージングまでに一定の期間を要するビジネスモデルとなっており、商談や要件の調整、及び顧客社内での承認や補助金申請などに想定よりも時間を要し、当社が想定したタイミングよりも収益計上や資金回収が遅れる場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社は顧客との契約状況等を踏まえて、毎事業年度の期初に当該事業年度の予算策定を行っておりますが、正式受注額（注）が積み上がっていなかった2024年12月期等においては、正式受注が想定よりも遅れたことで当該リスクが顕在化し、当該期初予算等を下方修正するに至っております。

また、正式に受注し売買契約を締結した案件についても、用地選定や基礎工事・受電日の遅れ、当社製品以外の資材調達の遅れ、契約後に顧客の財務状況が変化すること、顧客による補助金申請に対する交付決定の動向等により、予定したとおりに契約が履行されない可能性があります。これらの事象が発生した場合には、契約に基づき期待される売上の全部若しくは一部が計上されない、又はその計上が遅れる結果、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社グループが納品する製品に不具合が発生した場合には、予定したとおりに顧客の検収を受けることができず、想定した時期に売上高を計上できない可能性や、契約に定める遅延損害金を当社が顧客に支払う可能性があります。なお、顧客への製品の納品及び稼働試験業務の提供が完了した後においても、顧客の財務状況が変化して製品販売代金の入金が得られない、又は遅延する場合や、顧客による補助金申請に対する交付が予定通りに得られない場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 「正式受注額」とは顧客から正式に発注され、売買契約が締結された拘束力のある注文金額を指します。

② 主要製品の製造委託に関するリスク

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、「5 経営上の重要な契約等」に記載のとおり、三井造船特機エンジニアリング株式会社との間で大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」の製造委託契約を締結しており、当社が製造販売する「PowerX Mega Power」はその全量を三井造船特機エンジニアリング株式会社にて組み立てていることから、当該契約は当社グループの主要な事業活動の前提となる事項に該当しております。当該契約は1年ごとの自動更新となっておりますが、当事者のいずれか一方が契約違反や期限の利益喪失事由に該当する場合には他方の当事者が契約を解除することが可能であるほか、双方のいずれかが契約期限満了の6か月前までに書面で通知した場合は期限を延長しないことが可能となっており、三井造船特機エンジニアリング株式会社の経営方針等が大きく変更された場合には契約を解除される可能性があります。本書提出日現在において、当該契約の継続に支障を来す要因は発生しておらず、また当社グループでは「PowerX Mega Power」の生産能力の増強を目的としてPower Base第2工場の建設を計画しており、同工場の完成後は本リスクを軽減できる見通しですが、仮に同工場の完成前に当該契約の継続が困難になった場合、「PowerX Mega Power」の製造に重大な支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 生産キャパシティに関するリスク

(発生可能性：中、発生時期：中期、影響度：中)

当社グループは、増加する製品需要に対応すべく生産能力の拡大を計画しております。自社保有施設の拡張に加え、第三者への製造委託契約を活用して生産能力を拡大していくことを予定していますが、資金調達や、契約の更新等が何らかの事由により進行せず、または建設関連コストの大幅な上昇や建設業者が確保できない状況などが生じることにより、生産能力を維持・拡張できなかった場合、事業拡大に遅延が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、代替施設を利用することが可能である場合であっても、当該代替施設への移転や生産開始に時間を要する可能性や、多額の追加費用を要する可能性があり、その場合には当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 創業者への依存に関するリスク

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社の取締役 代表執行役社長CEO伊藤正裕は、当社の創業者であり当社設立以来、経営方針や経営戦略の決定をはじめ、会社の事業推進に重要な役割を果たしております。当社グループでは、執行役への権限委譲やコーポレート・ガバナンス体制の構築により、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めておりますが、何らかの事情により同氏が当社グループの経営を継続することが困難になった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 人材の確保と育成に関するリスク

(発生可能性：低、発生時期：中期、影響度：中)

当社グループの事業を推進していくためには、高度な専門知識、技能及び経験を有する人材の確保及び育成が不可欠です。当社グループでは、「2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (2) 戦略 (人的資本について)」に記載のとおり、「プロフェッショナル人材」がパフォーマンスを発揮しやすい社内環境の整備や制度設計に注力するなど、人材投資を重視しております。一方、国内を含むグローバルな人材獲得競争は激化しており、予定していた人員の確保及び育成が計画どおりに進まない場合や既存の人材の社外流出などがあった場合、及び人材の採用や育成に関するコストが増加する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

す。

⑥ 知的財産に関するリスク

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、自社で開発した蓄電池製品を製造、販売しておりますが、これら蓄電池製品には電力の充放電を最適化するためのアルゴリズムや機器構成といった技術やノウハウが含まれております。また、蓄電池製品の稼働状況を監視、制御するためのアプリケーションシステムについても自社の研究開発部門で開発しており、これらは当社の事業運営において不可欠な知的財産であります。これらのうち、発電設備とその電力出力方法、急速充電装置及び関連するシステム、及び移動体を用いたエネルギー輸送システムなど、当社グループが重要であると判断したものについては国内外において特許出願を行っておりますが、第三者による当社知的財産への侵害がなされた場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、本書提出日現在において、当社グループが他社の知的財産を侵害したこと等によって当社グループの事業及び業績に重大な影響を及ぼす可能性のある訴訟を提起されている事実はございません。今後も知的財産に関連する法令を遵守して事業活動を行ってまいります所存ですが、見解の相違も含めて、他社の知的財産を侵害する可能性があります。こうした状況が発生した場合には、解決に時間と費用を要し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 災害等の発生リスク

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

地震、津波、竜巻、台風、寒波等の自然災害や戦争・テロ、紛争、その他の要因による社会混乱により、本社や主要な事業拠点が被災し、当社グループの主要な事業機能が麻痺することにより事業継続が困難になるリスクがあります。また、当社グループが販売する製品の主要な製造拠点は岡山県に集中しており、当該地域が被災した場合、生産活動に甚大な影響を及ぼし、顧客への製品供給停滞による販売収益の大幅な減少や、多額の設備復旧費用及び外部委託費用の発生等が生じるリスクがあります。当社グループは、災害や事故などで被害を受けた際に、重要な機能を可能な限り中断せず、また中断した場合にもできるだけ早急に復旧できるように、事業継続計画(BCP：Business Continuity Plan)を策定していますが、実際に自然災害等が発生した際にBCPが有効に機能しない場合、当社グループの経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 製造物責任及び製品保証リスク

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは自ら策定した管理基準に基づき製品の設計、製造を行っておりますが、将来にわたり製品に欠陥が生じる可能性を否定することはできないと考えております。また、当社グループが締結している売買契約の中には、検収後一定期間の無償保証期間を設けているものや、最長20年の容量保証等を提供しているものもあります。これらの耐用年数や製品保証期間は、電池モジュール等のメーカーから提示されている試験結果や過去の運用結果に基づいて設定しており、また保証期間における補償費用をカバーするための保証契約を保証会社と締結するなど、製品保証コストの抑制を図っております。しかしながら、実際の稼働可能期間が当社グループの想定を下回る、または保証対象事案の発生頻度又は重要度が当該想定を上回る場合には、当社グループが想定する以上の保証責任が発生する可能性があります。加えて、電池モジュール等の原材料の一部についてはサプライヤーによる保証期間が20年よりも短いことから、当該期間の経過後は、当社グループが当該原材料に起因する損害についても責任を負担する可能性があります。当社グループの製品の欠陥は大規模な製品回収(リコール)や製造物賠償責任、無償交換・修理等により多額の費用を必要とするだけでなく、当社グループのレピュテーションに重大な影響を与える可能性があります。当社グループは製品の販売時に製品保証引当金を計上しておりますが、当該見積りを超過する費用が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 取引先との関係性に関するリスク

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループは蓄電池製品の購入者、調達先や物流業者、EV急速充電器の設置及び事業展開について提携している自動車メーカー、外部委託先等、多くの取引先との関係性を築きながら、事業を拡大しております。しかしなが

ら、取引先の全てが品質、価格、納期の観点で当社グループにとって有利な条件で取引を継続する保証はなく、他の取引先に変更する必要があるが生じ、取引条件が悪化した場合等は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 内部管理体制に関するリスク

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：小)

当社グループは、創業以来、事業の立ち上げ、業容拡大に応じて管理部門等の人員増強、各種規程・マニュアルの整備、システム導入等を進め、内部管理体制を構築してまいりました。今後も規模拡大、業容拡大に応じて内部管理体制の充実を図っていく方針であります。有効な内部管理体制が整備されなかった場合、または内部管理体制の整備及び運用に多額のコストを要する場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 法規制等に関するリスク

(発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループの事業は、環境関連、知的財産、製品及び原材料の品質・安全性、競争関連、労働関連、税務関連等の様々な法規制等の適用を受けており、それらの法規制等を遵守し、事業活動を行っていますが、法規制等について、遵守できなかった場合や変更・改正があった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 情報セキュリティに関するリスク

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループでは、事業遂行にあたり、顧客の個人情報及び機密情報を入手することがあり、また営業上・技術上の機密情報を保有しています。不正アクセス、コンピュータウイルスによる被害、内部不正者や外注先による情報漏洩など、不測の事態が生じてこれらの情報が外部に漏洩した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑬ 訴訟に関するリスク

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループでは本書提出日現在、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす訴訟等は認識しておりませんが、将来、当社グループの法令違反の有無に関わらず何らかの原因で取引先、同業他社、株主、各種団体等による訴訟等を提起される可能性があります。これらの訴訟等が発生した場合、及び当該訴訟等において当社グループに不利な判断がなされた場合、当社グループの社会的信用、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑭ ブランド認知に関するリスク

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中)

当社グループの事業推進において、ブランドイメージや社会的信用の維持・向上は重要であると考えております。一方で、当社製品の欠陥とそれに伴う製品回収(リコール)が発生した場合や、アフターメンテナンスが適切に行われなかった場合、及び当社グループ又はその従業員に不祥事が発生した場合、当社グループのレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性があります。こうした状況に対して適切な対応を講じることができない場合や、マスコミによる報道やソーシャルメディアへの書き込みなどにより当社グループに対する否定的な風評が流布された場合には、当社グループのブランドイメージや社会的信用が著しく毀損され、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 財務リスク等について

① 資金調達に関するリスク

(発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：大)

当社グループは、受注時に前受金を受領して原材料を発注することで運転資本の圧縮を図るとともに、設備投資、研究開発、不足する運転資本等で必要な事業資金については増資及び金融機関からの借入等により調達しております。

す。今後、当社グループの経営成績、財政状態の悪化や金融情勢の変化等により、当社グループが希望する金額、時期、条件での資金調達ができない場合、当社グループの事業展開及び財政状態等に影響を与える可能性があります。また、当社グループが締結している借入契約に付された財務制限条項（「5 経営上の重要な契約等（2）金銭消費貸借契約」をご参照ください。）に抵触する場合、当社グループの事業の継続性に重大な影響を及ぼす可能性や、当社グループの借入コストやその後の資金調達に悪影響を与える可能性があります。

② 金利変動リスク

（発生可能性：中、発生時期：中期、影響度：小）

当社グループは、運転資金及び設備資金について金融機関からの借入れにより資金調達を行っており、本書提出日現在における借入は全て変動金利型となっております。今後の金利動向が上昇局面となった場合、支払利息等の金利負担が増加することで金融収支が悪化し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 固定資産の減損リスク

（発生可能性：中、発生時期：中期、影響度：小）

当社グループは2024年12月期に事業計画の遅延に起因して2,211百万円の固定資産の減損損失を計上しましたが、2025年9月末時点では合計4,604百万円の有形固定資産及び無形固定資産を計上しております。今後も、工場設備の増強等を行うことで固定資産が増加していくことが想定されますが、当社グループの業績が想定したとおりに進捗しない場合、これらの固定資産の減損損失を計上することにより、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 継続企業の前提に関する重要事象等

（発生可能性：小、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社グループは、2021年3月の創業以来、蓄電池製品の製造販売、EVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」の展開、電力販売、電気運搬船の開発準備に向けて各事業の垂直立上げを行っております。2023年12月期に蓄電池製品の販売を開始し、2024年12月期においては蓄電池製品の納品が進んでいるほか、電力事業についても顧客への電力供給を開始するなど事業展開は順調に推移しているものの、年間の固定費を回収することができず、2024年12月期まで4期連続の営業損失、経常損失、当期純損失（2023年12月期連結会計年度及び2024年12月期連結会計年度においては親会社株主に帰属する当期純損失）を計上しており、2025年12月期第3四半期連結累計期間においても営業損益以降の各段階損益がマイナスとなっております。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると認識しております。

当社グループでは、当該事象又は状況を改善、解消すべく以下の対応策に取り組んでまいります。

1. 受注獲得に向けた営業体制の強化について

BESS事業及びEVCS事業、並びに電力事業における蓄電池製品等の販売及び稼働試験業務等の役務の提供については、国や地方自治体が実施する補助金施策なども背景に蓄電所向け設置用蓄電池の受注が増加傾向にあります。今後についても自社営業体制をより強化するとともに、大手エネルギー会社や自動車会社との戦略的アライアンスを通じて蓄電池製品販売の受注を獲得してまいります。なお、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要 ④生産、受注及び販売の状況」に記載のとおり、2025年12月期第3四半期連結会計期間末における受注残高は41,715百万円（2024年12月期連結会計年度末比681.6%）と増加しております。

2. 徹底したコストコントロールの推進による利益率の改善について

当社グループに関連した調達環境として、主要部品である電池モジュールの市場価格は下落トレンドにあります。加えて、製品受注の増加に伴う生産規模拡大を背景にしたサプライヤーとの価格交渉や、適切な部材選定、まとめ発注、及びサプライヤーとの協業などの原価低減活動を一層推進することで、原材料の調達コストの低減を図っております。さらに、米ドル建てで行っている輸入仕入取引について為替予約を活用して為替変動による影響を低減させることや、顧客への納品時期を踏まえた平準的な生産計画を立案することで既存の生産能力を最大限有効活用し追加的な製造コストを抑制することにも取り組んでおります。このように、各種原価項目を適切

にコントロールすることにより事業計画で設定した原価水準を達成し、適正な製品販売利益を確保、拡大するべく努めてまいります。

3. 資金繰りについて

資金面については、主に「PowerX Mega Power」の納品による売上計上や、契約締結に伴う前受金の入金により、2025年12月期中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは1,879百万円の収入となっております。

また、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおり、当社は2025年3月26日に株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社及び株式会社三井住友銀行を貸付人とした総額4,000百万円のコミットメントライン契約を締結し、2025年9月末時点では2,500百万円を実行しております。なお、新生信託銀行株式会社と締結している金銭消費貸借契約について、利益維持等の財務制限条項の一部に抵触しているものの、バランスシートモニタリングへ抵触していないことにより期限の利益を喪失しないものと見做されております（金銭消費貸借契約の概要につきましては「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください）。

上記の資金調達により事業及び運転資金の安定的な確保に努めている他、財務体質の強化及び運転資本の充実のため、2025年12月期第3四半期連結累計期間において法人7社及び個人17名に対する第三者割当増資により合計1,653百万円の資本調達を実施しております。

以上より、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するものの、上記の対応策を着実に実行することにより早期に解消可能であり、本書提出日現在においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。しかしながら、上記の対応策が期待された効果を上げない場合や、本書に記載されたリスクの発現等により当社グループの事業環境が急速かつ急激に悪化する場合には、将来当社グループの財務的健全性が大きく損なわれる可能性があります。

(4) その他、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項について

① 社歴が浅いことについて

当社は2021年3月に設立され、2023年12月期の第4四半期に初めて売上を計上して以降、2024年12月期には大幅な増収を実現しました。当社グループが属する蓄電池関連市場は、再生可能エネルギーの普及と日本のエネルギー自給率の向上に蓄電池が不可欠であることから急激に成長しております。一方で、同市場の成長には多くの不確実性があり、また、当社グループも依然として急速な成長過程にあることから、過年度の財務情報は期間業績比較を行うには不十分な可能性があるとともに、当社グループが今後の経営環境の変化を予測し適切に対応するための経験が不足している可能性があります。

② 業績の下期偏重について

当社グループの主要顧客は12月決算や3月決算の会社が多く、また顧客が利用する補助金制度の多くが年度末（3月末）までに受給要件を充足することが求められていることから、顧客の予算執行時期が下期に偏重する傾向にあり、そのため当社グループの売上高も通常、下期偏重となります。これに対して販売費及び一般管理費はその多くが固定費であることから、当社グループが営業利益、経常利益、当期純利益を計上する場合も、その割合は下期偏重となります。

2024年12月期連結会計年度における四半期連結会計期間ごとの売上高及び営業損益は以下のとおりです。なお、各四半期会計期間の数値については、有限責任監査法人トーマツのレビューを受けておりません。

	2024年12月期 第1四半期連結会計期間 (自 2024年1月 1日 至 2024年3月31日)	2024年12月期 第2四半期連結会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年6月30日)	2024年12月期 第3四半期連結会計期間 (自 2024年7月 1日 至 2024年9月30日)	2024年12月期 第4四半期連結会計期間 (自 2024年10月 1日 至 2024年12月31日)
売上高 (百万円)	484	278	941	4,457
営業損失 (△) (百万円)	△1,543	△1,335	△1,428	△635

③ 業績の期ズレについて

当社グループの蓄電池製品及び関連する商品の販売については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載したとおり、収益認識会計基準の定めに則り、製品及び商品を引渡し顧客が検収した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。しかしながら、特にBESS事業における定置用蓄電池の販売においては、納品前の用地選定や基礎工事・受電日の遅れ、当社製品以外の資材調達の遅れ、契約後に顧客の財務状況が変化すること等の顧客都合により納品・検収の遅れが生じることがあり、このような場合、当初想定時期に収益を計上できず、収益計上時期が決算期末を超える場合(期ズレ)があります。事前の納期・検収時期の調整や、自社保管場所・寄託倉庫で納品・検収等を行う条項を契約に記載し合意することで、当初想定した時期に納品・検収される施策を行っておりますが、当該施策が適時適切に行えなかった場合や顧客に受け入れられなかった場合には、当該事業年度における売上高が翌事業年度以降に計上されることとなり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 新株予約権行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、企業価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、当社グループの役員及び従業員らに対して新株予約権(ストックオプション)を付与しており(本書提出日現在の新株予約権の発行状況については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」をご参照ください。)、本書提出日現在における潜在株式数は6,255,000株であり、発行済株式数38,387,000株(上記潜在株式数を含む)に対する割合は16.29%となっております。なお、当社グループは、今後においても役員及び従業員の士気向上や優秀な人材の確保を図るため、継続的にストックオプションの発行を実施していく予定であります。今後、これらの新株予約権が行使された場合には、既存株主が保有する株式価値の希薄化を生じ、また、行使の結果として交付される株式の処分の状況によっては、当社株式の需給に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ(当社及び連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

① 経営成績の状況

第4期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当連結会計年度における世界経済は、各地での紛争の長期化や欧米における高水準な金利政策の継続、為替相場の乱高下等により、先行きは不透明な状況で推移しました。日本経済においては、インバウンドの増加もあり、国内需要を中心に景気は緩やかな持ち直しの兆しをみせつつあります。当社グループが属する蓄電池関連業界においては、グリーントランスフォーメーションの進展、再生可能エネルギー調達へのシフトはサプライチェーンに関連する多くの企業にとっても重要課題と位置づけられており、また政策面でも近年は補助金を通じた導入支援が実施されているほか、長期脱炭素電源オークションにおける支援の対象化など、予算や制度による導入の後押しがなされており、結果として足元の系統用蓄電池の接続申込等の件数が大幅に増加しております(資源エネルギー庁「系統用蓄電池の現状と課題」より引用)。

このような事業環境の中、当社グループは、企業ビジョンとして「永遠に、エネルギーに困らない地球」を掲げ、企業ミッションとして「日本のエネルギー自給率の向上を実現する」ことを目指しています。我が国の電力インフラでは、送電網の容量が自然エネルギーの導入量に満たない地域が出現するようになり、蓄電池による電力インフラの調整力強化が求められています。これに対して当社では、コスト競争力のある蓄電池製品の国内生産及び販売活動を基盤としながら、エネルギーインフラとして長期・安定的な稼働を実現するソフトウェア、サービスを備えた複数の製品、サービスを展開しております。

こうした状況を受けて、当社グループでは国や地方自治体が実施する補助金施策なども背景にBESS事業、EVCS事業とも蓄電池製品の受注が増加傾向にあり、大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」やカーディーラー向けに蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の納品も進んでいることから、当連結会計年度の売上高は6,161百万円と前期比1,783.0%増加しました。一方で、当連結会計年度は販売活動を開始して間もないことから、受注は増加傾向にあるものの翌連結会計年度以降に納品予定の案件が多く、当連結会計年度において納品完了した案件による収益で事業の垂直立上げに伴うコストを回収するには至っていないこと、また新製品開発に係る研究開発費等の先行投資により、営業損失は4,942百万円(前期は5,325百万円の営業損失)、経常損失5,702百万円(前期は5,737百万円の経常損失)となりました。さらに、製造スケジュールの遅れを踏まえた水冷モジュール製造設備の減損損失など特別損失2,300百万円を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は8,013百万円(前期は6,166百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当社グループのセグメントはこれまで「BESS事業」、「EVCS事業」の2区分でありましたが、当連結会計年度より新規事業として「電力事業」を開始したことに伴い、報告セグメントに「電力事業」を追加しております。これに伴い、セグメント別の業績における前期比は、前連結会計年度を変更後の区分により作成したものを基礎として算定しております。

(BESS事業)

BESS事業では、系統用蓄電池、産業・商業用蓄電池などの用途で利用可能な大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」の製造販売や、産業・商業用途で電気自動車(以下、「EV」)活用を企図するB2C顧客向けの「PowerX Hypercharger」の製造販売を行っております。BESS事業に関連した事業環境としては、今後、我が国における自然エネルギーの更なる活用や導入拡大に向けて、余剰となる自然エネルギーの有効活用や自然エネルギーの変動を電力需要に合わせて調整する調整力の確保が急務となり、電力系統に直接連系する大型の定置用蓄電池のニーズはますます高まっております。また、物流事業者等の需要家においても保有設備に対する自然エネルギー発電の導入によって脱炭素化を図る動きが進展しており、電力の需要家側での蓄電池の導入も広がりを見せております。足元でも、前述のMade in Japanの蓄電池製造基盤や、製品販売から保守メンテナンス、設置後の運用までのフルサービスの提供が可能であることなどを訴求することにより、多くの補助金案件について顧客と取組んでおり、2024年度に経済産業省及び東京都によって提供された系統用蓄電池関連の4種類の補助金制度においては、当社製品による案件が採択件数ベースで全体の48%(注)でシェアトップの実績を達成しております。

このような環境下、当連結会計年度のBESS事業は、国や地方自治体が実施する補助金施策なども背景に主に「PowerX Mega Power」の納品が順調に推移したことから、売上高は4,143百万円と前期比7,738.0%増加し、セグメント利益は855百万円（前期は464百万円のセグメント損失）となりました。

（注）政府補助金採択率は、2024年度に実施された経済産業省及び東京都による事業者のBESS導入に対する4種の補助金案件の採択結果に対する当社調査結果より試算しております。

（EVCS事業）

EVCS事業では、EVを販売する自動車ディーラー等のB2B顧客向けの「PowerX Hypercharger」の製造販売や、B2C顧客向けの「PowerX Hypercharger」を活用した急速のEV充電サービスを提供しております。日本における電気自動車の普及に伴い、急速充電器のニーズが高まりを見せており、当社でも2023年9月から顧客への「PowerX Hypercharger」の販売を開始するとともに、自社拠点での「PowerX Hypercharger」を用いた急速充電事業を複数地点で展開しております。

このような環境下、当連結会計年度のEVCS事業は主に「PowerX Hypercharger」の納品が順調に推移したことから、売上高は1,628百万円と前期比493.6%増加したものの、事業立上げに伴う費用の先行によりセグメント損失は498百万円（前期は619百万円のセグメント損失）となりました。

（電力事業）

電力事業では、2024年7月から夜間太陽光や風力、バイオマスなど顧客ニーズに合わせた最適な組み合わせによる電力販売を開始いたしました。蓄電池によるエネルギーマネジメントサービスと電力小売サービスを組み合わせたプランや、太陽光発電所で昼間に発電された電力を蓄電池に蓄え、再生可能エネルギーの供給量の少ない夜間に供給するサービスなど、蓄電池製品メーカーならではのプランを幅広い事業者に提案しており、顧客は増加傾向にあります。また、同12月からは蓄電所事業を運営する事業者に対し、大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」など蓄電池製品の販売も開始しております。

その結果、当連結会計年度の電力事業は、売上高は389百万円（前期は売上高の計上はなし）、事業立上げに伴う費用の先行によりセグメント損失は55百万円（前期は37百万円のセグメント損失）となりました。

第5期中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当中間連結会計期間における世界経済は、関税をはじめとする米国の政策動向、ウクライナ・中東地域における地政学リスクの影響等により、先行きは不透明な状況で推移しました。日本経済においては、インバウンドの増加もあり、景気は緩やかな回復基調が見られております。

このような事業環境の中、当社グループは、企業ビジョンとして「永遠に、エネルギーに困らない地球」を掲げ、企業ミッションとして「日本のエネルギー自給率の向上を実現する」ことを目指しています。引き続きグリーントランスフォーメーションの進展等による電力需要の増加が見込まれる中、2025年2月に政府が発表した第7次エネルギー基本計画では、2040年には発電電力量の4-5割程度を再エネとする指針とともに蓄電池の活用促進が示されたことを踏まえて、系統用蓄電池の接続検討等の受付が急増しているなど、系統用蓄電システムの導入促進が本格化する動きも見られております。これに対して当社では、コスト競争力のある蓄電池の国内生産及び販売活動を基盤としながら、エネルギーインフラとして長期・安定的な稼働を実現するソフトウェアを含む複数の製品、サービスを展開しております。

蓄電池事業に関しては、大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」や蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の納品が進んでいるほか、国や地方自治体が実施する補助金施策なども背景に、蓄電所向け定置用蓄電システムの受注が増加傾向にあり、今後の蓄電システムの納品数の拡大を見込んでおります。また電力事業については電力供給契約も順調に増加しており、今後も新規顧客の獲得に注力していく方針です。

以上の結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高4,647百万円、営業損失は1,563百万円、経常損失は2,205百万円、親会社株主に帰属する中間純損失は2,230百万円となりました。

なお、当社グループの連結業績は、顧客が利用する蓄電池製品の購入に関する補助金制度の受給要件充足の都合上、下半期に売上高と利益が多く計上されるため、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。

(BESS事業)

BESS事業では、系統用蓄電池や再エネ併設蓄電池、産業・商業用蓄電池などの用途で利用可能な大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」や中型定置用蓄電システム「PowerX cube」の製造販売を行っております。BESS事業を取り巻く事業環境としては、今後、我が国における再エネの主力電源化や電力の安定供給に向けて、余剰となる自然エネルギーの有効活用や、自然エネルギーの変動を電力需要に合わせて調整する調整力の確保が急務となっております。こうした状況を背景に、電力系統に直接連系する大型の定置用蓄電システムのニーズはますます高まっており、来年以降も含めて受注は順調に積み上がっております。また、物流事業者等の需要家においても、保有設備に対する自然エネルギー発電の導入によって脱炭素化を図る動きが進展しており、需要家側での蓄電システムの導入も広がりを見せております。

このような環境下、当中間連結会計期間のBESS事業は、主に「PowerX Mega Power」の納品が順調に推移したことから、売上高は4,012百万円、セグメント利益は960百万円となりました。

(EVCS事業)

EVCS事業では、B2B顧客向けの蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の製造販売や、B2C顧客向けの「PowerX Hypercharger」を活用した急速のEV充電サービスを提供しており、急速充電ニーズの高い輸入車メーカーを中心に自動車ディーラー等へ「PowerX Hypercharger」の設置が拡大しています。また、系統への双方への接続が可能な「PowerX Hypercharger Pro」の販売開始により、自治体・商業施設等におけるエネルギーマネジメント需要に応えられる商品展開を図っていきます。一方で、顧客は経済産業省等の補助金を活用し、投資額を低減する傾向が強く、結果として設置及び売上が下半期に偏重する傾向があります。加えて、顧客は昨今のEVの普及状況を踏まえて、投資時期を来期以降に見送りとする傾向もあります。

このような環境下、当中間連結会計期間のEVCS事業は、納品時期が後ろ倒しとなっていることもあり、売上高は388百万円、セグメント損失は261百万円となりました。

(電力事業)

電力事業では、夜間太陽光や風力など、再生可能エネルギー由来の電力を中心に、顧客ニーズに合わせた最適な組み合わせによる電力販売を提案・提供しております。幅広い事業者に対して蓄電システムメーカーならではの電力プランの提案を行うことで電力小売の顧客を拡大するとともに、蓄電所事業を運営する事業者へ大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」などの蓄電システムの販売についての提案営業も推進しております。

このような環境下、当中間連結会計期間の電力事業は、主に顧客への電力小売に係る供給量が増加したことから、売上高は245百万円、セグメント損失は74百万円となりました。

第5期第3四半期連結累計期間(自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、米国との相互関税の引き下げの合意等の好材料は見られたものの、米国の政策動向、ウクライナや中東地域における地政学リスクの影響等により、先行きは不透明な状況で推移しました。日本経済においては、インバウンドの増加もあり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような事業環境の中、2025年2月に政府が発表した第7次エネルギー基本計画では、2040年には発電電力量の4-5割程度を再エネとする指針が示され、蓄電池の活用促進が示され、系統用蓄電池の接続検討等の受付が急増しているなど、系統用蓄電システムの導入促進も本格化する動きが見られております。これに対して当社では、コスト競争力のある蓄電池の国内生産及び販売活動を基盤としながら、エネルギーインフラとして長期・安定的な稼働を実現するソフトウェアなど複数の製品、サービスを展開しております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高7,323百万円、営業損失は2,182百万円、経常損失は2,986百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失は3,046百万円となりました。

なお、当社グループの連結業績は、顧客が利用する蓄電池製品の購入に関する補助金制度の受給要件充足の都合上、下半期に売上高と利益が多く計上されるため、上半期と下半期の業績に季節の変動があります。

セグメントごとの経営成績を示すと、次のとおりであります。

(BESS事業)

BESS事業では、系統用蓄電池や再エネ併設蓄電池、産業・商業用蓄電池などの用途で利用可能な大型定置用蓄

電システム「PowerX Mega Power」や中型定置用蓄電システム「PowerX cube」の製造販売を行っております。BESS事業を取り巻く事業環境としては、今後、我が国における再エネの主力電源化や電力の安定供給に向けて、余剰となる自然エネルギーの有効活用や、自然エネルギーの変動を電力需要に合わせて調整する調整力の確保が急務となっております。こうした状況を背景に、電力系統に直接連系する大型の定置用蓄電システムのニーズはますます高まっており、来年以降も含めて受注は順調に積み上がっております。また、物流事業者等の需要家においても、保有設備に対する自然エネルギー発電の導入によって脱炭素化を図る動きが進展しており、需要家側での蓄電システムの導入も広がりを見せております。

このような環境下、当第3四半期連結累計期間のBESS事業は、主に「PowerX Mega Power」の納品が順調に推移したことから、売上高は6,138百万円、セグメント利益は1,392百万円となりました。

(EVCS事業)

EVCS事業では、B2B顧客向けの蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の製造販売や、B2C顧客向けの「PowerX Hypercharger」を活用した急速のEV充電サービスを提供しており、急速充電ニーズの高い輸入車メーカーを中心に自動車ディーラー等へ「PowerX Hypercharger」設置が拡大しています。また、系統への双方向の接続が可能な「PowerX Hypercharger Pro」の販売開始により、自治体・商業施設等におけるエネルギーマネジメント需要に応えられる商品展開を図っていきます。一方で、顧客は経済産業省等の補助金を活用し、投資額を低減する傾向が強く、結果として設置及び売上が下半期に偏重する傾向があります。加えて、顧客は昨今のEVの普及状況を踏まえて、投資時期を来期以降に見送りとする傾向もあります。

このような環境下、当第3四半期連結累計期間のEVCS事業は、売上高は624百万円、セグメント損失は379百万円となりました。

(電力事業)

電力事業では、夜間太陽光や風力など、再生可能エネルギー由来の電力を中心に、顧客ニーズに合わせた最適な組み合わせによる電力販売を提案・提供しております。幅広い事業者に対して蓄電システムメーカーならではの電力プランの提案を行い、前連結事業年度より、電力供給を開始するとともに、蓄電所事業を運営する事業者への大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」などの蓄電システムの販売についても開始しております。

このような環境下、当第3四半期連結累計期間の電力事業は、売上高は559百万円、セグメント損失は90百万円となりました。

② 財政状態の状況

第4期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当連結会計年度末における総資産は10,830百万円となり、前連結会計年度末に比べて2,331百万円増加しました。これは主に、本格的な製品生産及び販売を開始したことに伴い売掛金及び契約資産が1,928百万円、商品及び製品が1,233百万円、原材料及び貯蔵品が305百万円増加したこと、原材料などの調達に際してサプライヤーへ支払う前払金が261百万円増加したこと、及び蓄電池製品の生産に関する製造設備の減損処理により有形固定資産が1,334百万円減少したことによるものであります。

当連結会計年度末における負債は9,160百万円となり、前連結会計年度末に比べて5,905百万円増加しました。これは主に、契約負債(主に製品の販売に関する前受金)が852百万円、製品の生産に係る運転資金の調達としての短期借入金が2,693百万円、長期借入金が2,000百万円それぞれ増加したことによるものであります。

当連結会計年度末における純資産は、1,670百万円となり、前連結会計年度末に比べて3,574百万円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失8,013百万円の計上、及び第三者割当増資により資本金及び資本剰余金がそれぞれ2,136百万円増加したことによるものであります。

第5期中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当中間連結会計期間末における総資産は16,068百万円となり、前連結会計年度末に比べて5,237百万円増加しました。これは主に、製品販売契約締結に係る前受金の受領による現金及び預金の増加2,280百万円、今後の納品に向けた製品在庫の積み上げによる商品及び製品の増加1,178百万円、受注に対応した生産量拡大に伴う原材料及び貯蔵品の増加642百万円、原材料などの調達に際してサプライヤーへ支払う前払金の増加383百万円によるものであ

ります。

当中間連結会計期間末における負債は14,952百万円となり、前連結会計年度末に比べて5,792百万円増加しました。これは主に、契約負債（主に製品の販売に関する前受金）の増加5,164百万円、生産増加に対応した買掛金の増加796百万円、長期借入金の返済による減少500百万円によるものであります。

当中間連結会計期間末における純資産は、1,115百万円となり、前連結会計年度末に比べて554百万円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する中間純損失2,230百万円の計上、及び第三者割当増資により資本金及び資本剰余金がそれぞれ753百万円増加したことによるものであります。

第5期第3四半期連結累計期間（自 2025年1月1日 至 2025年9月30日）

当第3四半期連結会計期間末における総資産は18,211百万円となり、前連結会計年度末に比べて7,380百万円増加しました。これは主に、製品販売契約締結に係る前受金の受領による現金及び預金の増加2,113百万円、今後の納品に向けた製品在庫の積上げによる商品及び製品の増加3,589百万円、受注に対応した生産量拡大に伴う原材料及び貯蔵品の増加758百万円、原材料などの調達に際してサプライヤーへ支払う前払金の増加1,058百万円によるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における負債は17,728百万円となり、前連結会計年度末に比べて8,567百万円増加しました。これは主に、契約負債（主に製品の販売に関する前受金）の増加8,991百万円、生産増加に対応した買掛金の増加495百万円、長期借入金の返済による減少750百万円によるものであります。

当第3四半期連結会計期間末における純資産は482百万円となり、前連結会計年度末に比べて1,187百万円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純損失3,046百万円の計上、及び第三者割当増資により資本金及び資本剰余金がそれぞれ826百万円増加したことによるものであります。

なお、2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議に基づき、資本金7,645百万円、資本準備金9,049百万円をそれぞれその他資本剰余金へ振替え、当該その他資本剰余金16,694百万円を繰越利益剰余金に振替え欠損填補を行っておりますが、これによる純資産合計の変動はございません。

③ キャッシュ・フローの状況

第4期連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比較して240百万円増加し1,244百万円となりました。当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは6,971百万円の支出となりました（前期は5,469百万円の支出）。これは主に、税金等調整前当期純損失の計上8,002百万円、売上債権及び契約資産の増加1,928百万円、棚卸資産の増加1,538百万円、及び契約負債の増加846百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは1,458百万円の支出となりました（前期は4,122百万円の支出）。これは主に、有形固定資産の取得による支出1,207百万円及び無形固定資産の取得による支出141百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは8,670百万円の収入となりました（前期は4,992百万円の収入）。これは主に、短期借入金の純増額2,693百万円、長期借入れによる収入3,500百万円、長期借入金の返済による支出1,500百万円、及び株式の発行による収入3,893百万円によるものであります。

第5期中間連結会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比較して2,280百万円増加し3,525百万円となりました。当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの概況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは1,879百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失の計上2,231百万円、棚卸資産の増加2,166百万円、仕入債務の増加796百万円、及び契約負債の増加5,191百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは481百万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出418百万円及び国庫補助金の受取額65百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは881百万円の収入となりました。これは主に、短期借入金の純増額307百万円、長期借入金の返済による支出500百万円、株式の発行による収入1,507百万円、及び資金調達費用の支払による支出530百万円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の状況

a 生産実績

第4期連結会計年度、第5期中間連結会計期間及び第5期第3四半期連結累計期間における生産実績を製品群ごとに示すと、次のとおりであります。

製品群	第4期 連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)		第5期中間 連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)	第5期第3四半期 連結累計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年9月30日)
	生産高 (百万円)	前年同期比 (%)	生産高 (百万円)	生産高 (百万円)
定置用蓄電池	3,156	3,730.1	2,882	5,999
EV急速充電器	1,931	246.0	319	770
合計	5,088	585.1	3,201	6,770

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。

2. 第4期連結会計年度より本格的な生産を開始していることから生産高に著しい増加があります。

b 受注実績

第4期連結会計年度、第5期中間連結会計期間及び第5期第3四半期連結累計期間における受注実績（正式受注額）を製品群ごとに示すと、次のとおりであります。

製品群	第4期 連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)				第5期中間 連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)		第5期第3四半期 連結累計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年9月30日)	
	受注高 (百万円)	前期比 (%)	受注残高 (百万円)	前期比 (%)	受注高 (百万円)	受注残高 (百万円)	受注高 (百万円)	受注残高 (百万円)
定置用蓄電池	9,763	2,717.5	5,924	1,649.0	31,759	33,682	41,718	41,393
EV急速充電器	1,267	127.6	195	29.3	444	280	658	322
合計	11,031	815.5	6,120	596.6	32,204	33,962	42,376	41,715

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。なお、受注高は上記期間において顧客からの正式受注に基づいて売買契約が締結された拘束力のある注文金額であり、受注残高は上記期間の末日において受注済みでありかつ売上未計上の注文金額であります。

2. 第3期連結会計年度における受注高は1,352百万円（定置用蓄電池：359百万円、EV急速充電器：993百万円）であり、第3期連結会計年度末における受注残高は1,025百万円（定置用蓄電池：359百万円、EV急速充電器：666百万円）であります。

3. 第4期連結会計年度より本格的な営業活動を開始していることから受注高に著しい増加があります。

4. 上記受注残高の売上計上予定時期は以下のとおりです（百万円単位。なお、第5期連結会計年度は2025年10月以降の売上計上予定額を記載しております）。

製品群	第5期 連結会計年度 (自 2025年 1月 1日 至 2025年12月31日)	第6期 連結会計年度 (自 2026年 1月 1日 至 2026年12月31日)	第7期 連結会計年度 (自 2027年 1月 1日 至 2027年12月31日)	第8期 連結会計年度 (自 2028年 1月 1日 至 2028年12月31日) 以降	合計
定置用蓄電池	11,749	25,172	198	4,271	41,393
EV急速充電器	322	-	-	-	322
合計	12,071	25,172	198	4,271	41,715

c. 販売実績

第4期連結会計年度、第5期中間連結会計期間及び第5期第3四半期連結累計期間における販売実績を製品群ごとに示すと、次のとおりであります。

製品群	第4期 連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)		第5期中間 連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)	第5期第3四半期 連結累計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年9月30日)
	販売高 (百万円)	前年同期比 (%)	販売高 (百万円)	販売高 (百万円)
定置用蓄電池	4,199	-	4,002	6,245
EV急速充電器	1,739	531.9	359	570
その他	222	89,259.4	285	506
合計	6,161	1,883.0	4,647	7,323

(注) 1. 金額は、販売価格によっております。

2. 第3期連結会計年度において、定置用蓄電池の販売活動は行っておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであり、将来生じる実際の結果と異なる可能性がありますのでご注意ください。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の状況の分析

経営成績の状況の分析につきましては「(1)経営成績等の状況の概要 ① 経営成績の状況」に記載のとおりです。

b. 財政状態の状況の分析

財政状態の状況の分析につきましては「(1)経営成績等の状況の概要 ② 財政状態の状況」に記載のとおりです。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの主な資金需要は、岡山県玉野市にある「Power Base」における製造ライン及び製造管理システムへの投資、製品生産に用いる原材料等の購入、及び人件費等の諸経費の支払いであります。資金調達については現在、金融機関からの借入れ、または新株発行等によっております。資金調達の基本的な方針として、運転資金は自己資金及び金融機関からの借入により調達し、設備投資の必要性が生じた際には投資金額、手元資金、資本コスト等を総合的に考慮して最適な手段により調達することとしております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。経営者は債権、繰延税金資産、引当金等に関する見積り及び判断について、継続して評価を行っており、過去の実績や状況に応じて合理的と思われる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っております。また、その結果は資産・負債の簿価及び収益・費用の報告数字についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性のため、これら見積りと異なる場合があります。重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

④ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標」に記載のとおり、主な経営指標として、売上高、受注残高、EBITDA、ROA、ROE、及び温室効果ガス (GHG) 削減貢献量を重視しております。各指標の推移は以下のとおりであります。

	第3期連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	第4期連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)	前期比増減(%)
売上高(百万円)	327	6,161	1,783.0
受注残高(百万円)	1,025	6,120	496.6
EBITDA(百万円)	△5,180	△4,617	—
ROA(%)	△72.5	△82.9	—
ROE(%)	△119.2	△242.7	—
温室効果ガス (GHG) 削減貢献量 (t) (注)	—	3,632	—

(注) 当社は、株主である株式会社脱炭素化支援機構に対して同社と合意した算定式に基づく温室効果ガス (GHG) 削減貢献量を報告しております。同報告は2024年12月期から行われることから2023年12月期については記載をしておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 製品の製造委託に関する契約

契約の相手先	契約内容	締結日	契約期間
三井造船特機エンジニアリング株式会社	業務委託基本契約 大型定置用蓄電システム 「PowerX Mega Power」の 製造委託	2023年3月16日	2年間 (以後1年毎自動延長)

(2) 金銭消費貸借契約

① 新生信託銀行株式会社との金銭消費貸借契約

当社は2024年1月17日付で、新生信託銀行株式会社と金銭消費貸借契約を締結しております（2025年3月26日に一部改定）。当該金銭消費貸借契約の主な契約内容は、以下のとおりであります。

1 契約の相手先

新生信託銀行株式会社

2 借入金額

3,500百万円

3 返済期限

2025年7月22日より6か月ごとに返済（最終返済日2027年1月19日）

4 担保

売掛金、棚卸資産、建物、土地、機械装置、関係会社株式及び関係会社出資金

5 金利

基準金利（全銀協TIBOR運営機関が公表する日本円TIBOR）＋適用スプレッド

6 主な借入人の義務

(1) 当社グループの年次事業報告、決算書等を定期的に提出すること

(2) 以下の財務制限条項を遵守すること

(a) 自己資本比率維持

各四半期末の自己資本比率（貸借対照表又は試算表上の純資産の部の合計金額を、純資産の部と負債の部の合計金額により除して得られる値）を20%以上に維持すること。ただし、(d) バランスシートモニタリングへの抵触がなく、かつ、自己資本比率が正の値であることを条件として、期限の利益喪失事由には該当しないものとする。

(b) 利益維持

借入人は、2025年12月期以降（2025年12月期を含む。）の各決算期末における借入人の連結ベースの営業利益又は調整後経常利益（注）のいずれかが一つでも赤字となる状態を生じさせないこと。ただし、(d) バランスシートモニタリングへの抵触がないことを条件として、期限の利益喪失事由には該当しないものとする。

(c) フリー・キャッシュフローの維持

借入人は、2024年12月期の各四半期の借入人の連結ベースのフリー・キャッシュフローの合計値について、当初プロジェクトにおける当該対象期の借入人の連結ベースのフリー・キャッシュフローの合計値を4四半期中、3四半期以上下回らないこと。また、借入人は、2025年12月期以降（2025年12月期を含む。）の各四半期末において、当該対象期の借入人の連結ベースのフリー・キャッシュフローの合計値、及び当該対象期の直前の四半期の借入人の連結ベースのフリー・キャッシュフローの合計値を2期連続で赤字にしないこと。ただし、(d) バランスシートモニタリングへの抵触がないこと、かつ、当該対象期のフリー・キャッシュフローに当該対象期に借入人が新たに実施した資本調達額及び許容劣後借入の金額等を加えた合計値が0以上であることを条件として、期限の利益喪失事由には該当しないものとする。

(d) バランスシートモニタリング

借入人は、2024年12月期第2四半期以降の借入人の各四半期決算において、連結ベースにおける本貸付の総借入額が流動資産（現預金、売上債権、棚卸資産、前払金、貸倒引当金及び未収消費税等をいう。）及び工場土地建物の鑑定評価額の残高を超えないようにすること。

（注）会計上の経常利益に一部のファイナンスコストを足し戻した経常利益額

② 株式会社みずほ銀行とのコミットメントライン契約

当社は2025年3月26日付で、株式会社みずほ銀行をエージェントとするコミットメントライン契約を締結しております。当該コミットメントライン契約の主な契約内容は、以下のとおりであります。

1 契約の相手先

エージェント：株式会社みずほ銀行

貸付人：株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社

2 借入枠

4,000百万円

3 コミットメント期間

2025年3月31日から2026年3月31日

4 担保

売掛金、建物、土地

5 金利

基準金利（全銀協TIBOR運営機関が公表する日本円TIBOR）＋適用スプレッド

6 主な借入人の義務

(1) 当社グループの年次事業報告、決算書等を定期的に提出すること

(2) 以下の財務制限条項を遵守すること

(a) 借入人は、2025年3月以降、毎月末時点の、借入人連結会社の連結処理を行った精算表上の純資産額を、正の値に維持すること。

6 【研究開発活動】

当社グループは、今後大幅な拡大が見込まれる蓄電池需要を背景に、コスト競争力があり、長期・安定的な稼働が可能な蓄電池製品の研究開発に取り組んでおります。

研究開発はエンジニアリング・研究開発部が中心に推進しており、分野ごとに各事業部や調達部門などの社内部門、及び外部の協力企業と連携しながら製品の企画・研究・開発・設計まで一貫して対応しております。エンジニアリング・研究開発部には2025年9月末時点で52名（臨時従業員6名は含まない）が所属しており、専門領域ごとにチームを編成しております。各チームとその対応領域は以下のとおりです。

(Series Development Team)

大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」や蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」などの蓄電池製品に係る継続的な機能改良や製造プロセスの改善、信頼性及び耐久性の評価、ユーザーインターフェース（UI）及び顧客体験（UX）の改善などを担当。

(Advanced Engineering Team)

今後展開する新製品に搭載するBMS（バッテリーマネジメントシステム）の機構設計や、蓄電池に搭載する組込みソフトウェアの開発を担当。

(Information Technology Team)

各製品のフロントエンド/バックエンドシステムの開発、及びPower OS（「PowerX Mega Power」向け運用管理システム）やPowerX App（「PowerX Hypercharger」を用いたEVユーザー向け充電サービス向けアプリ）など製品運用に用いるアプリケーションの開発を担当。

(Life Cycle Management・Controlling Team)

研究開発活動におけるコストエンジニアリング及び必要な部材等の調達、及びエンジニアリング・研究開発部の全般的な運営サポートを担当。

各チームは担当する領域における研究開発をリードするとともに、案件単位では緊密に連携しながら当社が展開する製品の性能及び品質の向上や安全性の確保に取り組んでおります。

第4期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当連結会計年度における当社グループの研究開発費は2,414百万円であり、主な内容は、系統への双方向の接続が可能な次世代EV充電器「PowerX Hypercharger Pro」のプロトタイプ制作とその評価といった陸用蓄電池製品の継続開発や、船舶用蓄電池に使用する水冷モジュールの開発であります。

なお、上記の研究開発の金額は特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っておりません。

第5期中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当中間連結会計期間における当社グループの研究開発費は920百万円であり、主な内容は、冷却能力が高く温度管理に優れた水冷式の電池モジュールを用いた「PowerX Mega Power 2500」（本書提出日現在において販売している「PowerX Mega Power」では空冷式の電池モジュールを採用）のプロトタイプ制作といった陸用蓄電池製品の開発や、船舶用蓄電池に使用する水冷モジュールの開発であります。

なお、上記の研究開発の金額は特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っておりません。

第5期第3四半期連結累計期間(自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)

当第3四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費は1,334百万円であり、主な内容は、冷却能力が高く温度管理に優れた水冷式の電池モジュールを用いた「PowerX Mega Power 2500」（本書提出日現在において販売している「PowerX Mega Power」では空冷式の電池モジュールを採用）のプロトタイプ制作といった陸用蓄電池製品の新製品開発や、船舶用蓄電池に使用する水冷モジュールの開発であります。

なお、上記の研究開発の金額は特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っておりません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第4期連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

当社グループは拡大する顧客需要に対応するための製造設備の増強や業務効率化に資する設備の導入、及び研究開発力の強化のための設備投資を継続的に実施しています。

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は1,075百万円であり、主なものは岡山県玉野市の工場建物の改修及び生産設備の取得であります。

なお、当社グループの主要な設備は各報告セグメントに製品を供給する工場設備及び本社及び事務所など全社資産であるため、セグメント区分による記載はしておりません。

第5期中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

当中間連結会計期間において実施いたしました設備投資の総額は488百万円であり、主なものはEVCS事業部が展開するEVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」に用いる蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の設置であります。

第5期第3四半期連結累計期間(自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)

当第3四半期連結累計期間において実施いたしました設備投資の総額は635百万円であり、主なものはEVCS事業部が展開するEVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」に用いる蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の設置であります。

2 【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備は各報告セグメントに製品を供給する工場設備及び本社及び事務所など全社資産であるため、セグメント区分による記載はしておりません。事業所別の主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2024年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
		建物 建物附属設備	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	機械装置	その他	合計	
東京オフィス (東京都港区)	事務所設備	112	—	37	—	32	181	113 (27)
Power Base (岡山県玉野市) (注5、6)	工場設備	1,961	1,001 (28,272)	140	293	185	3,583	— (—)
アクソール六本木 (東京都港区) (注7)	事務所設備	208	—	13	—	—	222	— (—)
川崎ラボ (神奈川県川崎市中原区)	研究開発設備	4	—	5	—	12	22	25 (4)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、ソフトウェア及び建設仮勘定の合計であります。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)の最近1年間の平均人員数を外書きしております。
4. 建物及び土地を一部賃借しております。年間賃借料は下記のとおりであります。
- 東京オフィス : 83百万円
- アクソール六本木 : 88百万円
- 川崎ラボ : 25百万円
5. 貸与している土地1,001百万円(28,272㎡)を含んでおり、子会社である株式会社PowerX Manufacturingに貸与しております。
6. Power Base(岡山県玉野市)には、外部委託先に設置している当社保有の設備が含まれております。
7. アクソール六本木は、主にBESS事業及びEVCS事業に所属する役員及び従業員が勤務する東京オフィスの拡張スペースであります。東京オフィスとアクソール六本木は相互に従業員の行き来があることから、東京オフィス従業員数として一括で集計しております。

(2) 国内子会社

2024年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物 建物付属設 備	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	機械装置	その他	合計	
㈱PowerX Manufacturing	Power Base (岡山県玉野市)	工場設備	1	—	1	149	0	152	17 (16)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 従業員数の()は、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む。)の最近1年間の平均人員数を外書きしております。

3. 土地は親会社である株式会社パワーエックスから賃借しております。

なお、第5期中間連結会計期間及び第5期第3四半期連結累計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】(2025年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

足元の受注残の積み上がり、及び前述の外部環境における蓄電池需要の増大を踏まえた、自社工場の増設を計画しております。また、現在、複数のオフィスを分散している本社機能を集約することでコミュニケーションをより円滑にして業務効率を向上させることを目的に、東京オフィスの移転を計画しております。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出 会社	Power Base 第2工場 (岡山県玉野市)	蓄電池製品製造設備	8,615	—	増資資金、自己資金及び借入金	2026年12月	2028年7月	年間生産能力 6.8GWh (注)1
	東京オフィス (東京都中央区)	本社機能	985	19	増資資金、自己資金及び借入金	2025年6月	2026年8月	(注)2

(注)1. 生産能力は、2029年度における「PowerX Mega Power 2500」の生産計画台数2,720台に同製品のストレージ容量を乗じて算出しております。なお、当該生産計画台数は、現時点における目標数値であり、市場状況の変化を含む様々なリスクや不確実性による影響を受けます。これらの数値は、Power Base第2工場及び岡山のパートナー工場(2026年度拡張予定)双方の拡張計画に基づいております。拡張に向けた設計は既に開始しており、敷地も確保済みとなります。また、生産計画台数は、Power Base第2工場がそれぞれ2交代制で稼働することを前提として算出しております。

2. 完成後の増加能力については、見積もることが困難であることから記載しておりません。

3. 設備投資を計画している資産は各報告セグメントに製品を供給する工場及び東京オフィスなど全社資産であるため、セグメント区分による記載はしておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	128,000,000
計	128,000,000

(注) 2025年8月8日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を行い、同日付でAA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C種優先株式、C-1種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、定款第9条に定める株式の譲渡制限を廃止し、会社法第113条の規定に基づき、発行可能株式総数を200,000株から128,120株へ変更しております。また、同臨時株主総会において2025年8月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行うことを決議しております。当該株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年8月9日付で当社定款第6条に定める発行可能株式総数を128,000,000株へ変更しております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	32,132,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	32,132,000	—	—

- (注) 1. 2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、C種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。
2. 2025年7月15日開催の取締役会の決議により、2025年8月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数が32,132,000株となっております。
3. 2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議において、定款の一部変更を行い、2025年8月8日付で単元株式数を1単元10株から100株へ変更いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。なお、第3回新株予約権（付与数615株）については、2023年10月に全新株予約権が放棄されております。

第1回新株予約権

決議年月日	2021年10月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社社外取締役 3 当社執行役 1 当社使用人 4
新株予約権の数(個)※	33,000 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 330 [330,000] (注)1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	60,000 [60] (注)2、8
新株予約権の行使期間※	2021年10月15日～2031年10月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 61,200 [61.2] 資本組入額 30,600 [30.6] (注)8
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)6

※最近事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式0.01株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金60,000円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その

他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - ① 60,000円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同項第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)
 - ② 60,000円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)
 - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、60,000円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60,000円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合（以下「株式公開」という。）または当社代表取締役(取締役会設置会社の場合には取締役会)が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると代表取締役(取締役会設置会社の場合には取締役会)が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7) 新株予約権者は、上記(2)の条件を満たした場合に、以下に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。
 - ① 株式公開の日から1年間：行使可能割合 33%
 - ② ①の期間が経過した日から1年間：66%
 - ③ ②の期間が経過した日以降：100%

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役の決定、または取締役会設置会社の場合には取締役会)がなされた場合は、当社は、当社代表取締役(取締役会設置会社の場合には取締役会)が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

- 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権の行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 本新株予約権は新株予約権1個につき12円で有償発行しております。
8. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

決議年月日	2021年10月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社顧問、アドバイザー 4
新株予約権の数(個)※	4,000 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 40 [40,000] (注)1、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	60,000 [60] (注)2、8
新株予約権の行使期間※	2021年10月15日～2031年10月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 61,200 [61.2] 資本組入額 30,600 [30.6] (注)8
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)6

※最近事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式0.01株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金60,000円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - ① 60,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同項第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)
 - ② 60,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)
 - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、60,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合または当社代表取締役(取締役会設置会社の場合には取締役会)が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員又はアドバイザー、顧問、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社関係者との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると代表取締役(取締役会設置会社の場合には取締役会)が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役の決定、または取締役会設置会社の場合には取締役会)がなされた場合は、当社は、当社代表取締役(取締役会設置会社の場合には取締役会)が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 本新株予約権は新株予約権1個につき12円で有償発行しております。
8. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2022年8月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)※	1,077 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 1,077 [1,077,000] (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	190,000 [190] (注)2、7
新株予約権の行使期間※	2022年9月15日～2032年9月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 190,200 [190.2] 資本組入額 95,100 [95.1] (注)7
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※最近事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の

前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を
〔 〕内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金190,000円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合(以下「株式公開」という。)、または当社の取締役会が認めた場合で、割当日から2028年12月31日までに於いて次に掲げる事由が一度でも生じた場合にのみ本新株予約権を行使することができる。

- ① 1株当たり5,454,540円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合を除く。)
- ② 1株当たり5,454,540円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、1株当たり5,454,540円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく高いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5,454,540円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格となったとき。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から上記①の条件を満たすまでの期間において次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

- ① 1株当たり190,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)
- ② 1株当たり190,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)

- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1株当たり190,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が190,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任の場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (7) 新株予約権者は、上記(1)④に基づいて新株予約権を行使する場合、以下に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。
- ① 株式公開の日から1年間：行使可能割合 50%
 - ② ①の期間が経過した日から1年間：75%
 - ③ ②の期間が経過した日以降：100%
4. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。))の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
- 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
- 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
- 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
- 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
- 新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
- 上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- 上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 本新株予約権は新株予約権1個につき200円で有償発行しております。

7. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権

決議年月日	2022年8月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 [1] 当社執行役 3 [3] 当社使用人 33 [31]
新株予約権の数(個)※	1,905 [1,875] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式1,905 [1,875,000] (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	190,000 [190] (注)2、7
新株予約権の行使期間※	2022年9月15日～2032年9月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 193,800 [193.8] 資本組入額 96,900 [96.9] (注)7
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※最近事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金190,000円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

① 1株当たり190,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。))。

② 1株当たり190,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。))。

③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1株当たり190,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。))。

④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が190,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任の場合、定年退職の場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(6) 新株予約権者は、(i)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合(以下「株式公開」という。))、または(ii)当社の取締役会が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、(i)に基づいて本新株予約権を行使する場合、以下に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。

① 株式公開の日から1年間：行使可能割合 50%

② ①の期間が経過した日から1年間：75%

③ ②の期間が経過した日以降：100%

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 本新株予約権は新株予約権1個につき3,800円で有償発行しております。

7. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	2022年8月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社顧問、アドバイザー 4
新株予約権の数(個)※	30 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 30 [30,000] (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	190,000 [190] (注)2、7
新株予約権の行使期間※	2022年9月15日～2032年9月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 193,800 [193.8] 資本組入額 96,900 [96.9] (注)7
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※最近事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金190,000円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - ① 1株当たり190,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)
 - ② 1株当たり190,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)
 - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1株当たり190,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が190,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の顧問、アドバイザー、コンサルタント、その他名目の如何を問わず当社または当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係が有効に存続していることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 新株予約権者は、(i)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、または(ii)当社の取締役会が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、

新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 本新株予約権は新株予約権1個につき3,800円で有償発行しております。
7. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

決議年月日	2023年10月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の数(個)※	322 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 322 [322,000] (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	695,406 [696] (注)2、7
新株予約権の行使期間※	2023年10月25日～2033年10月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 709,606 [710.2] 資本組入額 354,803 [355.1] (注)7
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※最近事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とす

る。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金695,406円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。))は、本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、または当社の取締役会が認めた場合で、本新株予約権の割当日から2029年12月31日までににおいて次に掲げる事由が一度でも生じた場合にのみ本新株予約権を行使することができる。

- ① 1株当たり5,454,540円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合を除く。))。
- ② 1株当たり5,454,540円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。))。
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1株当たり5,454,540円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく高いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。))。
- ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5,454,540円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格となったとき。

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から上記①の条件を満たすまでの期間において次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

- ① 1株あたり695,406円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。))。
- ② 1株あたり695,406円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。))。
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1株あたり695,406円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よ

- りも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。))。
- ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が695,406円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任の場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 本新株予約権は新株予約権1個につき14,200円で有償発行しております。
7. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

決議年月日	2023年10月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 [1] 当社執行役 3 [3] 当社使用人 63 [57] 子会社使用人 5 [5]
新株予約権の数(個)※	814 [755] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 814 [755,000] (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	695,406 [696] (注)2、7
新株予約権の行使期間※	2023年10月25日～2033年10月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 711,806 [712.4] 資本組入額 355,903 [356.2] (注)7
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※最近事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金695,406円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までの期間において次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- ① 1株あたり695,406円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)
 - ② 1株あたり695,406円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)
 - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1株あたり695,406円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
 - ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が695,406円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。
- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任の場合、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (6) 新株予約権者は、(i)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合(以下「株式公開」という。)、または(ii)当社の取締役会が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、(i)に基づいて本新株予約権を行使する場合、以下に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。
- ① 株式公開の日から1年間：行使可能割合 50%
 - ② ①の期間が経過した日から1年間：75%
 - ③ ②の期間が経過した日以降：100%
4. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第

- 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 本新株予約権は新株予約権1個につき16,400円で有償発行しております。
7. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権

決議年月日	2023年10月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社顧問、アドバイザー 9
新株予約権の数(個)※	95 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 95 [95,000] (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	695,406 [696] (注)2、7
新株予約権の行使期間※	2023年10月25日～2033年10月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 711,806 [712.4] 資本組入額 355,903 [356.2] (注)7
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※最近事業年度の末日（2024年12月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金695,406円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までの期間において次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

- ① 1株あたり695,406円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。))。
- ② 1株あたり695,406円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。))。
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1株あたり695,406円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。))。
- ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が695,406円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の顧問、アドバイザー、コンサルタント、その他名目の如何を問わず当社または当社関係会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係が有効に存続していることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(6) 新株予約権者は、(i)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合(以下「株式公開」という。)、または(ii)当社の取締役会が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権者のうち、本新株予約権の割当後に当社役員に就任した者については、(i)に基づいて本新株予約権を行使する場合は以下に掲げる割合を限度として、(ii)に基づいて本新株予約権を行使する場合は取締役会が定めた個数を限度として、本新株予約権を行使することができる。

- ① 株式公開の日から1年間：行使可能割合 50%
- ② ①の期間が経過した日から1年間：75%
- ③ ②の期間が経過した日以降：100%

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転

(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 本新株予約権は新株予約権1個につき16,400円で有償発行しております。
7. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権

決議年月日	2023年10月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役 3 [3] 当社使用人 39 [36]
新株予約権の数(個)※	506 [460] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 506 [460,000] (注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	60,000 [60] (注)2、6
新株予約権の行使期間※	2023年10月25日～2033年10月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 60,000 [60] 資本組入額 30,000 [30] (注)6
新株予約権の行使の条件※	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)5

※最近事業年度の末日(2024年12月31日)における内容を記載しております。最近事業年度の末日から本書提出日の

前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を
〔 〕内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金60,000円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までの期間において次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

① 1株あたり60,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)

② 1株あたり60,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)

③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1株あたり60,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)

④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が60,000円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任の場合、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(6) 新株予約権者は、(i) 本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所

に上場された場合（以下「株式公開」という。）、または(ii)当社の取締役会が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、(i)に基づいて本新株予約権を行使する場合、以下に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。

① 株式公開の日から1年間：行使可能割合 75%

② ①の期間が経過した日以降：100%

4. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権

決議年月日	2025年4月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 [1] 当社アドバイザー 2 [1]
新株予約権の数(個)※	565 [555] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 565 [555, 000] (注)1, 8
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	769, 099 [770] (注)2, 8
新株予約権の行使期間※	2025年5月20日～2035年5月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 782, 099 [783] 資本組入額 391, 049. 5 [391. 5] (注)8
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)6

※新株予約権証券の発行時（2025年5月20日）における内容を記載しております。発行時から本書提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金769, 099円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、そ

の端数を切り上げるものとする。

- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、または当社の取締役会が認めた場合で、割当日から2029年12月31日までにおいて次に掲げる事由が一度でも生じた場合にのみ本新株予約権を行使することができる。

- ① 1株当たり5,454,540円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合を除く。)
- ② 1株当たり5,454,540円(ただし、上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格を対価とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、5,454,540円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく高いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5,454,540円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を上回る価格となったとき。

- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から上記(1)の条件を満たすまでに期間において次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

- ① 769,099円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同項第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)
- ② 769,099円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)
- ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、769,099円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)
- ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が769,099円(上記2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を下回る価格となったとき。

- (3) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。

- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 本新株予約権は新株予約権1個につき13,000円で有償発行しております。
8. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回新株予約権

決議年月日	2025年4月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 [1] 当社執行役 1 [-] 当社使用人 106 [98] 子会社取締役 1 [1] 子会社使用人 14 [14]
新株予約権の数(個)※	782 [716] (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)※	普通株式 782 [716,000] (注)1,7
新株予約権の行使時の払込金額(円)※	769,099 [770] (注)2,7
新株予約権の行使期間※	2027年4月25日～2035年4月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)※	発行価格 769,099 [770] 資本組入額 384,549.5 [385] (注)7
新株予約権の行使の条件※	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注)6

※新株予約権証券の発行時(2025年5月20日)における内容を記載しております。発行時から本書提出日の前月末現在(2025年10月31日)にかけて変更された事項については、本書提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については発行時における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調

整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金769,099円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことができない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (5) 新株予約権者は、(i)本新株予約権の目的である当社の普通株式が日本国内外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合(以下「株式公開」という。)、または(ii)当社の取締役会が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。但し、(i)に基づいて本新株予約権を行使する場合、以下に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。
 - ① 株式公開の日から1年間：行使可能割合 50%
 - ② ①の期間が経過した日から1年間：75%
 - ③ ②の期間が経過した日以降：100%

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下

の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記4に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記5に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年3月22日 (注)1	普通株式 4,000	普通株式 4,000	40	40	—	—
2021年7月30日 (注)2	普通株式 6,000	普通株式 10,000	30	70	30	30
2021年9月30日 (注)3	普通株式 △5,000 A種株式 5,000	普通株式 5,000 A種株式 5,000	—	70	—	30
2022年3月29日 (注)4	—	普通株式 5,000 AA種株式 5,000	—	70	—	30
2022年5月31日 (注)5	A-1種優先株式 2,022	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A-1種優先株式 2,022	277	347	277	307
2022年5月31日 (注)6	A-1種優先株式 18	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A-1種優先株式 2,040	2	350	2	310
2022年5月31日 (注)7	A-2種優先株式 2,037	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037	500	850	500	810
2022年5月31日 (注)8	A種優先株式 5,784	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 5,784 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037	1,577	2,427	1,577	2,387
2022年6月30日 (注)9	A種優先株式 85	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 5,869 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037	23	2,450	23	2,410
2022年6月30日 (注)10	A種優先株式 869	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 6,738 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037	236	2,687	236	2,647

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2022年8月31日 (注)11	A種優先株式 733	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,471 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037	199	2,887	199	2,847
2022年8月31日 (注)12	A種優先株式 95	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037	25	2,913	25	2,873
2023年7月14日 (注)13	B種優先株式 1,371	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 1,371	958	3,872	958	3,832
2023年8月15日 (注)14	B-1種優先株式 2,409	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 1,371 B-1種優先株式 2,409	1,350	5,222	1,350	5,182
2023年8月15日 (注)15	B-2種優先株式 628	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 1,371 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628	375	5,597	375	5,557

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年8月15日 (注)16	B種優先株式 1,938	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628	1,355	6,952	1,355	6,912
2024年9月13日 (注)17	C種優先株式 1,455	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 1,455	1,040	7,993	1,040	7,953
2024年9月20日 (注)18	C-1種優先株式 132	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 1,455 C-1種優先株式 132	95	8,088	95	8,048

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年10月31日 (注) 19	C種優先株式 369	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 1,824 C-1種優先株式 132	263	8,352	263	8,312
2024年10月31日 (注) 20	C種優先株式 73	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 1,897 C-1種優先株式 132	52	8,404	52	8,364
2024年10月31日 (注) 21	C-1種優先株式 133	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 1,897 C-1種優先株式 265	95	8,499	95	8,459

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年11月29日 (注)22	C種優先株式 384	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 2,281 C-1種優先株式 265	274	8,773	274	8,733
2024年12月30日 (注)23	C種優先株式 441	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 2,722 C-1種優先株式 265	315	9,089	315	9,049
2025年2月28日 (注)24	C種優先株式 329	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 3,051 C-1種優先株式 265	235	9,324	235	9,284

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年3月7日 (注)25	C種優先株式 619	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 3,670 C-1種優先株式 265	442	9,767	442	9,727
2025年6月17日 (注)26	C種優先株式 106	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 3,776 C-1種優先株式 265	75	9,843	75	9,803
2025年7月28日 (注)27	C種優先株式 102	普通株式 5,000 AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 3,878 C-1種優先株式 265	72	9,916	72	9,876

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年8月1日 (注)28	普通株式 27,132 AA種株式 △5,000 A種優先株式 △7,566 A-1種優先株式 △2,040 A-2種優先株式 △2,037 B種優先株式 △3,309 B-1種優先株式 △2,409 B-2種優先株式 △628 C種優先株式 △3,878 C-1種優先株式 △265	普通株式 32,132	—	9,916	—	9,876
2025年8月9日 (注)29	普通株式 32,099,868	普通株式 32,132,000	—	9,916	—	9,876
2025年8月26日 (注)30	—	普通株式 32,132,000	△7,645	2,270	△9,049	826

(注) 1. 当社の設立時発行株式の引受けに係る出資がなされたものであります。

発行価格 10,000円
資本組入額 10,000円
割当先 株式会社FAROUT、アキュメン株式会社

2. 有償第三者割当

発行価格 10,000円
資本組入額 5,000円
割当先 株式会社FAROUT、アキュメン株式会社

3. 普通株式5,000株をA種株式5,000株に転換したものであります。

4. A種株式からAA種株式に名称変更したものであります。

5. 第1回J-KISS型新株予約権111個をA-1種優先株式2,022株に転換したものであります。

6. 第2回J-KISS型新株予約権1個をA-1種優先株式18株に転換したものであります。

7. 第3回J-KISS型新株予約権200個をA-2種優先株式2,037株に転換したものであります。

8. 有償第三者割当

発行価格 545,454円
資本組入額 272,727円
割当先 Spiral Capital Japan Fund2号投資事業有限責任組合、日本瓦斯株式会社、日本郵船株式会社、Double Hawkfeather Pte. Ltd.、Southern Route Maritime, S.A.、BEMAC株式会社、Caesar Sengupta、Paolo Cerruti、当社従業員1名、樋口 敦士、浅田 一憲、山本 康正、吉野 次郎、Ben Ferguson、合同会社 K4 Ventures、東京センチュリー株式会社、三井物産株式会社、Japan Airlines & TransLink Innovation Fund, L.P.、みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合、株式会社三菱UFJ銀行、未来創造投資事業有限責任組合

9. 有償第三者割当

発行価格 545,454円
資本組入額 272,727円
割当先 Double Hawkfeather Pte. Ltd.

10. 有償第三者割当

発行価格 545,454円
資本組入額 272,727円
割当先 Frontive X Limited、電源開発株式会社、三菱商事株式会社

11. 有償第三者割当

発行価格 545,454円
資本組入額 272,727円
割当先 森トラスト株式会社、伊藤忠商事株式会社

12. 有償第三者割当
発行価格 545,454円
資本組入額 272,727円
割当先 今治造船株式会社、株式会社三菱UFJ銀行
13. 有償第三者割当
発行価額 1,398,656円
資本組入額 699,328円
割当先 センコーグループホールディングス株式会社、ナミックス株式会社、株式会社脱炭素化支援機構、Spiral Capital Japan Fund2号投資事業有限責任組合、日本瓦斯株式会社、東北電力株式会社
14. 第4回J-KISS型新株予約権540個をB-1種優先株式2,409株に転換したものであります。
15. 第5回J-KISS型新株予約権150個をB-2種優先株式628株に転換したものであります。
16. 有償第三者割当
発行価額 1,398,656円
資本組入額 699,328円
割当先 石油資源開発株式会社、株式会社安川電機、NEC and Translink Orchestrating Future Fund, L.P.、森トラスト株式会社、日本瓦斯株式会社、Benjamin William Ferguson、Japan Airlines & TransLink Innovation Fund, L.P.、FRONTIVE X LIMITED、パワーエックス従業員持株会、池添 通則
17. 有償第三者割当
発行価格 1,430,421円
資本組入額 715,210.5円
割当先 戸田建設株式会社、SMBC日興証券株式会社、株式会社中国銀行、パワーエックス従業員持株会、ちゅうぎんインパクトファンド投資事業有限責任組合、FRONTIVE X LIMITED、当社従業員1名、吉田 誠之助、小川 雅人、王 貞治、Spiral Capital Japan Fund 2 号投資事業有限責任組合
18. 第6回J-KISS型新株予約権38個をC-1種優先株式132株に転換したものであります。
19. 有償第三者割当
発行価格 1,430,421円
資本組入額 715,210.5円
割当先 東邦瓦斯株式会社、松田 久、株式会社FAROUT
20. 有償第三者割当
発行価格 1,430,421円
資本組入額 715,210.5円
割当先 吉田 誠之助、小川 雅人、王 貞治、FRONTIVE X LIMITED
21. 第6回J-KISS型新株予約権38個をC-1種優先株式133株に転換したものであります。
22. 有償第三者割当
発行価格 1,430,421円
資本組入額 715,210.5円
割当先 豊田通商株式会社、Nagata and Company株式会社
23. 有償第三者割当
発行価格 1,430,421円
資本組入額 715,210.5円
割当先 伊藤忠商事株式会社、永伸商事株式会社、寺田 親弘、中村 春雄
24. 有償第三者割当
発行価格 1,430,421円
資本組入額 715,210.5円
割当先 今治造船株式会社、正栄汽船株式会社、大西 英之、川崎 敦司、王 貞治、吉田 誠之助、小川 雅人、永伸商事株式会社
25. 有償第三者割当
発行価格 1,430,421円
資本組入額 715,210.5円
割当先 株式会社三菱UFJ銀行、Solaris ESG Master Fund LP、パワーエックス従業員持株会、浅田 一憲、浅田 風太
26. 有償第三者割当
発行価格 1,430,421円
資本組入額 715,210.5円
割当先 永伸商事株式会社、吉田 誠之助、小川 雅人、王 貞治、佐藤 昌子、チェン ミンミン、当社従業員1名

27. 有償第三者割当

発行価格 1,430,421円

資本組入額 715,210.5円

割当先 パワーエックス従業員持株会、大西 英之、呉 兆顕、株式会社ウェルフェアグループ、青木 良好、国吉 誠、宮原 一郎、夕田 清史、大江 太人、当社従業員1名

28. 2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、C種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。

29. 2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っております。

30. 今後の資本政策の柔軟性・機動性を図るとともに、財務内容の健全化のため、会社法第447条第1項及び第3項の規定に基づき、2025年8月8日開催の臨時株主総会において減資を決議し、2025年8月26日付で効力が発生したことから、資本金の額7,645百万円、資本準備金の額9,049百万円をそれぞれ減少させ、その他資本剰余金に振替えております（減資割合77.1%）。また、同日付でその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振替えて欠損填補に充当しております。

(4) 【所有者別状況】

2025年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	2	1	40	7	5	48	103	—
所有株式数 (単元)	—	10,660	3,490	251,090	24,240	1,800	30,040	321,320	—
所有株式数 の割合(%)	—	3.3	1.1	78.1	7.5	0.6	9.3	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,132,000	321,320	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	32,132,000	—	—
総株主の議決権	—	321,320	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第1号及び会社法第155条第4号に該当するAA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C種優先株式及びC-1種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会（2025年7月15日）での決議状況 （取得期間2025年8月1日）	AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 3,776 C-1種優先株式 265	—
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (2024年1月1日～2024年12月31日)	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株式 2,040 A-2種優先株式 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株式 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 3,776 C-1種優先株式 265	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
最近事業年度における取得自己株式 (2024年1月1日～2024年12月31日)	—	—
最近期間における取得自己株式	C種優先株式 102	—

(注) C種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、2025年7月23日開催の取締役会決議に基づき、上記で取得したC種優先株式のすべてを2025年8月1日付で

消却しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	AA種株式 5,000 A種優先株式 7,566 A-1種優先株 2,040 A-2種優先株 2,037 B種優先株式 3,309 B-1種優先株 2,409 B-2種優先株式 628 C種優先株式 3,878 C-1種優先株式 265	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割 に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 2025年7月15日開催及び2025年7月23日開催の各取締役会の取締役会決議に基づき、自己株式として取得したAA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C種優先株式及びC-1種優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。一方で、当社は現在、成長過程にあると認識しており、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

内部留保資金については、事業拡大の投資資金として、有効に活用していく方針であります。

なお、剰余金の配当については、年1回の期末配当を基本方針と考えております。また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社グループの長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題と認識しております。当社グループは株主、顧客、従業員、取引先、社会など様々な利害関係者に対して責任ある企業経営を実現することを目的とし、コーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、適切な情報開示による透明性・健全性の向上と、市場の変化、経営環境の変化に対応できる組織体制の構築に努めてまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、経営の監督機能の強化と透明性の向上、意思決定の迅速化などを図ることを目的として、指名委員会等設置会社制度を採用しています。この体制のもとで当社は、経営の監督機能と業務執行機能を明確に分離し、業務執行の権限を大幅に執行役に委譲しており、経営の効率性と監督機能の強化を図る観点から適切な体制であると判断しています。当社の各機関の構成員は次のとおりであります。

a 取締役会

取締役会は、7名の取締役(うち5名が社外取締役)で構成され、当社グループの経営の基本方針を決定し、執行役及び取締役の職務の執行を監督しています。また、経営の基本方針の決定にあたっては、持続的成長と企業価値の向上を実現するための経営戦略に関する審議を十分に行っています。取締役のうち1名は、代表執行役を兼務しています。取締役会は原則として取締役会長が議長となり、定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。取締役会の構成員は以下のとおりであります。

取締役会長	鍵本 忠尚
取締役	伊藤 正裕
社外取締役	パオロ・セルッティ
社外取締役	シーザー・セングプタ
社外取締役	マーク・ターセク
社外取締役	芹澤 貢
社外取締役	佐久間 達哉

b 指名委員会

指名委員会は、社外取締役3名、取締役会長1名及び代表執行役を兼務する取締役1名で構成されております。年1回の開催を原則とし、取締役の選任・再任・解任等に関する議案の内容を決議しております。指名委員会の構成員は以下のとおりであります。

取締役会長	鍵本 忠尚
取締役	伊藤 正裕
社外取締役	パオロ・セルッティ
社外取締役	シーザー・セングプタ
社外取締役	マーク・ターセク

c 報酬委員会

報酬委員会は、社外取締役3名、取締役会長1名及び代表執行役を兼務する取締役1名で構成されております。年1回の開催を原則とし、取締役及び執行役の報酬内容決定の方針を決定するとともに、これに基づく個人別の報酬の内容を各人の業績その他の会社への貢献度等を考慮した上で決定しております。報酬委員会の構成員は以下のとおりであります。

取締役会長	鍵本 忠尚
取締役	伊藤 正裕
社外取締役	パオロ・セルツェイ
社外取締役	シーザー・セングプタ
社外取締役	マーク・ターセク

d 監査委員会

監査委員会は、社外取締役2名及び取締役会長1名で構成されております。月1回の開催を原則とし、取締役及び執行役の職務執行の監査並びに会計監査人の選任及び解任等に関する議案の内容を決定しております。監査委員は内部監査部門と緊密に連携して監査を実施しております。監査委員会の構成員は以下のとおりであります。

取締役会長	鍵本 忠尚
社外取締役	芹澤 貢
社外取締役	佐久間 達哉

e 執行役会

執行役会は、執行役6名(うち、代表執行役1名)で構成されております。月1回の開催に加え、必要に応じて臨時執行役会を開催し、取締役会決議により委任された業務を執行しております。また、取締役会の決議をもって執行役の中から代表執行役及び役付執行役を選定するとともに、執行役の職務の分掌等を定めております。執行役会の構成員は以下のとおりであります。

代表執行役社長	伊藤 正裕
執行役	藤田 利之
執行役	中屋 英美
執行役	池添 通則
執行役	森居 紘平
執行役	小嶋 祐輔

f 内部監査

当社では、独立した内部監査担当部署である内部監査室を設置しており、社内の各業務が経営方針や社内規程・会計方針に準拠して行われているか、法令を遵守しているかについて、「内部監査規程」及び内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を実施しております。監査委員とも連携し、経営改善が図れるよう指摘事項の適時適切な指摘と改善報告の実施を行っております。

g 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査が実施されております。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、指名委員会等設置会社を選択しております。指名委員会等設置会社は、監査役会設置会社や監査等委員会設置会社と異なり、取締役会が業務執行の決定を大幅に執行役に委任し、取締役会自身は主に執行役の監督機能の役割を担う機関設計であります。この点、当社においては指名委員会等設置会社の機関設計を採用しており、経営の基本方針等の決定及び監督機能と業務執行の機能とを分離した方が、経営の監督機能の強化、透明性の向上及び経営の機動性向上に資するものと判断しております。

また、指名委員会等設置会社は、社外取締役が過半数を占める指名・監査・報酬の3委員会が、取締役候補者の指名や役員報酬決定、取締役・執行役の職務執行の監査等を行う機関設計であります。この点、当社においては指名委員会等設置会社の機関設計を採用した方が、役員人事や報酬に係る意思決定プロセスの高度化及び透明性の向上、並びに取締役・執行役の職務執行に対する監督機能の強化に資するものと判断しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備状況

当社は、日常の管理業務において、社内規程に則り牽制機能を働かせながら業務を行うほか、「職務権限規程」に応じた決裁権限を適切に行使することで、各職位が明確な権限と責任をもって業務を遂行しております。当社は2023年7月1日開催の取締役会（2025年7月1日改訂）において、有価証券上場規程第439条で定める体制を構築するため、「内部統制システムの基本方針」を決議しております。以下は、当社が定める「内部統制システムの基本方針」であります。

- 1) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 執行役会は、執行役及び使用人にコンプライアンスの実践を求める。
 - (b) 執行役及び使用人は、当社の定めた規定に従い、企業倫理の遵守及び浸透を行う。
 - (c) 中立・独立の社外取締役である監査委員を含む監査委員会により、監査の充実を図る。
 - (d) 法務コンプライアンス部をコンプライアンスの推進に従事すべき部署とするとともに、内部監査を担当する内部監査室を設置して、執行役及び使用人の教育、コンプライアンスの状況の監査等を行う。
 - (e) 内部監査室は、法令等遵守状況についての監査を定期的の実施し、その結果を執行役社長及び監査委員会に報告する。
- 2) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 執行役により構成される執行役会を設置し、情報及び意見の交換を促進することにより、迅速かつ効率的な職務の執行に努める。
 - (b) 取締役会及び執行役会それぞれの運営及び付議事項等を定めた「取締役会規程」及び「執行役会規程」を制定する。
 - (c) 社内の指揮命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
- 3) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、「関係会社管理規程」を制定する。
 - (b) 当社執行役及び子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - (c) 内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を執行役社長、担当部署及び責任者に報告し、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- 4) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用に関する事項
 - (a) 当社は、監査委員会が監査の実施のための費用を請求する時、当該請求に係る費用が監査委員会の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことはできないものとする。
- 5) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査委員会の監査の実効性を高め、かつ、その職務の円滑な遂行を確保するため、監査委員会の要請に応じ、監査委員会の職務を補助すべき取締役又は監査委員会補助員に必要に応じて監査業務を補助させる。
 - (b) 監査委員会の職務を補助すべき取締役又は監査業務の補助を命ぜられた監査委員会補助員は、当該監査業務の補助に関しては、監査委員会の指示に従うものとし、執行役及び所属する部署の管理職の指揮命令を受けないものとする。
 - (c) 監査委員会は、当該取締役及び監査委員会補助員の業務執行者からの独立性の確保に努めるとともに、その権限、属する組織及び人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査委員会の同意権並びに監査委員会の指示権限の明確化などを必要に応じ検討する。

- 6) 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制、その他の監査委員会への報告に関する体制及び監査委員会への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 執行役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査委員会に報告しなければならないものとする。
- (b) 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人は、他の役員及び使用人の法令違反行為を知ったときは、「コンプライアンス・リスク管理規程」に従い速やかに監査委員会に通報する。
- (c) かかる通報は匿名でも受け付けるものとし、また、口頭、電話、郵便等いかなる方法でも行い得るものとする。
- (d) 通報を受けたときは、法務コンプライアンス部、人事総務部等の対応部署が速やかに事実関係の調査を行うものとし、この調査にあたっては通報者のプライバシーに十分配慮しなければならないものとする。
- (e) 監査委員会は、内部統制システムの構築及び運用の状況についての報告を執行役に対して定期的に求めるほか、内部統制上の組織・規程・手続等の諸制度に変更があった場合にも執行役に対して報告を求める。
- 7) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 執行役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書管理規程」及び適用法令に基づき、適正な保存及び管理を行う。
- (b) 取締役及び執行役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。
- 8) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- (a) 諸規定を整備し、事業活動を行うにあたり経営の脅威となりうる要因の洗い出しに取り組むとともに、それら要因への対応力を強化する。
- (b) コンプライアンス・リスク管理委員会が全社的なリスクマネジメントを統括し、各部署におけるリスクマネジメントの適正化を図る。
- (c) 「リスクマネジメント基本方針」に基づき、リスクマネジメントに関する社内ルール化、文書化、研修・教育の実施を推進することを通じ、当社の経営に対するリスクの軽減を図る。
- 9) 反社会的勢力の排除に向けた体制
- (a) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、弁護士や警察等とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- 10) その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高める。
- (b) 監査委員会は、内部監査計画について事前に報告を受けると共に、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼することとする。
- (c) 監査委員会は、定期的に内部監査室から監査結果等につき報告を受け、内部監査の実施状況を監督する。
- (d) 監査委員会は、定期的に情報交換を行うなど会計監査人との連携を密に行い、会計に関する監査を行う。
- 11) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用のための体制
- (a) 当社及び子会社は、金融商品取引法その他の関係法令及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」（金融庁・企業会計審議会公表）等に基づき、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定める。
- (b) 当社及び子会社は、同基本方針に則り、内部統制事務局を設置し、財務報告に係る内部統制を整備し、継続的に運用する。
- (c) 当社の内部監査室は、当社及び子会社の内部統制の整備状況の適切性及び運用状況の有効性を適正に評価するため、独立した立場から監査を実施する。

ロ. リスク管理体制の整備状況

当社は、事業環境の変化に対応しながら持続的な成長を達成していくため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理体制を構築すると共に、「コンプライアンス・リスク管理規程」を制定し、その適正な運用を行っております。事業活動上の重大な事態が発生した場合には、コンプライアンス・リスク管理委員会に対してその報告を行い、必要に応じてその対策について協議を行う体制となっており、また必要に応じて、弁護士、監査法人、税理士等の外部専門家等から助言を受ける体制を構築し、リスクの早期発見及び未然防止に努めております。また、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行えるよう、損失・被害等を最小限にとどめる体制を整えております。

ハ. 取締役の定数

当社の取締役は13名以内とする旨を定款に定めております。

ニ. 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、株主総会の決議によって選任することとし、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ホ. 株主総会の決議要件

当社は、株主総会の普通決議要件について、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

ヘ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役であるものを除く。)は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

ト. 株主総会決議事項のうち取締役会で決議できる事項

(自己株式の取得)

当社は、経営環境の変化に対応した資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(剰余金の配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

(取締役及び執行役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の取締役(取締役であったものを含む。)及び執行役(執行役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

④ 取締役会の活動状況

最近事業年度における開催状況及び出席状況については、次のとおりであります。

役職	氏名	開催状況及び出席状況	
		取締役会	
取締役会長	鍵本 忠尚	100%	(9/9回)
取締役	◎ 伊藤 正裕	100%	(9/9回)
社外取締役	パオロ・セルッティ	78%	(7/9回)
社外取締役	シーザー・セングプタ	78%	(7/9回)
社外取締役	マーク・ターセク	89%	(8/9回)
社外取締役	芹澤 貢	100%	(9/9回)
社外取締役	佐久間 達哉	100%	(9/9回)

(注) 1. ()内は、出席回数／在任中の開催回数を示しております。

2. ◎は議長を示しております。

取締役会における具体的な検討内容としては、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書の承認、執行役による業務の報告、社内規定等の改訂、執行役選任の決議、募集株式発行の決議、その他重要な決議承認及び報告等を行っております。

⑤ 指名委員会の活動状況

最近事業年度における開催状況及び出席状況については、次のとおりであります。

役職	氏名	開催状況及び出席状況	
		指名委員会	
社外取締役	◎ パオロ・セルッティ	100%	(2/2回)
取締役会長	鍵本 忠尚	100%	(2/2回)
取締役	伊藤 正裕	100%	(2/2回)
社外取締役	シーザー・セングプタ	50%	(1/2回)
社外取締役	マーク・ターセク	50%	(1/2回)

(注) 1. ()内は、出席回数／在任中の開催回数を示しております。

2. ◎は委員長を示しております。

指名委員会における具体的な検討内容としては、取締役候補についての協議と株主総会提出議案の作成、執行役候補についての協議と取締役会提出議案の作成等を行っております。

⑥ 報酬委員会の活動状況

最近事業年度における開催状況及び出席状況については、次のとおりであります。

役職	氏名	開催状況及び出席状況	
		報酬委員会	
社外取締役	◎ マーク・ターセク	67%	(2/3回)
取締役会長	鍵本 忠尚	100%	(3/3回)
取締役	伊藤 正裕	100%	(3/3回)
社外取締役	パオロ・セルッティ	100%	(3/3回)
社外取締役	シーザー・セングプタ	100%	(3/3回)

(注) 1. ()内は、出席回数／在任中の開催回数を示しております。

2. ◎は委員長を示しております。

報酬委員会における具体的な検討内容としては、執行役に対する業績連動報酬の支給金額の決議、取締役及び執行役の報酬額決定についての決議、及び新任執行役の報酬額決定についての決議等を行っております。

⑦ 監査委員会の活動状況

最近事業年度における開催状況及び出席状況については、次のとおりであります。

役職	氏名	開催状況及び出席状況	
		監査委員会	
社外取締役	◎ 芹澤 貢	100%	(12/12回)
取締役会長	鍵本 忠尚	92%	(11/12回)
社外取締役	佐久間 達哉	100%	(12/12回)

(注) 1. ()内は、出席回数／在任中の開催回数を示しております。

2. ◎は委員長を示しております。

監査委員会における具体的な検討内容は、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 監査の状況」に記載のとおりです。

⑧ 執行役会の活動状況

最近事業年度における開催状況及び出席状況については、次のとおりであります。

役職	氏名	開催状況及び出席状況	
		執行役会	
代表執行役	◎ 伊藤 正裕	100%	(38/38回)
執行役	佐藤 悦緒	100%	(10/10回)
執行役	藤田 利之	100%	(38/38回)
執行役	中屋 英美	97%	(37/38回)
執行役	池添 通則	95%	(36/38回)
執行役	森居 鉦平	100%	(38/38回)
執行役	小嶋 祐輔	89%	(34/38回)

(注) 1. ()内は、出席回数／在任中の開催回数を示しております。

2. ◎は議長を示しております。

3. 執行役佐藤悦緒氏は、2024年10月1日付にて就任いたしましたので、就任後に行われた執行役会への出席状況を記載しております。なお、同氏は2025年10月31日をもって辞任しております。

執行役会では業務執行に係る重要事項や、グループ全体に関する事業計画などグループ横断的な事項について協議、決定を行っております。具体的な検討内容としては、年度予算に関する決議、設備及びシステム等に対する投資案件の決議や、金融機関からの借入及びグループ内の資金貸借に関する決議、重要な契約の締結に関する決議のほか、決算の審議等を行っております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

当社は、指名委員会等設置会社であり、取締役及び執行役の状況は、それぞれ次のとおりであります。

男性12名 女性-名(役員のうち女性の比率-%)

a 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役会長	鍵本 忠尚	1976年12月1日	2003年5月 九州大学病院 入職 2004年5月 国家公務員共済組合連合会 浜の町病院 入職 2005年4月 アクシムンバイオフィーマー㈱(現 アクシムン㈱) 設立 代表取締役社長 就任(現任) 2011年2月 ㈱日本網膜研究所(現 ㈱ヘリオス) 設立 2012年2月 同社 代表取締役社長 就任 2014年2月 ㈱サイジェレン 代表取締役社長 就任(現任) 2018年3月 ㈱ヘリオス 取締役 兼 代表執行役社長CEO 就任(現任) 2018年6月 Athersys, Inc. 取締役 就任 2019年10月 Healos NA, Inc. 取締役 就任 2021年6月 当社 設立 取締役会長 就任(現任) 2022年3月 当社 指名委員 兼 報酬委員 兼 監査委員 就任(現任) 2023年7月 ㈱プロセルキュア 取締役 就任(現任) 2023年8月 ㈱eNK Therapeutics 取締役 就任(現任) 2025年4月 ㈱日本医療LLM研究所 代表取締役会長 就任(現任)		(注)3	4,956,000 (注)4
取締役	伊藤 正裕	1983年9月5日	2000年12月 ㈱ヤッパ(現 ㈱ZOZO NEXT) 設立 代表取締役社長 就任 2014年7月 ㈱スタートトゥデイ工務店(現 ㈱ZOZO NEXT)に㈱ヤッパの全株式を売却、同年10月同社の傘下となる 2015年12月 同社 代表取締役CEO 就任 2017年6月 ㈱ZOZO 取締役 就任 2019年7月 ㈱ZOZO 取締役 兼 COO 就任 2020年10月 ㈱FAROUT 設立 代表取締役 就任(現任) 2021年3月 当社 設立 代表取締役社長 就任 2022年3月 ㈱スノーピーク 社外取締役 就任 2022年3月 当社 取締役 兼 代表執行役社長CEO 就任(現任) 2023年4月 当社 指名委員 兼 報酬委員 就任(現任) 2023年4月 ㈱PowerX Manufacturing 代表取締役会長 就任(現任) 2024年2月 ㈱海上パワーグリッド 設立 代表取締役社長 就任 2024年7月 函館市 政策アドバイザー 就任(現任) 2025年1月 ㈱海上パワーグリッド 代表取締役会長 就任(現任)		(注)3	4,970,000 (注)5
取締役	パオロ・セルッティ	1970年4月24日	1996年6月 Renault S.A. 入社 2005年7月 日産自動車㈱ 入社 2012年3月 Tesla Motors, Inc. 入社 2016年4月 Northvolt AB COO 就任(現任) 2021年6月 当社 取締役 就任 2022年3月 当社 社外取締役 就任(現任) 2022年3月 当社 指名委員 兼 報酬委員 就任(現任) 2023年3月 Northvolt North America, Inc. 北米CEO 兼 取締役会議長 就任		(注)3	37,000
取締役	シーザー・セングプタ	1976年1月11日	2002年9月 Encuentrate 入社(2008年にIBMが買収) 2006年7月 Google, Inc. 入社 2009年3月 同社 ChromeOSバイス・プレジデント兼プロダクトリード 就任 2015年4月 同社 バイス・プレジデント兼ゼネラルマネージャー、ネクスト・ビリオン・ユーザー 就任 2018年1月 同社 ペイメント&ネクスト・ビリオン・ユーザー担当バイス・プレジデント兼ゼネラルマネージャー 就任 2021年7月 当社 取締役 就任 2021年8月 Arta Finance 共同創業者 兼 CEO 就任(現任) 2021年10月 The/Nudge Institute 創設者フィランソロピスト 2022年3月 当社 社外取締役 就任(現任) 当社 指名委員 兼 報酬委員 就任(現任)		(注)3	36,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	マーク・ターセク	1957年2月2日	1979年9月 1984年8月 2008年5月 2021年7月 2021年10月 2022年3月 2022年8月 2022年11月	Bank of America Corporation 入行 Goldman Sachs Group 入社 The Nature Conservancy 入社 当社 取締役 就任 The Society for the Protection of the Underground Networks 取締役 就任(現任) 当社 社外取締役 就任(現任) 当社 指名委員 兼 報酬委員 就任(現任) RNWBL 取締役 就任(現任) Potential Energy Coalition Inc. 取締役 就任(現任)	(注)3	46,000
取締役	芹澤 貢	1957年7月28日	1980年4月 2001年4月 2005年11月 2009年7月 2015年6月 2018年4月 2021年11月 2022年3月	㈱三井銀行(現 ㈱三井住友銀行) 入行 マニフアクチャラーズ銀行 経営企画室長 ㈱三井住友銀行 欧州統括部長 マニフアクチャラーズ銀行(米国) 会長兼 CEO 就任 SMBCインターナショナルビジネス㈱ 代表取締役社長 就任 SMBCオペレーションサービス㈱ 取締役副社長 就任 当社 監査役 就任 当社 社外取締役(非常勤) 就任(現任) 当社 監査委員 就任(現任)	(注)3	—
取締役	佐久間 達哉	1956年10月2日	1981年4月 1983年4月 1990年4月 1993年7月 1996年8月 1997年4月 1999年4月 1999年10月 2003年1月 2004年6月 2005年12月 2007年1月 2008年7月 2010年7月 2011年8月 2013年7月 2014年11月 2016年6月 2019年3月 2019年6月 2019年11月 2022年3月 2023年6月 2023年10月	司法修習生 検事 任官(東京、那覇、新潟、東京地方検察庁に順次勤務) 法務省 刑事局付 在アメリカ合衆国日本国大使館一等書記官 法務省 刑事局付 東京地検 検事 法務省 大臣官房付 同省 人権擁護局調査課長 同省 刑事局公安課長 同省 刑事局刑事課長 東京地方検察庁 特別捜査部副部長 同庁 総務部長 同庁 特別捜査部部長 大津地方検察庁 検事正 国連アジア極東犯罪防止研修 所長 前橋地方検察庁 検事正 千葉地方検察庁 検事正 法務省法務総合研究 所長 ㈱bitflyer 社外取締役 就任 イオンフィナンシャルサービス㈱ 社外取締役 就任(現任) 弁護士登録 青山TS法律事務所 開設 当社 社外取締役 就任(現任) 当社 監査委員 就任(現任) ㈱リケン 社外取締役 就任(現任) リケンNPR㈱ 社外取締役 就任(現任)	(注)3	—
計						10,045,000

- (注) 1. 取締役パオロ・セルッティ、シーザー・セングプタ、マーク・ターセク、芹澤貢及び佐久間達哉の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社の委員会体制は、以下のとおりであります。
- 指名委員会 委員長：パオロ・セルッティ
委 員：鍵本 忠尚、伊藤 正裕、シーザー・セングプタ、マーク・ターセク
- 報酬委員会 委員長：マーク・ターセク
委 員：鍵本 忠尚、伊藤 正裕、パオロ・セルッティ、シーザー・セングプタ
- 監査委員会 委員長：芹澤 貢
委 員：鍵本 忠尚、佐久間 達哉
3. 取締役の任期は、2025年3月27日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 取締役会長 鍵本 忠尚の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるアキュメン株式会社が所有する株式を含んでおります。
5. 取締役 伊藤 正裕の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社FAROUTが所有する株式を含んでおります。

b 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表執行役 社長CEO	伊藤 正裕	1983年9月5日	「a 取締役の状況」参照	(注)1	4,970,000 (注)2
執行役 コーポレート 領域管掌	藤田 利之	1971年9月4日	1995年11月 ㈱ソニークリエイティブプロダクツ 入社 1996年9月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 2000年9月 ㈱フレームワークス 入社 2000年12月 同社 取締役CFO 就任 2005年4月 ㈱KPMG FAS 入社 2012年4月 ㈱レアジョブ 入社 2012年6月 同社 取締役CFO 就任 2015年6月 同社 取締役 副社長 就任 2019年11月 ㈱スタジオム 社外監査役 就任 2021年7月 ㈱レアジョブ 非常勤取締役 就任 2021年10月 当社 執行役員CFO 就任 2022年3月 同社 執行役CFO 就任(現任) 2022年3月 ㈱PR TIMES 社外監査役 就任(現任) 2023年4月 ㈱PowerX Manufacturing 監査役 就任(現任) 2024年3月 ㈱海上パワーグリッド 監査役 就任(現任) 2025年1月 当社 執行役 コーポレート領域管掌 (現任)	(注)1	36,000
執行役 営業領域管掌	中屋 英美	1971年1月29日	1993年4月 マツダ㈱ 入社 1996年3月 ㈱キーンエンス 入社 2014年6月 同社 ドイツ現地法人 CBD0(Chief Business Development Officer) 就任 2018年3月 同社 シンガポール現地法人 Director(責任者) 就任 2022年7月 当社 執行役 営業領域管掌 就任(現任) 2023年4月 ㈱PowerX Manufacturing 取締役 就任(現任)	(注)1	—
執行役 生産・調達領 域管掌	池添 通則	1971年2月11日	1997年4月 三洋電機㈱ 入社 2000年5月 三洋ノースアメリカ 出向(出向先からフォード社へ駐在) 2002年6月 日産自動車㈱ 入社 2005年4月 日産テクニカルセンターノースアメリカ 出向 2011年4月 オートモーティブエナジーサプライ㈱ 出向 シニアマネージャ(電池パック開発) 2019年4月 同社 部長(電池、充電システム開発部) 2021年4月 同社 担当部長(電池戦略) 2022年4月 当社 入社 製品企画開発担当部長 2022年6月 当社 製品企画開発部長 2022年12月 当社 執行役 製品企画開発・生産管掌 就任(現任) 2023年4月 ㈱PowerX Manufacturing 代表取締役社長 就任(現任) 2025年3月 当社 執行役 生産・調達領域管掌 就任(現任)	(注)1	14,000
執行役 EVCS事業領域 管掌	森居 紘平	1979年5月12日	2002年4月 三井物産㈱ 入社 2011年3月 ブラジル三井物産㈱ プロジェクト部副部長 2012年7月 三井物産㈱ プロジェクト本部戦略企画室マネージャ 2021年12月 同プロジェクト開発第三部第一営業室長 2022年8月 当社 入社 EVCS事業部長 2024年1月 当社 執行役 EVCS事業領域管掌 就任(現任)	(注)1	3,000
執行役 電力事業領域 管掌	小嶋 祐輔	1983年7月11日	2008年4月 ソニー㈱ 入社 2012年2月 アクセンチュア㈱ 入社 2014年8月 ㈱Loop 入社 2014年12月 同社 企画開発部 部長 2016年3月 日本アルファ電力㈱(㈱Loopによる完全子会社化) 取締役 就任 2016年8月 同社 電力事業本部 本部長 2018年6月 同社 取締役 就任 2020年2月 経団連 電力事業環境タスクフォース 委員 2020年11月 銚子電力㈱ 取締役 就任 2021年7月 一般社団法人 再エネ新電力推進協議会(REAP) 設立 代表理事 就任(現任) 2023年4月 当社 アドバイザー 就任 2023年4月 ㈱MakeD 設立 代表取締役社長 就任(現任) 2023年5月 東京大学大学院 工学系研究科 機械工学専攻 学術専門職員(現任) 2024年1月 当社 執行役 電力事業領域管掌 就任(現任) 2024年3月 ㈱海上パワーグリッド 非常勤取締役 就任(現任)	(注)1	10,000
計					5,033,000

- (注) 1. 執行役の任期は、2025年3月27日開催の取締役会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に招集される取締役会終結の時までであります。
2. 代表執行役社長CEO 伊藤 正裕の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社FAROUTが所有する株式を含んでおります。

② 社外役員の状況

当社は、社外取締役5名を選任しております。社外取締役は、その経営者あるいは弁護士等としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営に対する独立した立場からの助言・提言を行うとともに、経営の監督機能を強化しております。社外取締役の選任にあたっては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めていないものの、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する基準等を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない者を選任する方針であります。また、当社のコーポレート・ガバナンスの充実・向上のため、会社に対する善管注意義務を遵守し、客観的で公平・公正な判断をなし得る人格、見識、能力を有していると会社が判断している人物を選任しております。

社外取締役のパオロ・セルッティ氏は、蓄電池事業を展開するグローバル企業での経営全般に関して豊富な知見を有しております。なお、同氏は、当社の株式37,000株を保有している他に、その近親者及びそれらが取締役等に就任する会社・団体等を含め、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役のシーザー・セングプタ氏は、グローバルテクノロジー企業での経営に関し豊富な経験を有しております。なお、同氏は、当社の株式36,000株を保有している他に、その近親者及びそれらが取締役等に就任する会社・団体等を含め、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役のマーク・ターセク氏は、金融業界における豊富な経験と見識を有しております。なお、同氏は、当社の株式46,000株を保有している他に、その近親者及びそれらが取締役等に就任する会社・団体等を含め、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の芹澤貢氏は、金融業界における経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。なお、同氏は、その近親者及びそれらが取締役等に就任する会社・団体等を含め、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役の佐久間達哉氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しております。なお、同氏は、その近親者及びそれらが取締役等に就任する会社・団体等を含め、当社との間に人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は監査委員による監督又は監査と内部監査、監査委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は指名委員会等設置会社であります。当社の社外取締役は、取締役会の構成員として、経営の基本方針等の重要な事項を決定するほか、各委員会及び執行機能等から活動状況の報告を受ける等し、株主からの負託を受けて会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図るため、取締役及び執行役の職務のモニタリングを行っています。取締役会で選定された委員で構成される監査委員会は、内部監査及び会計監査人並びに内部統制に係る機能と相互連携を図り、その監査活動の状況を取締役に定期的に報告しています。詳細は「(3) 監査の状況」に記載しています。

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

当社は指名委員会等設置会社で監査委員会は監査委員3名体制であります。監査委員長は社外取締役1名、監査委員は社外取締役1名及び社内取締役1名で構成しております。

氏名	経歴等
芹澤 貢 (監査委員長・社外取締役)	金融業界における経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。
鍵本 忠尚	当社の創設から関与して当社の状況を熟知しているとともに、再生医療に係る企業等で培った経営者としての豊富な経験を有しております。
佐久間 達哉 (社外取締役)	弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しております。

監査委員会は、最近事業年度において12回開催し、監査委員会の年間の監査方針及び監査計画を定め、定期的に執行役からその職務の遂行に関する報告を受けています。また、会計監査人から年間の監査計画の説明を受け、期末時点で、監査の手続や監査結果について会計監査人から直接報告及び説明を受けております。それらをもとに、会計監査人の適格性及び独立性を評価し会計監査人が行う監査の相当性の評価を行います。

さらに、内部監査室から年間の内部監査方針及び監査計画の報告を受けて意見交換を行い、必要により、内部監査の内容、方法等につき意見交換を行っております。

最近事業年度において、個々の監査委員の出席状況については「(1)コーポレート・ガバナンスの概要 ⑦監査委員会の活動状況」をご参照ください。

監査委員会における最近事業年度の具体的な検討内容は次のとおりであります。

- ・ IPO に向けた基幹システム（含む在庫管理、原価計算）の構築と経理体制の見直しの確認
 - ・ 経営計画の進捗状況：資金調達、人員計画、財務状況等に関する計画との乖離の有無、並びに、乖離がある場合の対策の確認等
 - ・ 提携先企業との提携内容履行状況等の確認
 - ・ 岡山工場の稼働状況と各種リスクの確認等
 - ・ 子会社管理（含む海外）状況の確認
 - ・ 内部管理体制の構築状況確認等
- ① 取締役会、執行役会等各種内部会議の開催状況、議事内容等
 - ② 内部監査室の活動状況
 - ③ コンプライアンス管理体制（ハラスメント防止、内部通報、インサイダー取引防止等）
 - ④ リスクマネジメント体制、情報管理体制
 - ⑤ 反社会的勢力の排除に向けた体制

② 内部監査の状況

当社における内部監査は、代表執行役社長が直轄する独立した組織である内部監査室を設置し、内部監査室長1名を中心とした体制で、内部監査計画書に基づき、各事業部門及び管理部門に対して内部監査を実施しております。また、内部監査の実効性を担保するため、監査委員会と内部監査の計画策定や進捗、実施結果等についての意見交換を適宜行っており、内部監査室は、必要に応じて監査委員会において内部監査に関して説明を行っております。さらに、監査委員会及び会計監査人と随時情報交換や意見交換を行う等三様監査を実施しており、監査機能の向上を図っております。内部監査の結果について、当社は指名委員会等設置会社であり取締役会ではなく監査委員会へ報告を行っているほか、代表執行役社長及び被監査部門に報告されるとともに、被監査部門に対して改善等のための指摘及び改善状況の確認を行っております。

③ 会計監査の状況

a 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b 継続監査期間

2022年以降

c 業務を執行した公認会計士

公認会計士 上田 雅也

公認会計士 菊池 寛康

d 監査業務に係る補助者の構成

補助者の構成は公認会計士16名、その他55名となっております。

e 会計監査人の選定方針と理由

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の専門性、職業倫理、独立性、監査実施体制、品質管理体制及び職務遂行状況など、企業会計審議会が定める監査基準及び監査に関する品質管理基準への準拠性について、通期の監査活動を通じて確認し、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会社法第404条第2項の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

上記方針並びに、監査法人の概要、独立性、内部管理体制、監査報酬の水準等の判断基準に基づき、職業的専門組織としての信頼性を確認し、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選定しております。

f 監査委員会による監査法人の評価

監査委員会は、期中及び期末に監査の状況について会計監査人から報告を受けるとともに、情報交換を行っております。監査法人の品質管理状況、監査チームの相当性、監査報酬等の妥当性、監査委員会とのコミュニケーションの有効性、経営者等とのコミュニケーションの有効性、グループ監査の妥当性、不正リスクの適切な評価及び監査法人の資格審査について、評価を実施しております。これらの評価の結果、会計監査人は求められる独立性と専門性・適切性を有しており、その監査活動は妥当であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	54	—	53	—
連結子会社	—	—	—	—
計	54	—	53	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるか等を検討し、監査報酬を決定しております。

e 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前連結会計年度監査計画と実績の比較、監査時間・配員等の見積りの根拠及び報酬額の推移並びに監査体制を確認したうえで、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a 基本方針

当社の報酬委員会は、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等について、以下の基本方針を定めております。

[取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の基本方針]

- (a) 株主及び従業員に対する説明責任を果たしうる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- (b) 経営の監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役の報酬等は、別体系とする。
- (c) 取締役の報酬等は、取締役が、その職務である経営の監督機能を十分に発揮するのに相応しい報酬内容とする。
- (d) 執行役の報酬等は、執行役が、その職務である業務執行に対し強く動機付けられ、大きな貢献を生み出せる報酬内容とする。
- (e) 取締役と執行役を兼任する者の報酬等は、執行役の報酬等のみとする。
- (f) 執行役と使用人を兼任する者の報酬等は、執行役の報酬等のみとする。

b 報酬体系と内容

報酬委員会では、取締役及び執行役の報酬等に関する諸課題を検討するとともに、報酬等の水準を適宜確認し、報酬体系を決定しております。

(a) 取締役の報酬体系

取締役の報酬等は、以下に示すとおり、基本報酬(固定報酬)と非金銭報酬であるストックオプションで構成しております。

- ・基本報酬(固定報酬)は常勤・非常勤の別や議長の職責などを加味した取締役としての責務、また役員が活動・居住する国における関係業界の報酬水準等に応じて報酬委員会において各取締役の額を決定し、原則として毎月一定額を支給いたします。
- ・ストックオプションは、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するための中長期インセンティブ報酬としての位置づけであり、事業進捗に応じてストックオプションの内容及び各取締役に割り当てる数を報酬委員会において決定し、割り当てます。

(b) 執行役の報酬体系

執行役の報酬等は以下に示すとおり、基本報酬(固定報酬)、業績連動報酬及び非金銭報酬であるストックオプションで構成しております。

- ・個々の執行役の基本報酬(固定報酬)は、各執行役の責務、また役員が活動・居住する国における関係業界の報酬水準等に応じて報酬委員会において各執行役の年間額を決定し、原則として毎月一定額を支給いたします。
- ・業績連動報酬は、業績連動報酬最大額に、当社が事業計画に基づき別途設定する当年度社内売上目標に対する達成率を0%～100%(100%以上の場合は100%とする)で反映の上決定し、原則として年1回支給いたします。
- ・ストックオプションは、当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、株主の皆様とリスク・リターンを共有化し企業価値をより一層高めることを目的として、各執行役の責務に応じてストックオプションの内容及び各執行役に割り当てる数を報酬委員会において決定し、割り当てます。

c 最近事業年度に係る役員の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由
取締役及び執行役の個人別の報酬等の額の決定にあたっては、報酬委員会が決定方針との整合性を検討し、決定方針に沿うものであると判断しました。

d 最近事業年度の役員報酬等の決定過程における報酬委員会の活動内容

最近事業年度の役員報酬等については、2024年4月2日に報酬委員会を開催し、構成する全委員が参加の上、基本方針との整合性を含めた多角的な検討を実施し決定いたしました。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	40	40	—	—	2
執行役	122	122	—	—	6
社外取締役	49	49	—	—	5

(注) 取締役のうち1名は執行役を兼務しており、対象となる役員の員数及び報酬等については、取締役の欄に記載しております。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

④ 最近連結会計年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤ 最近連結会計年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表、中間連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (3) 当社の四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。
- (4) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)及び当連結会計年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日まで)及び当事業年度(2024年1月1日から2024年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期連結会計期間(2025年7月1日から2025年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(2025年1月1日から2025年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、各種セミナーへの参加及び監査法人との意見交換等を通じて、情報収集に努めるとともに、適正な連結財務諸表等を作成するための社内規定、マニュアル等を整備するなど、決算業務体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,004	1,244
売掛金及び契約資産	※1,2 232	※1,2 2,160
商品及び製品	※2 233	※2 1,466
原材料及び貯蔵品	※2 365	※2 670
前払金	198	460
前払費用	117	91
未収消費税等	282	113
その他	0	19
流動資産合計	2,434	6,226
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※2,3 2,251	※2,3 2,288
機械及び装置（純額）	※2,3 414	※2,3 534
車両運搬具（純額）	※3 60	※3 76
工具、器具及び備品（純額）	※3 245	※3 198
土地	※2 1,001	※2 1,001
リース資産（純額）	—	※3 165
建設仮勘定	1,726	100
有形固定資産合計	5,700	4,365
無形固定資産		
商標権	0	0
ソフトウェア	—	55
ソフトウェア仮勘定	178	—
無形固定資産合計	178	55
投資その他の資産		
関係会社出資金	※2 7	※2 7
長期前払費用	11	8
その他	168	167
投資その他の資産合計	186	183
固定資産合計	6,065	4,604
資産合計	8,499	10,830

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	195	264
短期借入金	—	※2, 4 2, 693
1年内返済予定の長期借入金	—	※2, 4 175
リース債務	—	6
未払金	848	527
未払費用	221	422
未払法人税等	65	65
契約負債	266	1, 118
預り金	18	167
賞与引当金	24	77
役員賞与引当金	4	—
受注損失引当金	70	—
製品保証引当金	1	21
その他	22	8
流動負債合計	1, 738	5, 547
固定負債		
長期借入金	※2, 4 1, 500	※2, 4 3, 325
リース債務	—	187
繰延税金負債	0	4
資産除去債務	16	35
その他	—	※5 60
固定負債合計	1, 517	3, 612
負債合計	3, 255	9, 160
純資産の部		
株主資本		
資本金	6, 952	9, 089
資本剰余金	6, 912	9, 049
利益剰余金	△8, 694	△16, 707
株主資本合計	5, 170	1, 431
新株予約権	73	238
純資産合計	5, 244	1, 670
負債純資産合計	8, 499	10, 830

【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(2025年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,525
売掛金及び契約資産	2,085
商品及び製品	2,644
仕掛品	345
原材料及び貯蔵品	1,312
前払金	843
前払費用	105
未収消費税等	247
その他	52
流動資産合計	11,163
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	2,300
機械及び装置（純額）	704
車両運搬具（純額）	64
工具、器具及び備品（純額）	197
土地	1,001
リース資産（純額）	161
建設仮勘定	121
有形固定資産合計	4,551
無形固定資産	
商標権	0
ソフトウェア	56
無形固定資産合計	56
投資その他の資産	
関係会社出資金	7
長期前払費用	25
その他	263
投資その他の資産合計	296
固定資産合計	4,904
資産合計	16,068

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(2025年6月30日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	1,060
短期借入金	3,000
1年内返済予定の長期借入金	500
リース債務	6
未払金	822
未払費用	185
未払法人税等	56
契約負債	6,283
預り金	84
賞与引当金	83
製品保証引当金	39
その他	8
流動負債合計	12,131
固定負債	
長期借入金	2,500
リース債務	184
繰延税金負債	0
資産除去債務	50
その他	85
固定負債合計	2,820
負債合計	14,952
純資産の部	
株主資本	
資本金	9,843
資本剰余金	9,803
利益剰余金	△18,938
株主資本合計	707
その他の包括利益累計額	
繰延ヘッジ損益	1
その他の包括利益累計額合計	1
新株予約権	405
純資産合計	1,115
負債純資産合計	16,068

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
売上高	※1 327	※1 6,161
売上原価	468	※2 4,614
売上総利益又は売上総損失 (△)	△140	1,546
販売費及び一般管理費	※3, 4 5,185	※3, 4 6,489
営業損失 (△)	△5,325	△4,942
営業外収益		
受取利息	0	0
弁償金	—	5
受取奨励金	—	1
その他	2	2
営業外収益合計	2	9
営業外費用		
支払利息	106	244
株式交付費	28	12
資金調達費用	269	479
為替差損	3	23
その他	6	10
営業外費用合計	414	769
経常損失 (△)	△5,737	△5,702
特別利益		
新株予約権戻入益	0	1
特別利益合計	0	1
特別損失		
固定資産除却損	※5 68	※5 85
固定資産売却損	—	※6 3
減損損失	※7 354	※7 2,211
特別損失合計	423	2,300
税金等調整前当期純損失 (△)	△6,159	△8,002
法人税、住民税及び事業税	6	6
法人税等調整額	0	4
法人税等合計	6	10
当期純損失 (△)	△6,166	△8,013
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△6,166	△8,013

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
当期純損失 (△)	△6, 166	△8, 013
包括利益	△6, 166	△8, 013
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△6, 166	△8, 013

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)
売上高	4,647
売上原価	3,199
売上総利益	1,447
販売費及び一般管理費	※1 3,010
営業損失（△）	△1,563
営業外収益	
受取利息	0
受取奨励金	0
その他	1
営業外収益合計	2
営業外費用	
支払利息	127
株式交付費	7
資金調達費用	※2 472
為替差損	3
その他	35
営業外費用合計	645
経常損失（△）	△2,205
特別利益	
国庫補助金受贈益	87
新株予約権戻入益	0
特別利益合計	88
特別損失	
固定資産圧縮損	86
減損損失	27
特別損失合計	114
税金等調整前中間純損失（△）	△2,231
法人税等	△0
中間純損失（△）	△2,230
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△2,230

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)
中間純損失 (△)	△2, 230
その他の包括利益	
繰延ヘッジ損益	1
その他の包括利益合計	1
中間包括利益	△2, 229
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	△2, 229

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	2,913	2,873	△2,527	3,258	2,708	5,967
当期変動額						
新株の発行	2,314	2,314	—	4,628	—	4,628
新株の発行（新株予約権の行使）	1,725	1,725	—	3,450	—	3,450
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△6,166	△6,166	—	△6,166
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	△2,635	△2,635
当期変動額合計	4,039	4,039	△6,166	1,911	△2,635	△723
当期末残高	6,952	6,912	△8,694	5,170	73	5,244

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	6,952	6,912	△8,694	5,170	73	5,244
当期変動額						
新株の発行	1,946	1,946	—	3,893	—	3,893
新株の発行（新株予約権の行使）	190	190	—	380	—	380
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	—	—	△8,013	△8,013	—	△8,013
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	165	165
当期変動額合計	2,136	2,136	△8,013	△3,739	165	△3,574
当期末残高	9,089	9,049	△16,707	1,431	238	1,670

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失 (△)	△6,159	△8,002
減価償却費	145	325
減損損失	354	2,211
株式報酬費用	44	166
賞与引当金の増減額 (△は減少)	18	52
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1	△4
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	70	△70
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	1	20
受取利息	△0	△0
支払利息	106	244
株式交付費	28	12
資金調達費用	269	479
固定資産除却損	68	85
固定資産売却損益 (△は益)	—	3
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△232	△1,928
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△598	△1,538
前払金の増減額 (△は増加)	△157	△261
仕入債務の増減額 (△は減少)	195	68
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	470	86
契約負債の増減額 (△は減少)	266	846
その他	△240	428
小計	△5,349	△6,771
利息の受取額	0	0
利息の支払額	△114	△192
法人税等の支払額	△5	△7
営業活動によるキャッシュ・フロー	△5,469	△6,971
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,042	△1,207
無形固定資産の取得による支出	△39	△141
有形固定資産の除却による支出	△24	△107
出資金の払込による支出	△7	△0
その他	△8	△2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,122	△1,458
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	—	2,693
長期借入れによる収入	—	3,500
長期借入金の返済による支出	—	△1,500
株式の発行による収入	4,628	3,893
新株予約権の発行による収入	770	380
資金調達費用の支払による支出	△377	△281
その他	△28	△13
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,992	8,670
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△4,599	240
現金及び現金同等物の期首残高	5,603	1,004
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,004	※1 1,244

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当中間連結会計期間
(自 2025年1月 1日
至 2025年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失 (△)	△2,231
減価償却費	194
減損損失	27
株式報酬費用	60
受取利息	△0
支払利息	127
株式交付費	7
資金調達費用	472
国庫補助金受贈益	△87
固定資産圧縮損	86
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	75
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△2,166
前払金の増減額 (△は増加)	△383
仕入債務の増減額 (△は減少)	796
契約負債の増減額 (△は減少)	5,191
その他	△144
小計	2,025
利息の受取額	0
利息の支払額	△139
法人税等の支払額	△6
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,879
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△418
無形固定資産の取得による支出	△8
国庫補助金の受取額	65
その他	△121
投資活動によるキャッシュ・フロー	△481
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	307
長期借入金の返済による支出	△500
株式の発行による収入	1,507
新株予約権の発行による収入	107
資金調達費用の支払による支出	△530
その他	△10
財務活動によるキャッシュ・フロー	881
現金及び現金同等物に係る換算差額	1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	2,280
現金及び現金同等物の期首残高	1,244
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 3,525

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

株式会社PowerX Manufacturing

株式会社PowerX Manufacturingは当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

PXAM合同会社

PXAM合同会社は当連結会計年度に設立しておりますが、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

①商品及び製品

月次総平均法

②原材料

移動平均法

③貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	4～38年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③受注損失引当金

当連結会計年度末における受注案件に係る将来損失に備えるため、損失が発生すると見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

④製品保証引当金

製品保証の費用に備えるため、製品販売の際の無償保証や契約不適合責任等によって、翌連結会計年度以降に発生する保証費用見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）等は、以下のとおりです。

当社グループでは、系統用蓄電池、産業・商業用蓄電池などの用途で利用可能な大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」などの製造販売及び稼働試験業務等を行うBESS事業、高圧工事不要で国内最速級（最大150kW、2台同時充電時：最大120kW）の蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の製造販売及び自社拠点でのEV充電サービスを行うEVCS事業、事業者向けの電力小売及び蓄電所運営事業者向けの蓄電池製品販売を行う電力事業を報告セグメントとしております。

これらの事業において発生する取引の対価は、履行義務充足後、1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

①蓄電池製品及び関連する商品の販売

BESS事業において「PowerX Mega Power」の、またBESS事業及びEVCS事業において「PowerX Hypercharger」の製造販売を行うとともに、関連する商品の販売を行っております。これらの製品及び商品の販売については、製品及び商品を引渡し顧客が検収した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

②EV充電サービス

EVCS事業において、自社開発の「PowerXアプリ」で予約可能な、顧客のEVに「PowerX Hypercharger」による急速充電を提供する、EV充電サービスを提供しております。EV充電サービスについては、顧客のEVへの充電が完了した時点で収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシに負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

株式会社PowerX Manufacturing

株式会社海上パワーグリッド

株式会社海上パワーグリッドは当連結会計年度において新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない関連会社のうち主要な会社等の名称

PXAM合同会社

PXAM合同会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

①商品及び製品

月次総平均法

②原材料

移動平均法

③貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。ただし、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～38年

機械及び装置 2～17年

車両運搬具 2～7年

工具、器具及び備品 2～15年

②無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。なお、当連結会計年度におきましては、支給見込額がないため計上しておりません。

③受注損失引当金

当連結会計年度末における受注案件に係る将来損失に備えるため、損失が発生すると見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。なお、当連結会計年度におきましては、損失見込額がないため計上しておりません。

④製品保証引当金

製品保証の費用に備えるため、製品販売の際の無償保証や契約不適合責任等によって、翌連結会計年度以降に発生する保証費用見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）等は、以下のとおりです。

当社グループでは、系統用蓄電池、産業・商業用蓄電池などの用途で利用可能な大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」などの製造販売及び稼働試験業務等を行うBESS事業、高圧工事不要で国内最速級（最大150kW、2台同時充電時：最大120kW）の蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の製造販売及び自社拠点でのEV充電サービスを行うEVCS事業、事業者向けの電力小売及び蓄電所運営事業者向けの蓄電池製品販売を行う電力事業を報告セグメントとしております。

これらの事業において発生する取引の対価は、履行義務充足後、1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

①蓄電池製品及び関連する商品の販売

BESS事業及び電力事業において「PowerX Mega Power」の、またBESS事業及びEVCS事業において「PowerX Hypercharger」の製造販売を行うとともに、関連する商品の販売を行っております。これらの製品及び商品の販売については、製品及び商品を引渡し顧客が検収した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

②役務の提供

当社では各事業において蓄電池に係る稼働試験業務等の役務の提供を行っております。このような役務の提供のうち、稼働試験業務等の開始から検収までの期間がごく短い契約については、検収時点において履行義務が充足されたものとみなし、当該時点で収益を認識しております。なお蓄電池製品及び関連する商品と稼働試験業務等は通常、合わせて販売しており、製品等の納入と稼働試験業務等が契約上で別個の履行義務と識別されるものに関しては、契約金額を独立販売価格として各履行義務へ配分しております。

③EV充電サービス

EVCS事業において、自社開発の「PowerXアプリ」で予約可能な、顧客のEVに「PowerX Hypercharger」による急速充電を提供する、EV充電サービスを提供しております。EV充電サービスについては、顧客のEVへの充電が完了した時点で収益を認識しております。

④電力小売

電力事業では金融機関や事業会社などの需要家に対する電力小売を行っております。電力小売は電力供給契約に従って当社が契約期間にわたり顧客に対し電力を供給することが履行義務であり、供給した電力量等に応じて履行義務を充足し、毎月の供給量等に基づいて収益を認識しております。

(6) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産	5,700百万円
無形固定資産	178百万円
減損損失	354百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

当社グループは、減損の兆候が認められ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産グループについては、帳簿価額を使用価値又は正味売却価額のいずれか高い価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(2) 主要な仮定

減損損失の認識の判定において利用する割引前将来キャッシュ・フローの算定にあたっては、事業計画を基礎としております。当該事業計画には、市場動向や生産計画、販売計画等についての一定の仮定が含まれており、以下を主要な仮定として、将来の不確実性を考慮して見積っております。

- ・蓄電池製品の販売予定数量
- ・「PowerX Charge Station」の各拠点の利用者による予定充電量

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

減損損失の認識及び測定に当たっては、その時点における合理的で信頼性のある情報に基づき将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額の見積りを行っておりますが、経済条件の変動等により当該見積りや仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において追加の減損損失を計上する可能性があります。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産	4,365百万円
無形固定資産	55百万円
減損損失	2,211百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

当社グループは、減損の兆候が認められ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産グループについては、帳簿価額を使用価値又は正味売却価額のいずれか高い価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(2) 主要な仮定

減損損失の認識の判定において利用する割引前将来キャッシュ・フローの算定にあたっては、事業計画を基礎としております。当該事業計画には、市場動向や生産計画、販売計画等についての一定の仮定が含まれており、以下を主要な仮定として、将来の不確実性を考慮して見積っております。

- ・蓄電池製品の販売予定数量
- ・「PowerX Charge Station」の各拠点の利用者による予定充電量

また正味売却価額は、外部の専門家から入手した鑑定評価書等に基づき見積りを行っております。

(3) 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

減損損失の認識及び測定に当たっては、その時点における合理的で信頼性のある情報に基づき将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額の見積りを行っておりますが、経済条件の変動等により当該見積りや仮定の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において追加の減損損失を計上する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組の一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(連結貸借対照表関係)

※1 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
売掛金	232百万円	2,158百万円
契約資産	-百万円	1百万円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
売掛金及び契約資産	257百万円	2,333百万円
商品及び製品	233百万円	1,466百万円
原材料及び貯蔵品	365百万円	670百万円
建物	1,916百万円	2,288百万円
機械及び装置	406百万円	534百万円
土地	1,001百万円	1,001百万円
関係会社株式	600百万円	610百万円
関係会社出資金	7百万円	7百万円
計	4,788百万円	8,911百万円

(注) 上記は担保協定書に定められた、グループ単純合算かつ連結相殺前の金額となります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
短期借入金	-百万円	2,693百万円
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,500百万円	3,500百万円
計	1,500百万円	6,193百万円

※3 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	164百万円	468百万円

※4 財務制限条項等

前連結会計年度(2023年12月31日)

当社は、2022年11月14日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社との間で金銭消費貸借契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項等が付されており、抵触した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(1) 自己資本比率維持

各四半期末の自己資本比率(貸借対照表又は試算表上の純資産の部の合計金額を、純資産の部と負債の部の合計金額により除して得られる値)を 20%以上に維持すること。

(2) 利益維持

2025年12月期以降(2025年12月期を含む。)、各決算期末における営業利益又は経常利益のいずれかが一つでも赤字となる状態を生じさせないこと。

(3) 受注残高

各四半期末の調整後受注残高の合計額を一定額以上に維持すること。

(4) 工場建設・設備投資進捗

以下のスケジュールを遵守すること。

2024年3月:ライン導入・テスト生産

上記の金銭消費貸借契約に係る当連結会計年度末の借入残高は、長期借入金1,500百万円であります。

当連結会計年度(2024年12月31日)

当社グループは、2024年1月17日付で、新生信託銀行株式会社との間で金銭消費貸借契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項等が付されており、抵触した場合には、当該債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

(1) 自己資本比率維持

各四半期末の自己資本比率(貸借対照表又は試算表上の純資産の部の合計金額を、純資産の部と負債の部の合計金額により除して得られる値)を20%以上に維持すること。ただし、(d)バランシートモニタリングへの抵触がなく、かつ、自己資本比率が正の値であることを条件として、期限の利益喪失事由には該当しないものとする。

(2) 利益維持

2025年12月期以降(2025年12月期を含む。)、各決算期末における営業利益又は経常利益のいずれかが一つでも赤字となる状態を生じさせないこと。ただし、(d)バランシートモニタリングへの抵触がないことを条件として、期限の利益喪失事由には該当しないものとする。

(3) フリー・キャッシュフローの維持

2024年12月期の各四半期の連結ベースのフリー・キャッシュフローの合計値について、当初提出した事業計画における当該対象期の連結ベースのフリー・キャッシュフローの合計値を4四半期中、3四半期以上下回らないこと。また、2025年12月期以降(2025年12月期を含む。)の各四半期末において、当該対象期の連結ベースのフリー・キャッシュフローの合計値、及び当該対象期の直前の四半期の連結ベースのフリー・キャッシュフローの合計値を2期連続で赤字にしないこと。ただし、(d)バランシートモニタリングへの抵触がないこと、かつ、当該対象期のフリー・キャッシュフローに当該対象期に借入人が新たに実施した資本調達額及び許容劣後借入の金額等を加えた合計値が0以上であることを条件として、期限の利益喪失事由には該当しないものとする。

(4) バランシートモニタリング

各四半期決算において、連結ベースにおける本貸付の総借入額が流動資産(現預金、売上債権、棚卸資産、前払費用及び貸倒引当金をいう。)の残高を超えないようにすること。

上記の財務制限条項については、会計基準の変更があった場合には、当該変更による影響について全当事者で協議することとなっております。

なお、2025年2月17日付の新生信託銀行株式会社との合意に基づき、当事業年度末において、(4)フリー・キャッシュフローの維持及び(5)バランシートモニタリングについて、当事業年度の数値によらず財務制限条項への抵触が生じなかったものとみなす同意を得ております。また、(1)自己資本比率維持においても、財務制限条項への抵触はあるものの、期限の利益喪失事由への該当はありません。

上記の金銭消費貸借契約に係る当連結会計年度末の借入残高は、短期借入金2,693百万円、1年内返済予定の長期借入金175百万円、長期借入金3,325百万円であります。

※5 固定負債のその他のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年12月31日)	当連結会計年度 (2024年12月31日)
契約負債	-百万円	12百万円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等) セグメント情報 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」に記載しております。

※2 期末棚卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
-百万円	56百万円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
給料及び手当	549百万円	823百万円
賞与引当金繰入額	17百万円	61百万円
役員賞与引当金繰入額	4百万円	-百万円
研究開発費	2,109百万円	2,414百万円

※4 一般管理費に含まれている研究開発費の総額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
2,109百万円	2,414百万円

※5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
建物	12百万円	-百万円
建設仮勘定	22百万円	-百万円
その他	0百万円	-百万円
解体撤去費用	33百万円	85百万円
合計	68百万円	85百万円

※6 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
工具、器具及び備品	-百万円	3百万円
合計	-百万円	3百万円

※7 減損損失

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

当連結会計年度において当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
遊休資産	建物	岡山県玉野市他	8百万円
事業用資産	機械及び装置	東京都他	345百万円
事業用資産	工具、器具及び備品	京都府京都市他	0百万円
合計			354百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において、EVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」の自社拠点における営業損益が継続してマイナスとなる見込みであることから、当該事業における資産について減損の兆候を識別し、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったため、減損損失を計上しております。また、遊休資産について、回収可能価額まで減損損失を計上しております。

回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額により評価しております。なお、使用価値の測定に利用した割引率は19.5%を採用しております。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

当連結会計年度において当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所	金額
事業用資産	機械及び装置	東京都他	189百万円
事業用資産	建設仮勘定	岡山県玉野市	1,858百万円
事業用資産	ソフトウェア仮勘定	岡山県玉野市	163百万円
合計			2,211百万円

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において、製造拠点に設置している水冷モジュール製造設備に関する製造計画を見直した結果、当初計画で想定していた製造スケジュールからの遅延が確認されたことから、当該事業における資産等について減損の兆候を識別しました。これらの資産グループについて割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回ったため、減損損失を計上しております。

回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い価額により評価しております。将来キャッシュ・フローに基づく使用価値が不透明のものについては、保守的に零として評価し、正味売却価額は合理的に算定された評価額等に基づき評価しております。

（連結包括利益計算書関係）

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	5,000	—	—	5,000
AA種株式	5,000	—	—	5,000
A種優先株式	7,566	—	—	7,566
A-1種優先株式	2,040	—	—	2,040
A-2種優先株式	2,037	—	—	2,037
B種優先株式	—	3,309	—	3,309
B-1種優先株式	—	2,409	—	2,409
B-2種優先株式	—	628	—	628
合計	21,643	6,346	—	27,989

(注) 1. B種優先株式の発行済株式数の増加は、第三者割当による新株発行によるものであります。

2. B-1種優先株式及びB-2種優先株式の発行済株式数の増加は、J-KISS型新株予約権の転換によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計年 度期首	増加	減少	当連結会計年 度末	
提出会社	第4回J-KISS型新株予約権(注)1	B-1種優先株式	2,409	—	2,409	—	—
	第5回J-KISS型新株予約権(注)2	B-2種優先株式	—	628	628	—	—
	第1回ストック・オプションの新株予約権	—	—	—	—	—	0
	第2回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	0
	第4回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	0
	第5回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	7
	第6回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	0
	第7回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	4
	第8回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	14
	第9回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	1
	第10回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	44
合計			2,409	628	3,037	—	73

(注) 1. 第4回J-KISS型新株予約権の減少は、B-1種優先株式への転換によるものであります。

2. 第5回J-KISS型新株予約権の減少は、B-2種優先株式への転換によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	5,000	—	—	5,000
AA種株式	5,000	—	—	5,000
A種優先株式	7,566	—	—	7,566
A-1種優先株式	2,040	—	—	2,040
A-2種優先株式	2,037	—	—	2,037
B種優先株式	3,309	—	—	3,309
B-1種優先株式	2,409	—	—	2,409
B-2種優先株式	628	—	—	628
C種優先株式	—	2,722	—	2,722
C-1種優先株式	—	265	—	265
合計	27,989	2,987	—	30,976

(注) 1. C種優先株式の発行済株式数の増加は、第三者割当による新株発行によるものであります。

2. C-1種優先株式の発行済株式数の増加は、J-KISS型新株予約権の転換によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	第6回J-KISS型新株予約権(注)	C-1種優先株式	—	265	265	—	—
	第1回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	0
	第2回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	0
	第4回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	0
	第5回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	7
	第6回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	0
	第7回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	4
	第8回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	13
	第9回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	1
	第10回ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	211
	合計		—	265	265	—	238

(注) 第6回J-KISS型新株予約権の減少は、C-1種優先株式への転換によるものであります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
現金及び預金	1,004百万円	1,244百万円
現金及び現金同等物	1,004百万円	1,244百万円

2 重要な非資金取引

新株予約権の行使

	前連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
新株予約権の行使による資本金増加額	1,725百万円	190百万円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	1,725百万円	190百万円

(リース取引関係)

前連結会計年度(2023年12月31日)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	185百万円
1年超	134百万円
合計	320百万円

当連結会計年度(2024年12月31日)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

BESS事業における蓄電池運用サービスに用いる蓄電池設備（機械装置）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	138百万円
1年超	10百万円
合計	149百万円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要な運転資金及び設備投資資金を、銀行等金融機関からの借入等のほか、株式発行等状況に応じて最適と判断した手法により調達しております。なお、当社グループは投機的な取引を行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内に決済又は支払期日が到来するものであり、一部には外貨建てのものを含んでおります。そのため、これらは為替変動リスク及び流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。

借入金には運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、主に変動金利によるものであります。これら借入金は金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適切に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度末において特定の大口顧客に対する営業債権等はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、未収消費税等、買掛金、未払金及び未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
長期借入金	1,500	1,624	124
負債計	1,500	1,624	124

(注)1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,004	-	-	-
売掛金及び契約資産	232	-	-	-
合計	1,236	-	-	-

2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	-	150	150	1,200	-	-
合計	-	150	150	1,200	-	-

3. 関係会社出資金は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。なお、当該出資の連結貸借対照表計上額は7百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	1,624	-	1,624
負債計	-	1,624	-	1,624

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価について、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして必要な運転資金及び設備投資資金を、銀行等金融機関からの借入等のほか、株式発行等状況に応じて最適と判断した手法により調達しております。なお、当社グループは投機的な取引を行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内に決済又は支払期日が到来するものであり、一部には外貨建てのものを含んでおります。そのため、これらは為替変動リスク及び流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。

借入金は運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、主に変動金利によるものであります。これら借入金は金利の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を適切に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 信用リスクの集中

当連結会計年度末において特定の大口顧客に対する営業債権等はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金及び契約資産、未収消費税等、買掛金、短期借入金、未払金及び未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
長期借入金(※)	3,500	3,500	-
負債計	3,500	3,500	-

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注)1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,244	-	-	-
売掛金及び契約資産	2,160	-	-	-
合計	3,405	-	-	-

2. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	175	350	2,975	-	-	-
リース債務	6	6	6	6	7	160
合計	181	356	2,981	6	7	160

3. 関係会社出資金は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、時価開示の対象とはしていません。なお、当該出資の連結貸借対照表計上額は7百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	3,500	-	3,500
負債計	-	3,500	-	3,500

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価について、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年内返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 44百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額
新株予約権戻入益 0百万円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年10月7日	2021年10月7日	2022年8月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社執行役 1名 当社使用人 4名	当社顧問、 アドバイザー 4名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 345,000株	普通株式 40,000株	普通株式 1,077,000株
付与日	2021年10月15日	2021年10月15日	2022年9月15日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2021年10月15日～ 2031年10月14日	2021年10月15日～ 2031年10月14日	2022年9月15日～ 2032年9月14日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年8月31日	2022年8月31日	2023年10月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社執行役 3名 当社使用人 41名	当社顧問、 アドバイザー 4名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 2,021,000株	普通株式 30,000株	普通株式 322,000株
付与日	2022年9月15日	2022年9月15日	2023年10月25日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2022年9月15日～ 2032年9月14日	2022年9月15日～ 2032年9月14日	2023年10月25日～ 2033年10月24日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年10月13日	2023年10月13日	2023年10月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社執行役 3名 当社使用人 77名 子会社使用人 5名	当社顧問、 アドバイザー 9名	当社執行役 3名 当社使用人 46名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 867,000株	普通株式 95,000株	普通株式 563,000株
付与日	2023年10月25日	2023年10月25日	2023年10月25日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2023年10月25日～ 2033年10月24日	2023年10月25日～ 2033年10月24日	2023年10月25日～ 2033年10月24日

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、当社は、2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年10月7日	2021年10月7日	2022年8月31日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	345,000	40,000	1,077,000
付与	-	-	-
失効	15,000	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	330,000	40,000	1,077,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年8月31日	2022年8月31日	2023年10月13日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	2,021,000	30,000	-
付与	-	-	322,000
失効	58,000	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	1,963,000	30,000	322,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年10月13日	2023年10月13日	2023年10月13日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	867,000	95,000	563,000
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	867,000	95,000	563,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年10月7日	2021年10月7日	2022年8月31日
権利行使価格（円）	60	60	190
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年8月31日	2022年8月31日	2023年10月13日
権利行使価格（円）	190	190	696
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年10月13日	2023年10月13日	2023年10月13日
権利行使価格（円）	696	696	60
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

(注) 2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	2,144百万円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	- 百万円

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費(株式報酬費用) 166百万円

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 1百万円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年10月7日	2021年10月7日	2022年8月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社執行役 1名 当社使用人 4名	当社顧問、 アドバイザー 4名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 345,000株	普通株式 40,000株	普通株式 1,077,000株
付与日	2021年10月15日	2021年10月15日	2022年9月15日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2021年10月15日～ 2031年10月14日	2021年10月15日～ 2031年10月14日	2022年9月15日～ 2032年9月14日

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年8月31日	2022年8月31日	2023年10月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社執行役 3名 当社使用人 41名	当社顧問、 アドバイザー 4名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 2,021,000株	普通株式 30,000株	普通株式 322,000株
付与日	2022年9月15日	2022年9月15日	2023年10月25日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2022年9月15日～ 2032年9月14日	2022年9月15日～ 2032年9月14日	2023年10月25日～ 2033年10月24日

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年10月13日	2023年10月13日	2023年10月13日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社執行役 3名 当社使用人 77名 子会社使用人 5名	当社顧問、 アドバイザー 9名	当社執行役 3名 当社使用人 46名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)1	普通株式 867,000株	普通株式 95,000株	普通株式 563,000株
付与日	2023年10月25日	2023年10月25日	2023年10月25日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	2023年10月25日～ 2033年10月24日	2023年10月25日～ 2033年10月24日	2023年10月25日～ 2033年10月24日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、当社は、2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2024年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年10月7日	2021年10月7日	2022年8月31日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	330,000	40,000	1,077,000
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	330,000	40,000	1,077,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年8月31日	2022年8月31日	2023年10月13日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	1,963,000	30,000	322,000
付与	-	-	-
失効	58,000	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	1,905,000	30,000	322,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年10月13日	2023年10月13日	2023年10月13日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	867,000	95,000	563,000
付与	-	-	-
失効	53,000	-	57,000
権利確定	-	-	-
未確定残	814,000	95,000	506,000
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

（注）2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2021年10月7日	2021年10月7日	2022年8月31日
権利行使価格（円）	60	60	190
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2022年8月31日	2022年8月31日	2023年10月13日
権利行使価格（円）	190	190	696
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2023年10月13日	2023年10月13日	2023年10月13日
権利行使価格（円）	696	696	60
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価単価（円）	-	-	-

（注）2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	2,473百万円
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	- 百万円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	17百万円
賞与引当金	7百万円
株式報酬	13百万円
減価償却超過額	1百万円
繰延資産	7百万円
減損損失	180百万円
研究開発費	112百万円
ソフトウェア	156百万円
税務上の繰越欠損金 (注)2	2,058百万円
その他	77百万円
繰延税金資産小計	2,633百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	△2,058百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△575百万円
評価性引当額小計 (注)1	△2,633百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金負債純額	△0百万円

(注)1. 評価性引当額の主な変動の内容は、税務上の繰越欠損金及び研究開発費に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (※)	－	－	－	－	－	2,058	2,058
評価性引当額	－	－	－	－	－	△2,058	△2,058
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	19百万円
賞与引当金	23百万円
株式報酬	64百万円
減価償却超過額	4百万円
繰延資産	27百万円
減損損失	845百万円
研究開発費	182百万円
ソフトウェア	259百万円
税務上の繰越欠損金 (注)2	3,685百万円
その他	129百万円
繰延税金資産小計	5,242百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)2	△3,685百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,556百万円
評価性引当額小計 (注)1	△5,242百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4百万円
繰延税金負債合計	△4百万円
繰延税金負債純額	△4百万円

(注)1. 評価性引当額の主な変動の内容は、税務上の繰越欠損金及び減損損失に係る評価性引当額の増加であります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金 (※)	－	－	－	－	－	3,685	3,685
評価性引当額	－	－	－	－	－	△3,685	△3,685
繰延税金資産	－	－	－	－	－	－	－

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失であるため注記を省略しております。

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.6%から31.5%に変更されます。変更後の法定実効税率を当連結会計年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(2023年12月31日)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約で定める、当社が設置する機械装置撤去に伴う原状回復義務費用等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社が設置する機械装置の使用見込期間を2年から17年と見積り、長期国債の金利を参考に使用見込期間に対応する割引率を使用して、資産除去債務の金額を算定しております。なお、機械装置の使用見込期間経過前に退去が見込まれる拠点については、賃貸借契約の期間にて償却しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	一百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	16百万円
時の経過による調整額	0百万円
期末残高	16百万円

2. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

不動産賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込まれないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

当連結会計年度(2024年12月31日)

1. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約で定める、当社が設置する機械装置撤去に伴う原状回復義務費用等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当社が設置する機械装置の使用見込期間を2年から17年と見積り、長期国債の金利を参考に使用見込期間に対応する割引率を使用して、資産除去債務の金額を算定しております。なお、機械装置の使用見込期間経過前に退去が見込まれる拠点については、賃貸借契約の期間にて償却しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	16百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	18百万円
時の経過による調整額	0百万円
期末残高	35百万円

2. 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

不動産賃貸借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込まれないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (2023年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	一百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	232百万円
契約負債(期首残高)	一百万円
契約負債(期末残高)	266百万円

契約負債は主に、履行義務の充足時点で収益を認識する顧客に対する蓄電池製品の販売契約について契約条件に基づき顧客から受け取った前受金等であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首の契約負債残高等に含まれていた金額はありません。契約負債の増減は、主として前受金の受取りによるものであります。なお、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の金額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、連結財務諸表「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4 会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	232百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	2,158百万円
契約資産(期首残高)	―百万円
契約資産(期末残高)	1百万円
契約負債(期首残高)	266百万円
契約負債(期末残高)	1,130百万円

契約資産は、電力販売について期末時点で履行義務を充足しているものの未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該対価は、支払条件に従い請求し、主として1ヶ月以内に受領しております。

契約負債は主に、履行義務の充足時点に収益を認識する顧客に対する蓄電池製品の販売契約について契約条件に基づき顧客から受け取った前受金、及び電力供給契約に基づき顧客から契約金として受け取った前受収益等であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首の契約負債残高等に含まれていたものは、258百万円であります。契約負債の増減は、主として前受金の受取りと収益認識によるものであります。なお、過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の金額はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当連結会計年度末における未充足（又は部分的に未充足）の履行義務の主な内容は、BESS事業及びEVCS事業における蓄電池製品の販売に関するものです。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は、以下のとおりであります。なお、収益の認識が見込まれる最長期間は、10年以内であります。

	当連結会計年度 (2024年12月31日)
1年以内	55百万円
1年超	51百万円
合計	107百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、執行役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価のために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業部を基礎としたセグメントから構成されており、「BESS事業」、「EVCS事業」、「電力事業」の3つを報告セグメントとしております。

「BESS事業」は大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」の製造・販売、「EVCS事業」は蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の製造・販売及び充電サービス、「電力事業」は事業者への電力小売及び「PowerX Mega Power」などの蓄電池製品の販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	BESS事業	EVCS事業	電力事業	計		
売上高						
一時点で移転される 財又はサービス	52	274	-	327	-	327
顧客との契約から生じ る収益	52	274	-	327	-	327
外部顧客への売上高	52	274	-	327	-	327
計	52	274	-	327	-	327
セグメント損失 (△)	△464	△619	△37	△1,121	△4,204	△5,325
セグメント資産	310	751	0	1,062	7,436	8,499
その他の項目						
減価償却費	1	10	-	11	133	145
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	3	370	-	373	4,440	4,814

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント損失 (△) の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用となります。全社費用の主なものは、当社の本社管理部門に係る費用であります。
 - (2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産となります。全社資産の主なものは、製造部門及び管理部門に係る資産であります。全社資産のうち製造部門に係る費用については合理的な方法に基づいて各報告セグメントに配分しておりますが、資産については合理的な配分が困難なため、共用資産として調整額に含めております。
 - (3) 減価償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費となります。
2. セグメント損失 (△) は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、執行役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価のために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業部を基礎としたセグメントから構成されており、「BESS事業」、「EVCS事業」、「電力事業」の3つを報告セグメントとしております。

「BESS事業」は大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」の製造・販売、「EVCS事業」は蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の製造・販売及び充電サービス、「電力事業」は事業者への電力小売及び「PowerX Mega Power」などの蓄電池製品の販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	BESS事業	EVCS事業	電力事業	計		
売上高						
一時点で移転される 財又はサービス	4,139	1,617	187	5,944	-	5,944
一定の期間にわたり 移転される財又はサ ービス	4	10	201	216	-	216
顧客との契約から生じ る収益	4,143	1,628	389	6,161	-	6,161
外部顧客への売上高	4,143	1,628	389	6,161	-	6,161
計	4,143	1,628	389	6,161	-	6,161
セグメント利益又は損 失 (△)	855	△498	△55	301	△5,244	△4,942
セグメント資産	3,733	960	359	5,053	5,776	10,830
その他の項目						
減価償却費	3	9	0	13	312	325
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	172	283	0	456	619	1,075

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失 (△) の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用となります。全社費用の主なものは、当社の本社管理部門に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産となります。全社資産の主なものは、製造部門及び管理部門に係る資産であります。全社資産のうち製造部門に係る費用については合理的な方法に基づいて各報告セグメントに配分しておりますが、資産については合理的な配分が困難なため、共用資産として調整額に含めております。

(3) 減価償却費の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費となります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループのセグメントはこれまで「BESS事業」、「EVCS事業」の2区分でありましたが、当連結会計年度より新規事業として「電力事業」を開始したことに伴い、報告セグメントに「電力事業」を追加しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
アウディージャパン販売株式会社	109	EVCS事業
日本瓦斯株式会社	52	BESS事業

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	BESS事業	EVCS事業	電力事業	計		
減損損失	-	345	-	345	8	354

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	BESS事業	EVCS事業	電力事業	計		
減損損失	-	189	-	189	2,021	2,211

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有(被所有 割合(%))	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	PXAM合同 会社	東京都 中央区	20	リース業	(所有) 直接35.0	蓄電池設 備のリー ス	リース資 産の取得 (注)2	167	リース資 産	165
							リース債 務の返済	1	リース債 務 (注)3	193
							利息の支 払	1		

(注)1. 取引条件は、原則として市場価格等を勘案して個別に協議の上、一般取引と同様に決定しています。

2. リース資産の取得については、売買取引に係る方法に準じたファイナンス・リース取引によるリース資産の当連結会計年度における取得価額を記載しております。

3. リース債務の期末残高は、流動負債と固定負債の合計額であります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職 業	議決権等の 所有(被所有 割合(%))	関連当事 者との関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	(株)FAROUT (注)1	東京都 港区	1	資産管理 業	(被所有) 直接 36.50	-	第三者割 当増資 (注)2	20	-	-

(注)1. 当社取締役伊藤 正裕が議決権の100%を直接保有しております。

2. 第三者割当増資については、2024年8月28日付の株主総会の決議に基づき実施されたものであり、当社が行った増資(14株)を1株1,430,421円で引き受けたものであります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1株当たり純資産額	△306.64円	△535.46円
1株当たり当期純損失 (△)	△253.78円	△280.07円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。

2. 当社は、2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失 (△) を算定しております。

3. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△6,166	△8,013
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	△6,166	△8,013
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	24,297,410	28,611,193
(うち普通株式(株))	(5,000,000)	(5,000,000)
(うち普通株式と同等の株式(株))	(19,297,410)	(23,611,193)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権9種類 (普通株式 5,287,000株) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	新株予約権9種類 (普通株式 5,119,000株) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(注) 当社が発行する種類株式は、いずれも剰余金の配当について普通株式と同順位であるため、その普通株式相当数の合計を普通株式と同等の株式数としております。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2024年8月28日及び2025年5月23日開催の臨時株主総会におけるC種優先株式の発行に係る募集事項の決定を取締役に委任する決議に基づき、下記のとおり新株式を発行いたしました。第三者割当の概要は以下のとおりです。

1. 2025年1月30日決議分

2025年1月30日開催の取締役会において、法人3社及び個人5名に対して第三者割当の方法により新株式を発行すること、及びこれら投資家との間で総数引受契約を締結することを決議し、2025年2月7日に払込が完了いたしました。

募集株式の発行概要は次のとおりであります。

(1) 払込期間	2025年2月3日から同年2月28日まで
(2) 発行新株式数	当社C種優先株式329株
(3) 発行価額	1株当たり1,430,421円
(4) 発行価額の総額	470,608,509円
(5) 資本組入額	1株当たり715,210.5円
(6) 資本組入額の総額	235,304,255円
(7) 募集又は割当方法(割当先)	第三者割当の方法により、法人3社及び個人5名に割当てます。
(8) 資金の用途	拡大する顧客需要に対応するための大型定置用蓄電池製品の製造能力の増強、及び次世代蓄電池製品や電池制御技術の研究開発に係る体制の拡充に充当する予定です。

2. 2025年2月21日決議分

2025年2月21日開催の取締役会において、法人3社及び個人2名に対して第三者割当の方法により新株式を発行すること、及びこれら投資家との間で総数引受契約を締結することを決議し、2025年3月3日までに払込が完了いたしました。

募集株式の発行概要は次のとおりであります。

(1) 払込期間	2025年2月24日から同年3月7日まで
(2) 発行新株式数	当社C種優先株式619株
(3) 発行価額	1株当たり1,430,421円
(4) 発行価額の総額	885,430,599円
(5) 資本組入額	1株当たり715,210.5円
(6) 資本組入額の総額	442,715,300円
(7) 募集又は割当方法(割当先)	第三者割当の方法により、法人3社及び個人2名に割当てます。
(8) 資金の用途	拡大する顧客需要に対応するための大型定置用蓄電池製品の製造能力の増強、及び次世代蓄電池製品や電池制御技術の研究開発に係る体制の拡充に充当する予定です。

3. 2025年6月11日決議分

2025年6月11日開催の取締役会において、法人1社及び個人6名に対して第三者割当の方法により新株式を発行すること、及びこれら投資家との間で総数引受契約を締結することを決議し、2025年6月17日までに払込が完了いたしました。

募集株式の発行概要は次のとおりであります。

(1) 払込期日	2025年6月17日
(2) 発行新株式数	当社C種優先株式106株
(3) 発行価額	1株当たり1,430,421円
(4) 発行価額の総額	151,624,626円
(5) 資本組入額	1株当たり715,210.5円
(6) 資本組入額の総額	75,812,313円
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、法人1社及び個人6名に割当てます。
(8) 資金の使途	拡大する顧客需要に対応するための大型定置用蓄電池製品の製造能力の増強、及び次世代蓄電池製品や電池制御技術の研究開発に係る体制の拡充に充当する予定です。

4. 2025年7月23日決議分

2025年7月23日開催の取締役会において、法人2社及び個人8名に対して第三者割当の方法により新株式を発行すること、及びこれら投資家との間で総数引受契約を締結することを決議し、2025年7月25日までに払込が完了いたしました。

募集株式の発行概要は次のとおりであります。

(1) 払込期日	2025年7月28日
(2) 発行新株式数	当社C種優先株式102株
(3) 発行価額	1株当たり1,430,421円
(4) 発行価額の総額	145,902,942円
(5) 資本組入額	1株当たり715,210.5円
(6) 資本組入額の総額	72,951,471円
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、法人2社及び個人8名に割当てます。
(8) 資金の使途	拡大する顧客需要に対応するための大型定置用蓄電池製品の製造能力の増強、及び次世代蓄電池製品や電池制御技術の研究開発に係る体制の拡充に充当する予定です。

（シンジケートローン契約締結について）

当社は、2025年3月17日開催の執行役会において、以下のシンジケート型コミットメントライン契約を締結することを決議し、2025年3月26日付で締結しております。

1. コミットメントライン契約締結の目的

今後の資金需要に対し、機動的かつ安定的な資金調達を確保することにより財務基盤の強化を図るものであります。

2. コミットメントライン契約の概要

(1) 極度	4,000百万円
(2) 契約締結日	2025年3月26日
(3) コミットメント期間	2025年3月31日から2026年3月31日
(4) アレンジャー兼エージェント	株式会社みずほ銀行
(5) 参加金融機関	株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社
(6) 適用利率	基準金利＋2.0%
(7) 担保提供資産	当社所有不動産及び売掛債権
(8) 保証	無保証
(9) 財務制限条項	2025年3月以降、毎月末時点の連結純資産額を正の値に維持すること

(新株予約権の付与)

当社は、2025年4月25日開催の株主総会において、会社法第236条及び第238条に基づき、当社及び当社子会社の役員、従業員及び社外のアドバイザーに対して第11回新株予約権及び第12回新株予約権を発行して付与することを決議いたしました。

なお、付与した新株予約権の概要については「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。

また、C種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。

当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。なお、当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

1. 取得及び消却した株式数

AA種株式	5,000株
A種優先株式	7,566株
A-1種優先株式	2,040株
A-2種優先株式	2,037株
B種優先株式	3,309株
B-1種優先株式	2,409株
B-2種優先株式	628株
C種優先株式	3,878株
C-1種優先株式	265株

2. 交換により交付した普通株式数 27,132株

3. 交換後の発行済普通株式数 32,132株

(株式分割の実施、発行可能株式総数及び単元株式数の変更)

当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、同日付をもって定款の一部を変更し、発行可能株式総数及び単元株式数の変更を行っております。また、2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数を1単元10株から100株へ変更いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年8月9日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。なお、今回の株式分割を行うにあたり、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、定款第9条に定める株式の譲渡制限を廃止するとともに、会社法第113条の規定に基づき、発行可能株式総数を200,000株から128,120株へ変更しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	32,132株
株式分割により増加する株式数	32,099,868株
株式分割後の発行済株式総数	32,132,000株
株式分割後の発行可能株式総数	128,000,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、該当箇所に反映されております。

3. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2025年8月9日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	60,000円	60円
第2回新株予約権	60,000円	60円
第4回新株予約権	190,000円	190円
第5回新株予約権	190,000円	190円
第6回新株予約権	190,000円	190円
第7回新株予約権	695,406円	696円
第8回新株予約権	695,406円	696円
第9回新株予約権	695,406円	696円
第10回新株予約権	60,000円	60円
第11回新株予約権	769,099円	770円
第12回新株予約権	769,099円	770円

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議しており、2025年8月26日付で資本金及び資本準備金の額の減少に関する効力が発生いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として、行うものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

減少する資本金の額 7,645,433,484円

減少する資本準備金の額 9,049,331,851円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当します。

減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 16,694,765,335円

増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 16,694,765,335円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2025年7月15日

(2) 債権者異議申述公告日 2025年7月24日

(3) 債権者異議申述最終期日 2025年8月25日

(4) 株主総会決議日 2025年8月8日

(5) 効力発生日 2025年8月26日

【注記事項】

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前中間純利益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減したうえで、法定実効税率を乗じて計算しています。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)
給料及び手当	513百万円
賞与引当金繰入額	65百万円
業務委託費	237百万円
研究開発費	920百万円
減価償却費	117百万円

※2 資金調達費用の主な内容は、シンジケートローンの組成のために主幹事行等へ支払ったアレンジメントフィー、第三者割当増資及び上場準備に関するアドバイザー等への支払手数料、これらに関連する弁護士等への支払報酬等であります。

3 当社グループの連結業績は、顧客が利用する蓄電池製品の購入に関する補助金制度の受給要件充足の都合上、下半期に売上高と利益が多く計上されるため、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金	3,525百万円
現金及び現金同等物	3,525百万円

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

当社は、当中間連結会計期間において、法人6社及び個人10名に対して第三者割当の方法によりC種優先株式1,054株を発行したことにより、資本金及び資本剰余金がそれぞれ753百万円増加しております。この結果、当中間連結会計期間末において資本金が9,843百万円、資本剰余金が9,803百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	中間連結 財務諸表 計上額 (注)2
	BESS事業	EVCS事業	電力事業	計		
売上高						
一時点で移転される 財又はサービス	4,003	373	-	4,377	-	4,377
一定の期間にわたり 移転される財又はサ ービス	8	14	245	269	-	269
顧客との契約から生じ る収益	4,012	388	245	4,647	-	4,647
外部顧客への売上高	4,012	388	245	4,647	-	4,647
計	4,012	388	245	4,647	-	4,647
セグメント利益又は損 失(△)	960	△261	△74	624	△2,187	△1,563

(注)1. セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用となります。全社費用の主なものは、当社の本社管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	BESS事業	EVCS事業	電力事業	計		
減損損失	-	-	-	-	27	27

(収益認識関係)

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純損失 (△)	△70円46銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (百万円)	△2, 230
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (百万円)	△2, 230
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	31, 664, 044
(うち普通株式 (株))	(5, 000, 000)
(うち普通株式と同等の株式 (株))	(26, 664, 044)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注)1. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当中間連結会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純損失を算定しております。なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。
2. 当社が発行する種類株式は、いずれも剰余金の配当について普通株式と同順位であるため、その普通株式相当数の合計を普通株式と同等の株式数としております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行)

当社は、2025年5月23日開催の臨時株主総会におけるC種優先株式の発行に係る募集事項の決定を取締役に委任する決議に基づき、2025年7月23日開催の取締役会において、法人2社及び個人8名に対して第三者割当の方法により新株式を発行すること、及びこれら投資家との間で総数引受契約を締結することを決議し、2025年7月25日までに払込が完了いたしました。

募集株式の発行概要は次のとおりであります。

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 払込期日 | 2025年7月28日 |
| (2) 発行新株式数 | 当社C種優先株式102株 |
| (3) 発行価額 | 1株当たり1, 430, 421円 |
| (4) 発行価額の総額 | 145, 902, 942円 |
| (5) 資本組入額 | 1株当たり715, 210. 5円 |
| (6) 資本組入額の総額 | 72, 951, 471円 |
| (7) 募集又は割当方法 (割当先) | 第三者割当の方法により、法人2社及び個人8名に割当てます。 |
| (8) 資金の使途 | 拡大する顧客需要に対応するための大型定置用蓄電池製品の製造能力の増強、及び次世代蓄電池製品や電池制御技術の研究開発に係る体制の拡充に充当する予定です。 |

(優先株式の取得及び消却)

当社は、2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。

また、C種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。

当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。なお、当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

1. 取得及び消却した株式数

AA種株式	5,000株
A種優先株式	7,566株
A-1種優先株式	2,040株
A-2種優先株式	2,037株
B種優先株式	3,309株
B-1種優先株式	2,409株
B-2種優先株式	628株
C種優先株式	3,878株
C-1種優先株式	265株

2. 交換により交付した普通株式数 27,132株

3. 交換後の発行済普通株式数 32,132株

(株式分割の実施、発行可能株式総数及び単元株式数の変更)

当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、同日付をもって定款の一部を変更し、発行可能株式総数及び単元株式数の変更を行っております。また、2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数を1単元10株から100株へ変更いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年8月9日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。なお、今回の株式分割を行うにあたり、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、定款第9条に定める株式の譲渡制限を廃止するとともに、会社法第113条の規定に基づき、発行可能株式総数を200,000株から128,120株へ変更しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	32,132株
株式分割により増加する株式数	32,099,868株
株式分割後の発行済株式総数	32,132,000株
株式分割後の発行可能株式総数	128,000,000株

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は、該当箇所に反映されております。

3. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2025年8月9日以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	60,000円	60円
第2回新株予約権	60,000円	60円
第4回新株予約権	190,000円	190円
第5回新株予約権	190,000円	190円
第6回新株予約権	190,000円	190円
第7回新株予約権	695,406円	696円
第8回新株予約権	695,406円	696円
第9回新株予約権	695,406円	696円
第10回新株予約権	60,000円	60円
第11回新株予約権	769,099円	770円
第12回新株予約権	769,099円	770円

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議しており、2025年8月26日付で資本金及び資本準備金の額の減少に関する効力が発生いたしました。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として、行うものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

減少する資本金の額 7,645,433,484円

減少する資本準備金の額 9,049,331,851円

3. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当します。

減少する剰余金の項目及びその額 その他資本剰余金 16,694,765,335円

増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 16,694,765,335円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

(1) 取締役会決議日 2025年7月15日

(2) 債権者異議申述公告日 2025年7月24日

(3) 債権者異議申述最終期日 2025年8月25日

(4) 株主総会決議日 2025年8月8日

(5) 効力発生日 2025年8月26日

⑤ 【連結附属明細表】(2024年12月31日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	2,693	4.2	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	175	6.0	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	6	5.1	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	1,500	3,325	6.0	2027年1月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	187	5.1	2044年10月
合計	1,500	6,386	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	350	2,975	—	—
リース債務	6	6	6	7

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

最新の経営成績及び財政状態の概況

2025年11月14日開催の執行役会において承認された第5期第3四半期連結会計期間（2025年7月1日から2025年9月30日まで）及び第5期第3四半期連結累計期間（2025年1月1日から2025年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表は次のとおりであります。当社は、第3四半期連結会計期間（2025年7月1日から2025年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2025年1月1日から2025年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの期中レビューを受けております。

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (2025年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,358
売掛金及び契約資産	1,001
リース債権	180
商品及び製品	5,055
仕掛品	72
原材料及び貯蔵品	1,428
前払金	1,518
前払費用	145
未収消費税等	473
その他	82
流動資産合計	13,316
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	2,243
機械及び装置（純額）	733
車両運搬具（純額）	59
工具、器具及び備品（純額）	148
土地	1,001
リース資産（純額）	159
建設仮勘定	192
有形固定資産合計	4,538
無形固定資産	
商標権	0
ソフトウェア	53
ソフトウェア仮勘定	12
無形固定資産合計	65
投資その他の資産	
関係会社出資金	7
長期前払費用	27
その他	255
投資その他の資産合計	290
固定資産合計	4,894
資産合計	18,211

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間
(2025年9月30日)

負債の部

流動負債

買掛金	759
短期借入金	2,500
1年内返済予定の長期借入金	500
リース債務	34
未払金	627
未払費用	194
未払法人税等	7
契約負債	10,109
預り金	53
賞与引当金	130
製品保証引当金	74
その他	6

流動負債合計	14,997
--------	--------

固定負債

長期借入金	2,250
リース債務	334
繰延税金負債	8
資産除去債務	51
その他	85

固定負債合計	2,730
--------	-------

負債合計

負債合計	17,728
------	--------

純資産の部

株主資本

資本金	2,270
資本剰余金	826
利益剰余金	△3,059
株主資本合計	38

その他の包括利益累計額

繰延ヘッジ損益	18
---------	----

その他の包括利益累計額合計	18
---------------	----

新株予約権

新株予約権	425
-------	-----

純資産合計

純資産合計	482
-------	-----

負債純資産合計

負債純資産合計	18,211
---------	--------

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年9月30日)
売上高	7,323
売上原価	5,125
売上総利益	2,198
販売費及び一般管理費	4,380
営業損失 (△)	△2,182
営業外収益	
受取利息	2
受取奨励金	1
その他	1
営業外収益合計	6
営業外費用	
支払利息	189
株式交付費	8
資金調達費用	※1 508
為替差損	21
その他	81
営業外費用合計	809
経常損失 (△)	△2,986
特別利益	
国庫補助金受贈益	87
新株予約権戻入益	1
特別利益合計	88
特別損失	
固定資産圧縮損	86
減損損失	59
特別損失合計	146
税金等調整前四半期純損失 (△)	△3,043
法人税等	2
四半期純損失 (△)	△3,046
親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)	△3,046

四半期連結包括利益計算書
第3四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年9月30日)
四半期純損失 (△)	△3, 046
その他の包括利益	
繰延ヘッジ損益	18
その他の包括利益合計	18
四半期包括利益	△3, 027
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△3, 027

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純利益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減したうえで、法定実効税率を乗じて計算しています。

(損益計算書関係の注記)

※1 資金調達費用の主な内容は、シンジケートローンの組成のために主幹事行等へ支払ったアレンジメントフィー、第三者割当増資及び上場準備に関するアドバイザー等への支払手数料、これらに関連する弁護士等への支払報酬等であります。

2 当社グループの連結業績は、顧客が利用する蓄電池製品の購入に関する補助金制度の受給要件充足の都合上、下半期に売上高と利益が多く計上されるため、上半期と下半期の業績に季節的変動があります。

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年9月30日)
減価償却費	321百万円

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

(1) 第三者割当による新株式の発行

当社は、当第3四半期連結累計期間において、法人7社及び個人17名に対して第三者割当の方法によりC種優先株式1,156株を発行したことにより、資本金及び資本剰余金がそれぞれ826百万円増加しております。

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として、2025年8月8日開催の臨時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議しており、2025年8月26日付で資本金及び資本準備金の額の減少に関する効力が発生しております。当該決議に基づき、資本金7,645百万円、資本準備金9,049百万円を減少しその他資本剰余金へ振替えております。また、その他資本剰余金16,694百万円を繰越利益剰余金に振替えることで、欠損填補に充当いたしました。

上記の結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,270百万円、資本剰余金が826百万円、利益剰余金が△3,059百万円となっております。

(セグメント情報等の注記)

当第3四半期連結累計期間(自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 財務諸表 計上額 (注)2
	BESS事業	EVCS事業	電力事業	計		
売上高						
一時点で移転される 財又はサービス	6,124	601	122	6,849	-	6,849
一定の期間にわたり 移転される財又はサ ービス	14	22	436	473	-	473
顧客との契約から生じ る収益	6,138	624	559	7,323	-	7,323
外部顧客への売上高	6,138	624	559	7,323	-	7,323
計	6,138	624	559	7,323	-	7,323
セグメント利益又は損 失(△)	1,392	△379	△90	921	△3,104	△2,182

(注)1. セグメント利益又は損失(△)の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用となります。全社費用の主なもの、当社の本社管理部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	BESS事業	EVCS事業	電力事業	計		
減損損失	-	-	-	-	59	59

(収益認識関係の注記)

当第3四半期連結累計期間(自 2025年1月1日 至 2025年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等の注記」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2025年1月 1日 至 2025年9月30日)
1株当たり四半期純損失(△)	△95円77銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (百万円)	△3,046
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期 純損失(△)(百万円)	△3,046
普通株式の期中平均株式数(株)	31,811,655
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	-

(注)1. 当社は、2025年8月1日付でAA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式、及びC種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項及び取得請求権の行使により取得し、各優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ対価として交付するとともに、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。

2. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純損失を算定しております。なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	587	1,140
売掛金	※1 232	※1 2,158
契約資産	—	※1 1
商品及び製品	※1 233	※1 1,466
原材料及び貯蔵品	※1 365	※1 668
前払金	198	460
前払費用	115	89
未収消費税等	282	113
その他	※1,2 1	※2 19
流動資産合計	2,016	6,116
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1 2,249	※1 2,286
機械及び装置（純額）	※1 247	※1 384
車両運搬具（純額）	60	76
工具、器具及び備品（純額）	242	196
土地	※1 1,001	※1 1,001
リース資産（純額）	—	165
建設仮勘定	1,726	100
有形固定資産合計	5,528	4,212
無形固定資産		
商標権	0	0
ソフトウェア	—	55
ソフトウェア仮勘定	178	—
無形固定資産合計	178	55
投資その他の資産		
関係会社株式	※1 600	※1 610
関係会社出資金	※1 7	※1 7
長期前払費用	11	8
その他	167	166
投資その他の資産合計	786	792
固定資産合計	6,493	5,061
資産合計	8,510	11,177

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	195	264
短期借入金	—	※1, 2, 3 2, 893
1年内返済予定の長期借入金	—	※1, 3 175
リース債務	—	※2 6
未払金	※2 867	※2 689
未払費用	215	417
未払法人税等	61	63
契約負債	266	1, 118
預り金	17	164
賞与引当金	23	68
役員賞与引当金	4	—
受注損失引当金	70	—
製品保証引当金	1	21
その他	17	0
流動負債合計	1, 740	5, 882
固定負債		
長期借入金	※1, 3 1, 500	※1, 3 3, 325
リース債務	—	※2 187
繰延税金負債	0	4
資産除去債務	16	35
その他	—	60
固定負債合計	1, 517	3, 612
負債合計	3, 257	9, 495
純資産の部		
株主資本		
資本金	6, 952	9, 089
資本剰余金		
資本準備金	6, 912	9, 049
資本剰余金合計	6, 912	9, 049
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△8, 685	△16, 694
利益剰余金合計	△8, 685	△16, 694
株主資本合計	5, 179	1, 443
新株予約権	73	238
純資産合計	5, 252	1, 682
負債純資産合計	8, 510	11, 177

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
売上高	327	6,161
売上原価		
商品及び製品期首棚卸高	—	233
当期製品製造原価	※1 959	※1 5,230
当期商品仕入高	30	945
合計	989	6,409
他勘定振替高	※2 287	※2 327
商品及び製品期末棚卸高	233	1,466
売上原価合計	468	4,615
売上総利益又は売上総損失 (△)	△140	1,545
販売費及び一般管理費	※3 5,185	※3 6,486
営業損失 (△)	△5,326	△4,940
営業外収益		
受取利息	0	0
弁償金	—	5
受取奨励金	—	1
業務受託料	※1 0	※1 2
その他	2	2
営業外収益合計	3	10
営業外費用		
支払利息	106	※1 244
株式交付費	28	12
資金調達費用	269	479
為替差損	3	23
その他	6	9
営業外費用合計	414	769
経常損失 (△)	△5,737	△5,699
特別利益		
新株予約権戻入益	0	1
特別利益合計	0	1
特別損失		
固定資産除却損	※4 68	※4 85
固定資産売却損	—	※5 3
減損損失	347	2,211
特別損失合計	416	2,300
税引前当期純損失 (△)	△6,152	△7,999
法人税、住民税及び事業税	5	4
法人税等調整額	0	4
法人税等合計	5	9
当期純損失 (△)	△6,157	△8,008

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	2,913	2,873	2,873	△2,527	△2,527	3,258	2,708	5,967
当期変動額								
新株の発行	2,314	2,314	2,314	－	－	4,628	－	4,628
新株の発行（新株予約 権の行使）	1,725	1,725	1,725	－	－	3,450	－	3,450
当期純損失（△）	－	－	－	△6,157	△6,157	△6,157		△6,157
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	△2,635	△2,635
当期変動額合計	4,039	4,039	4,039	△6,157	△6,157	1,920	△2,635	△714
当期末残高	6,952	6,912	6,912	△8,685	△8,685	5,179	73	5,252

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益 剰余金				
当期首残高	6,952	6,912	6,912	△8,685	△8,685	5,179	73	5,252
当期変動額								
新株の発行	1,946	1,946	1,946	－	－	3,893	－	3,893
新株の発行（新株予約 権の行使）	190	190	190	－	－	380	－	380
当期純損失（△）	－	－	－	△8,008	△8,008	△8,008	－	△8,008
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	165	165
当期変動額合計	2,136	2,136	2,136	△8,008	△8,008	△3,735	165	△3,569
当期末残高	9,089	9,049	9,049	△16,694	△16,694	1,443	238	1,682

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 商品及び製品

月次総平均法

(2) 原材料

移動平均法

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。ただし、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～38年

機械及び装置 2～17年

車両運搬具 2～ 7年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

当事業年度末における受注案件に係る将来損失に備えるため、損失が発生すると見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(4) 製品保証引当金

製品保証の費用に備えるため、製品販売の際の無償保証や契約不適合責任等によって、翌事業年度以降に発生する保証費用見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)等は、以下のとおりです。

当社では、系統用蓄電池、産業・商業用蓄電池などの用途で利用可能な大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」などの製造販売及び稼働試験業務等を行うBESS事業、高圧工事不要で国内最速級(最大150kW、2台同時充電時:最大120kW)の蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の製造販売及び自社拠点でのEV充電サービスを行うEVCS事業、事業者向けの電力小売及び蓄電所運営事業者向けの蓄電池製品販売を行う電力事業を報告セグメントとしております。

これらの事業において発生する取引の対価は、履行義務充足後、1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(1) 蓄電池製品及び関連する商品の販売

BESS事業において「PowerX Mega Power」の、またBESS事業及びEVCS事業において「PowerX Hypercharger」の製造販売を行うとともに、関連する商品の販売を行っております。これらの製品及び商品の販売については、製品及び商品を引渡し顧客が検収した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

(2) EV充電サービス

EVCS事業において、自社開発の「PowerXアプリ」で予約可能な、顧客のEVに「PowerX Hypercharger」による急速充電を提供する、EV充電サービスを提供しております。EV充電サービスについては、顧客のEVへの充電が完了した時点で収益を認識しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 商品及び製品

月次総平均法

(2) 原材料

移動平均法

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。ただし、工具、器具及び備品については定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～38年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～7年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るもの

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。なお、当事業年度におきましては、支給見込額がないため計上しておりません。

(3) 受注損失引当金

当事業年度末における受注案件に係る将来損失に備えるため、損失が発生すると見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。なお、当事業年度におきましては、損失見込額がないため計上しておりません。

(4) 製品保証引当金

製品保証の費用に備えるため、製品販売の際の無償保証や契約不適合責任等によって、翌事業年度以降に発生する保証費用見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）等は、以下のとおりです。

当社では、系統用蓄電池、産業・商業用蓄電池などの用途で利用可能な大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」などの製造販売及び稼働試験業務等を行うBESS事業、高圧工事不要で国内最速級（最大150kW、2台同時充電時：最大120kW）の蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の製造販売及び自社拠点でのEV充電サービスを行うEVCS事業、事業者向けの電力小売及び蓄電所運営事業者向けの蓄電池製品販売を行う電力事業を報告セグメントとしております。

これらの事業において発生する取引の対価は、履行義務充足後、1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(1) 蓄電池製品及び関連する商品の販売

BESS事業及び電力事業において「PowerX Mega Power」の、またBESS事業及びEVCS事業において「PowerX Hypercharger」の製造販売を行うとともに、関連する商品の販売を行っております。これらの製品及び商品の販売については、製品及び商品を引渡し顧客が検収した時点で顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

(2) 役務の提供

当社では各事業において蓄電池に係る稼働試験業務等の役務の提供を行っております。このような役務の提供のうち、稼働試験業務等の開始から検収までの期間がごく短い契約については、検収時点において履行義務が充足されたものとみなし、当該時点で収益を認識しております。なお蓄電池製品及び関連する商品と稼働試験業務等は通常、合わせて販売しており、製品等の納入と稼働試験業務等が契約上で別個の履行義務と識別されるものに関しては、契約金額を独立販売価格として各履行義務へ配分しております。

(3) EV充電サービス

EVCS事業において、自社開発の「PowerXアプリ」で予約可能な、顧客のEVに「PowerX Hypercharger」による急速充電を提供する、EV充電サービスを提供しております。EV充電サービスについては、顧客のEVへの充電が完了した時点で収益を認識しております。

(4) 電力小売

電力事業では金融機関や事業会社などの需要家に対する電力小売を行っております。電力小売は電力供給契約に従って当社が契約期間にわたり顧客に対し電力を供給することが履行義務であり、供給した電力量等に応じて履行義務を充足し、毎月の供給量等に基づいて収益を認識しております。

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

固定資産の減損

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	5,528百万円
無形固定資産	178百万円
減損損失	347百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項 (重要な会計上の見積り) 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

固定資産の減損

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産	4,212百万円
無形固定資産	55百万円
減損損失	2,211百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項 (重要な会計上の見積り) 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
売掛金	232百万円	2,158百万円
契約資産	-百万円	1百万円
その他(流動資産)	0百万円	-百万円
商品及び製品	233百万円	1,466百万円
原材料及び貯蔵品	365百万円	668百万円
建物	1,916百万円	2,286百万円
機械及び装置	239百万円	384百万円
土地	1,001百万円	1,001百万円
関係会社株式	600百万円	610百万円
関係会社出資金	7百万円	7百万円
計	4,596百万円	8,585百万円

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
短期借入金	-百万円	2,693百万円
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,500百万円	3,500百万円
計	1,500百万円	6,193百万円

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2023年12月31日)	当事業年度 (2024年12月31日)
短期金銭債権	0百万円	0百万円
短期金銭債務	25百万円	378百万円
長期金銭債務	-百万円	187百万円

※3 財務制限条項等

「1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(連結貸借対照表関係) ※4 財務制限条項等」に記載した内容と同一であります。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
営業取引による取引高		
当期製品製造原価	90百万円	265百万円
営業取引以外の取引による取引高		
業務受託料	0百万円	1百万円
支払利息	-百万円	1百万円

※2 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
機械装置への振替高	279百万円	217百万円
販売費及び一般管理費への振替高	8百万円	105百万円
営業外費用への振替高	-百万円	3百万円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
給料及び手当	528百万円	765百万円
賞与引当金繰入額	16百万円	55百万円
役員賞与引当金繰入額	4百万円	-百万円
業務委託費	485百万円	814百万円
研究開発費	2,109百万円	2,411百万円

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19%、当事業年度19%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度81%、当事業年度81%であります。

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
建物	12百万円	-百万円
建設仮勘定	22百万円	-百万円
その他	0百万円	-百万円
解体撤去費用	33百万円	85百万円
合計	68百万円	85百万円

※5 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 1月 1日 至 2023年12月31日)	当事業年度 (自 2024年 1月 1日 至 2024年12月31日)
工具、器具及び備品	-百万円	3百万円
合計	-百万円	3百万円

(有価証券関係)

前事業年度(2023年12月31日)

子会社株式及び関係会社出資金は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関係会社出資金の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2023年12月31日
子会社株式	600
関係会社出資金	7
計	607

当事業年度(2024年12月31日)

子会社株式及び関係会社出資金は、市場価格のない株式等のため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関係会社出資金の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	2024年12月31日
子会社株式	610
関係会社出資金	7
計	617

(税効果会計関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	17百万円
賞与引当金	7百万円
株式報酬	13百万円
減価償却超過額	1百万円
繰延資産	7百万円
減損損失	178百万円
研究開発費	112百万円
ソフトウェア	156百万円
税務上の繰越欠損金	2,058百万円
その他	77百万円
繰延税金資産小計	2,630百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,058百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△571百万円
評価性引当額小計	△2,630百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△0百万円
繰延税金負債合計	△0百万円
繰延税金負債純額	△0百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	17百万円
賞与引当金	21百万円
株式報酬	64百万円
減価償却超過額	4百万円
繰延資産	27百万円
減損損失	845百万円
研究開発費	182百万円
ソフトウェア	259百万円
税務上の繰越欠損金	3,685百万円
その他	129百万円
繰延税金資産小計	5,237百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△3,685百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,552百万円
評価性引当額小計	△5,237百万円
繰延税金資産合計	－百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△4百万円
繰延税金負債合計	△4百万円
繰延税金負債純額	△4百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

3. 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることとなりました。

これに伴い、2027年1月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は30.6%から31.5%に変更されます。変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

(収益認識関係)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているので注記を省略しております。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているので注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(第三者割当による新株式の発行)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(シンジケートローン契約締結について)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(新株予約権の付与)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(優先株式の取得及び消却)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(株式分割の実施、発行可能株式総数及び単元株式数の変更)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④ 【附属明細表】（2024年12月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万 円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	2,299	143	-	2,443	157	107	2,286
機械及び装置	272	373	189 (189)	456	72	52	384
車両運搬具	70	38	-	109	32	22	76
工具、器具及び備品	300	73	14 (-)	359	162	111	196
土地	1,001	-	-	1,001	-	-	1,001
リース資産	-	167	-	167	2	2	165
建設仮勘定	1,726	711	2,337 (1,858)	100	-	-	100
有形固定資産計	5,671	1,509	2,541 (2,047)	4,639	426	295	4,212
無形固定資産							
商標権	0	-	-	0	0	0	0
ソフトウェア	-	61	-	61	6	6	55
ソフトウェア仮勘定	178	45	224 (163)	-	-	-	-
無形固定資産計	178	107	224 (163)	61	6	6	55

(注) 1. 当期増加額の主な内訳は以下のとおりであります。

建物	Power Baseの工場設備改修	89百万円
機械及び装置	EVCS事業の自社CS拠点充電設備	262百万円
リース資産	電力事業における蓄電池設備	167百万円
建設仮勘定	Power Baseの水冷モジュール生産設備	552百万円

2. 当期減少額の主な内訳は以下のとおりであります。

機械及び装置	EVCS事業の自社CS拠点充電設備の減損処理	189百万円
建設仮勘定	Power Baseの水冷モジュール生産設備の減損処理	1,858百万円
ソフトウェア仮勘定	製造管理システムの減損処理	163百万円

3. 当期減少額の () は内数で、当期の減損損失計上額であります。

4. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	23	68	23	-	68
役員賞与引当金	4	-	4	-	-
受注損失引当金	70	-	70	-	-
製品保証引当金	1	21	1	-	21

- (2) 【主な資産及び負債の内容】(2024年12月31日現在)
- 連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

- (3) 【その他】
- 該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株) 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株)
取次所	三井住友信託銀行(株) 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株) 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行(株)
取次所	三井住友信託銀行(株) 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://power-x.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動数	価格(単価)(円)	移動理由
2023年8月15日	—	—	—	Double Hawkfeather Pte. Ltd. Sole Shareholder Yoshimasa Abe	100 Peck Seah Street, #11-09 PS100, Singapore 079333	特別利害関係者等(大株主上位10名)	第4回J-KISS型新株予約権△20個 B-1種優先株式 89株	—	第4回J-KISS型新株予約権のB-1種優先株式への転換
2024年9月20日	—	—	—	小嶋 祐輔	(注)4	特別利害関係者等(当社執行役)	第6回J-KISS型新株予約権△3個 C-1種優先株式 10株	—	第6回J-KISS型新株予約権のC-1種優先株式への転換
2024年9月20日	—	—	—	森居 紘平	(注)4	特別利害関係者等(当社執行役)	第6回J-KISS型新株予約権△1個 C-1種優先株式 3株	—	第6回J-KISS型新株予約権のC-1種優先株式への転換
2024年10月31日	—	—	—	Paolo Cerruti	(注)4	特別利害関係者等(当社社外取締役)	第6回J-KISS型新株予約権△3個 C-1種優先株式 10株	—	第6回J-KISS型新株予約権のC-1種優先株式への転換
2024年10月31日	—	—	—	Mark Tercek	(注)4	特別利害関係者等(当社社外取締役)	第6回J-KISS型新株予約権△3個 C-1種優先株式 10株	—	第6回J-KISS型新株予約権のC-1種優先株式への転換
2025年6月17日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	(注)5	(注)5	当社従業員	普通株式 7株	7,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年6月17日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	(注)5	(注)5	当社従業員	普通株式 6株	6,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年6月17日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	吉田 誠之助	東京都港区	当社の株主	普通株式 4株	4,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年6月17日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	吉田 誠之助	東京都港区	当社の株主	普通株式 4株	4,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年6月17日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	小川 雅人	京都府京都市左京区	当社の株主	普通株式 4株	4,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動数	価格(単価) (円)	移動理由
2025年6月17日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	小川 雅人	京都府京都市左京区	当社の株主	普通株式 4株	4,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年6月17日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	王 貞治	東京都港区	当社の株主	普通株式 4株	4,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年6月17日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	王 貞治	東京都港区	当社の株主	普通株式 4株	4,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年6月17日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	永伸商事株式会社 代表取締役 山本 伸次	鳥取県米子市泉706番地473	当社の株主	普通株式 4株	4,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年6月17日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	永伸商事株式会社 代表取締役 山本 伸次	鳥取県米子市泉706番地473	当社の株主	普通株式 4株	4,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年6月17日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	佐藤 昌子	東京都港区	当社の株主	普通株式 2株	2,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年6月17日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	佐藤 昌子	東京都港区	当社の株主	普通株式 3株	3,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年6月17日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	チェン ミン	東京都港区	当社の株主	普通株式 1株	1,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年6月17日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	チェン ミン	東京都港区	当社の株主	普通株式 2株	2,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動数	価格(単価) (円)	移動理由
2025年7月28日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	大西 英之	(注)4	特別利害関係者等(当社子会社取締役)	普通株式 7株	7,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	大西 英之	(注)4	特別利害関係者等(当社子会社取締役)	普通株式 6株	6,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	呉 兆顕	東京都渋谷区	当社の株主	普通株式 2株	2,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	呉 兆顕	東京都渋谷区	当社の株主	普通株式 3株	3,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	株式会社ウエルフェアグループ 代表取締役 西村 昭徳	三重県伊勢市黒瀬町865番1	当社の株主	普通株式 2株	2,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	株式会社ウエルフェアグループ 代表取締役 西村 昭徳	三重県伊勢市黒瀬町865番1	当社の株主	普通株式 2株	2,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	青木 良行	神奈川県横浜市青葉区	当社の株主	普通株式 1株	1,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	青木 良行	神奈川県横浜市青葉区	当社の株主	普通株式 1株	1,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	国吉 誠	千葉県市川市	当社の株主	普通株式 2株	2,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動数	価格(単価) (円)	移動理由
2025年7月28日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	国吉 誠	千葉県市川市	当社の株主	普通株式 2株	2,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	宮原 一郎	岡山県岡山市北区	当社の株主	普通株式 1株	1,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	宮原 一郎	岡山県岡山市北区	当社の株主	普通株式 1株	1,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	夕田 清史	東京都文京区	当社の株主	普通株式 1株	1,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	夕田 清史	東京都文京区	当社の株主	普通株式 1株	1,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	大江 太人	東京都文京区	当社の株主	普通株式 1株	1,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	大江 太人	東京都文京区	当社の株主	普通株式 1株	1,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年7月28日	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	(注)5	(注)5	当社従業員	普通株式 1株	1,000,000 (1,000,000)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2025年8月1日	—	—	—	株式会社 FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕	東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー	特別利害関係者等(役員等)により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	AA種株式 △2,500株 C種優先株式 △14株 普通株式 2,514株	—	(注)7

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動数	価格(単価)(円)	移動理由
2025年8月1日	—	—	—	アキュメン株式会社 代表取締役 鍵本 忠尚	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社、大株主上位10名)	AA種株式 △2,500株 普通株式 2,500株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	今治造船株式会社 代表取締役 檜垣 幸人	愛媛県今治市湖真町一丁目4番52号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △77株 A-2種優先株式 △2,037株 C種優先株式 △70株 普通株式 2,184株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	日本瓦斯株式会社 代表取締役 柏谷 邦彦	東京都渋谷区代々木四丁目31番地8号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △916株 B種優先株式 △224株 普通株式 1,140株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	日本郵船株式会社 代表取締役 曾我 貴也	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △917株 普通株式 917株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	伊藤忠商事株式会社 代表取締役 石井 敬太	東京都港区北青山二丁目5番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △550株 C種優先株式 △350株 普通株式 900株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	FRONTIVE X LIMITED Director Gaku Sato	16 Great Queen Street, Covent Garden, London, United Kingdom, WC2B 5AH	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △687株 B種優先株式 △123株 C種優先株式 △69株 普通株式 879株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	株式会社三菱UFJ銀行 代表取締役 半沢 淳一	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △507株 C種優先株式 △349株 普通株式 856株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	SpiralCapitalJapanFund2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Spiral Capital LLP 代表組合員 奥野 友和	東京都港区虎ノ門五丁目11番1号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A種優先株式 △551株 B種優先株式 △215株 C種優先株式 △7株 普通株式 773株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	持田 昌典	東京都港区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	A-1種優先株式 △696株 普通株式 696株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	大西 英之	(注)4	特別利害関係者等(当子会社取締役)	C種優先株式 △96株 普通株式 96株	—	(注)7

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動数	価格(単価)(円)	移動理由
2025年8月1日	—	—	—	Mark Tercek	(注)4	特別利害関係者等(当社取締役)	A-1種優先株式 △36株 C-1種優先株式 △10株 普通株式 46株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	Paolo Cerruti	(注)4	特別利害関係者等(当社取締役)	A種優先株式 △9株 A-1種優先株式 △18株 C-1種優先株式 △10株 普通株式 37株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	Caesar Sengupta	(注)4	特別利害関係者等(当社取締役)	A種優先株式 △18株 A-1種優先株式 △18株 普通株式 36株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	藤田 利之	(注)4	特別利害関係者等(当社執行役)	A-1種優先株式 △36株 普通株式 36株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	池添 通則	(注)4	特別利害関係者等(当社執行役)	B種優先株式 △14株 普通株式 14株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	小嶋 祐輔	(注)4	特別利害関係者等(当社執行役)	C-1種優先株式 △10株 普通株式 10株	—	(注)7
2025年8月1日	—	—	—	森居 紘平	(注)4	特別利害関係者等(当社執行役)	C-1種優先株式 △3株 普通株式 3株	—	(注)7

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第266条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、基準事業年度(「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。)の末日から起算して2年前の日(2023年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてとされており。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされており。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされており。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされており。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされており。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 当社及び当社子会社の役員であるため、「住所」については記載しておりません。
5. 当社の従業員であるため、「氏名又は名称」及び「住所」については記載しておりません。
6. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
7. 2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、C種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。なお、当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
8. 2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行年月日	2023年7月14日	2023年8月15日	2024年9月13日
種類	B種優先株式 (注)9	B種優先株式 (注)9	C種優先株式 (注)9
発行数	1,371株	1,938株	1,455株
発行価格	1,398,656円 (注)5	1,398,656円 (注)5	1,430,421円 (注)5
資本組入額	699,328円	699,328円	715,210.5円
発行価額の総額	1,917,557,376円	2,710,595,328円	2,081,262,555円
資本組入額の総額	958,778,688円	1,355,297,664円	1,040,631,278円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	(注)2

項目	株式④	株式⑤	株式⑥
発行年月日	2024年10月31日	2024年10月31日	2024年11月29日
種類	C種優先株式 (注)9	C種優先株式 (注)9	C種優先株式 (注)9
発行数	369株	73株	384株
発行価格	1,430,421円 (注)5	1,430,421円 (注)5	1,430,421円 (注)5
資本組入額	715,210.5円	715,210.5円	715,210.5円
発行価額の総額	527,825,349円	104,420,733円	549,281,664円
資本組入額の総額	263,912,675円	52,210,367円	274,640,832円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2

項目	株式⑦	株式⑧	株式⑨
発行年月日	2024年12月30日	2025年2月28日	2025年3月7日
種類	C種優先株式 (注)9	C種優先株式 (注)9	C種優先株式 (注)9
発行数	441株	329株	619株
発行価格	1,430,421円 (注)5	1,430,421円 (注)5	1,430,421円 (注)5
資本組入額	715,210.5円	715,210.5円	715,210.5円
発行価額の総額	630,815,661円	470,608,509円	885,430,599円
資本組入額の総額	315,407,831円	235,304,255円	442,715,299円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2

項目	株式⑩	株式⑪
発行年月日	2025年6月17日	2025年7月28日
種類	C種優先株式 (注)9	C種優先株式 (注)9
発行数	106株	102株
発行価格	1,430,421円 (注)5	1,430,421円 (注)5
資本組入額	715,210.5円	715,210.5円
発行価額の総額	151,624,626円	145,902,942円
資本組入額の総額	75,812,313円	72,951,471円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

項目	新株予約権① (注)6	新株予約権② (注)8	新株予約権③ (注)8
発行年月日	2023年2月3日	2023年10月13日	2023年10月13日
種類	第5回J-KISS型 新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行数	第5回J-KISS型新株予約権 150個	普通株式 322,000株 (注)10	普通株式 914,000株 (注)10
発行価格	5,000,000円 (注)5	710.2円 (注)5、10	712.4円 (注)5、10
資本組入額	2,500,000円	355.1円	356.2円
発行価額の総額	750,000,000円	228,684,400円	651,133,600円
資本組入額の総額	375,000,000円	114,342,200円	325,566,800円
発行方法	2023年1月26日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条の規定に基づく第5回J-KISS型新株予約権の発行に関する決議を行っております。	2023年10月13日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の発行に関する決議を行っております。	2023年10月13日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の発行に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権④ (注)8	新株予約権⑤ (注)8	新株予約権⑥ (注)7
発行年月日	2023年10月13日	2023年10月13日	2024年6月28日
種類	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第6回J-KISS型 新株予約権
発行数	普通株式 95,000株 (注)10	普通株式 563,000株 (注)10	第6回J-KISS型新株予約権 76個
発行価格	712.4円 (注)5、10	60円 (注)5、10	5,000,000円 (注)5
資本組入額	356.2円	30円	2,500,000円
発行価額の総額	67,678,000円	33,780,000円	380,000,000円
資本組入額の総額	33,839,000円	16,890,000円	190,000,000円
発行方法	2023年10月13日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の発行に関する決議を行っております。	2023年10月13日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の発行に関する決議を行っております。	2024年6月12日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条の規定に基づく第6回J-KISS型新株予約権の発行に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注)3

項目	新株予約権⑦ (注)8	新株予約権⑧ (注)8
発行年月日	2025年5月20日	2025年5月20日
種類	第11回新株予約権	第12回新株予約権
発行数	普通株式 565,000株 (注)10	普通株式 782,000株 (注)10
発行価格	783円 (注)5、10	770円 (注)5、10
資本組入額	391.5円	385円
発行価額の総額	442,395,000円	602,140,000円
資本組入額の総額	221,197,500円	301,070,000円
発行方法	2025年4月25日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の発行に関する決議を行っております。	2025年4月25日開催の臨時株主総会において会社法第236条、第238条の規定に基づく新株予約権の発行に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3、4	(注)4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下、「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第270条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権(会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当て(募集新株予約権の割当てと同様の効果を有すると認められる自己新株予約権(同施行規則第272条に規定する新株予約権を除く。)の割当てを含む。以下同じ。)を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集新株予約権(行使等により取得する株式等を含む。)の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める

事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (3) 同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (4) 当社が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (5) 当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年12月31日であります。
2. 同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第270条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権(以下「割当新株予約権」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
4. 同施行規則第272条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
5. 株式及び新株予約権の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (a) 本新株予約権の目的たる株式(以下、「転換対象株式」という。)の種類は当社の普通株式とする。ただし、次回株式資金調達(第(2)項(a)号に定義される。以下同じ。)において発行される株式が普通株式以外の種類株式である場合には、以下のいずれかとする。
 - (i) 当該種類株式の発行価額が転換価額(第(2)項(a)号に定義される。以下同じ。)と同一の場合には、当該種類株式
 - (ii) 当該種類株式の発行価額が転換価額と異なる場合には、当該種類株式の内容につき、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額が転換価額と等しくなるよう適切に調整され、その他必要な調整が行われた当該種類株式とは異なる種類株式
 - (b) 本新株予約権の行使もしくは取得により当社が転換対象株式を新たに発行し、またはこれに替えて当社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得られる数(小数点以下切り捨て)とする。ただし、本新株予約権の行使または取得により各本新株予約権者に交付されることとなる株式の合計数に1株未満の端数が生じるときは、当該1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (2) 転換価額
 - (a) 「転換価額」とは、割当日以降に資金調達を目的として当社が行う(一連の)株式の発行(当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が3,000,000,000円以上のものに限るものとし、以下、「次回株式資金調達」という。)における1株あたり発行価額に0.85を乗じた額(小数点以下切上げ)をいう。
 - (b) 前号にかかわらず、割当日の18ヶ月後の応当日(以下、「転換期限」という。)以降における転換価額は、24,000,000,000円(以下、「評価額上限」という。)を第(5)(b)号に基づく承認がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額(小数点以下切上げ)とする。なお、「完全希釈化後株式数」とは、当社の発行済普通株式の総数(ただし、自己株式を除く。)をいう。ただし、完全希釈化後株式数の算出上、普通株式以外の株式等(ただし、本新株予約権及び転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を除く。)についてはその時点で全て普通株式に転換されまたは当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定し、本号(c)の場合を除き、当社において発行を決定し未だ未発行の新株予約権があるときは、当該新株予約権のすべてが行使され普通株式が発行されたものと仮定する。「株式等」とは、当社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当社の株式を取得できる権利をいう。
 - (c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日または転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合における転換価額は、評価額上限を当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額(小数点以下切上げ)とする。なお、「支配権移転取引等」とは、(i) 事業の全部または実質的に全部(ただし、本会社の計算書類(本会社が監査役または会計監査人を選任して

いる場合には、監査済みのものに限る。以下本条において同じ。)における総資産の2分の1以上の資産の移転を伴う場合、または、本会社の直近の決算に係る計算書類において当該移転する事業に係る本会社の売上高が総売上高の2分の1以上に該当する場合を意味する。以下同じ。)の譲渡(ただし、本会社及び本会社と実質的支配関係(共通の実質的支配関係にある場合を含み、実質的支配関係とは、議決権によると契約によるとその他の方法によるとを問わず、一方当事者が他方当事者に対して経営についての指示を行う権限を保有している関係をいう。以下同じ。)のある第三者に対する事業譲渡を除く。)、(ii) 合併、株式交換または株式移転(ただし、かかる行為の直前における当社の株主が、存続会社または親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。)、(iii) 事業の全部または実質的に全部を第三者に承継させる会社分割(ただし、本会社及び本会社と実質的支配関係(共通の実質的支配関係にある場合を含む。)のある第三者に対する会社分割を除く。)、(iv) 第三者が、当社の総株主の議決権の過半数を保有することになる株式等の譲渡または移転(株式交付による場合を含む。)、または(v) 当社の解散もしくは清算をいう。

- (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。
 - (4) 本新株予約権を行使することができる期間
各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。
 - (5) 本新株予約権の行使の条件
 - (a) 本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。ただし、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、または次回株式資金調達の実行日もしくは転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合はこの限りではない。
 - (b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権(転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を含む。以下本(b)号において同じ。)の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。
 - (6) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項
 - (a) 当社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当社の株主総会(当社が取締役会設置会社である場合には取締役会)が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権を取得するのと引換えに、第(1)項(b)号に基づいて算出される数の転換対象株式を交付する。
 - (b) 前(a)号の定めにより本新株予約権を取得する場合、当社は、取得日の2週間前までに本新株予約権の保有者に対して、その旨及び転換対象株式の内容その他当該次回株式資金調達における株式発行の条件を書面にて通知するものとする。
 - (7) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項
 - (a) 当社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合で、かつ、当社の株主総会(当社が取締役会設置会社である場合には取締役会)が本新株予約権を取得する日(ただし、当該取引の実行日までの日とする。)を別途定めたときは、当社は、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額の1倍に相当する金銭を交付することができる。
 - (b) 当社は、前(a)号に基づき本新株予約権を取得する日の2週間前までに本新株予約権の保有者に対して、支配権移転取引等の条件を書面で通知するものとする。
 - (8) 譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、株主総会(当社が取締役会設置会社である場合には取締役会)の承認を要する。
 - (9) 資本金及び資本準備金に関する事項
 - (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
 - (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から同(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (c) 株式を対価とする新株予約権の取得条項により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第18条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
 - (d) 株式を対価とする新株予約権の取得条項により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(c)記載の資本金等増加限度額から同(c)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (e) 第(6)項に基づいて当社が本新株予約権を取得した場合には、当社は取得と同時に当該新株予約権を全て消却する。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (a) 本新株予約権の目的たる株式(以下「転換対象株式」という。)の種類は当社の普通株式とする。ただし、(i) 次回株式資金調達(第(2)項(a)号に定義される。以下同じ。)において発行される株式が普

通株式以外の種類株式である場合には、以下のいずれかとし、(ii)次回株式資金調達が発生する前に支配権移転取引等を行うことを当社が承認した場合には、B種優先株式とする。

- (x) 当該種類株式の発行価額が転換価額（第(2)項(a)号に定義される。以下同じ。）と同一の場合には、当該種類株式
 - (y) 当該種類株式の発行価額が転換価額と異なる場合には、当該種類株式の内容につき、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額が転換価額と等しくなるよう適切に調整され、その他必要な調整が行われた当該種類株式とは異なる種類株式
 - (b) 本新株予約権の行使により当社が転換対象株式を新たに発行し、またはこれに替えて当社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額を転換価額で除して得られる数とする。ただし、本新株予約権の行使により本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に交付されることとなる株式の合計数（本新株予約権を複数保有する本新株予約権者にあつては、当該本新株予約権者が行使する本新株予約権全てに対して交付されることとなる株式の合計数）に1株未満の端数が生じるときは、会社法第236条第1項第9号に基づき、当該1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- (2) 転換価額
- (a) 「転換価額」とは、割当日以降に資金調達を目的として当社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が2,000,000,000円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。）における1株あたり発行価額に0.9を乗じた額（小数点以下切上げ）または1,398,656円のうち、いずれか高い金額をいう。
 - (b) 前号にかかわらず、割当日の18ヶ月後の応当日（以下「転換期限」という。）以降における転換価額は、1,398,656円とする。
 - (c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日または転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合における転換価額は、1,398,656円とする。なお、「支配権移転取引等」とは、(i) 事業の全部または実質的に全部（ただし、本会社の計算書類（本会社が監査役または会計監査人を選任している場合には、監査済みのものに限る。以下本条において同じ。）における総資産の2分の1以上の資産の移転を伴う場合、または、本会社の直近の決算に係る計算書類において当該移転する事業に係る本会社の売上高が総売上高の2分の1以上に該当する場合を意味する。以下同じ。）の譲渡（ただし、本会社及び本会社と実質的支配関係（共通の実質的支配関係にある場合を含み、実質的支配関係とは、議決権によると契約によるとその他の方法によるとを問わず、一方当事者が他方当事者に対して経営についての指示を行う権限を保有している関係をいう。以下同じ。）のある第三者に対する事業譲渡を除く。）、(ii) 合併、株式交換または株式移転、(iii) 事業の全部または実質的に全部を第三者に承継させる会社分割（ただし、本会社及び本会社と実質的支配関係（共通の実質的支配関係にある場合を含む。）のある第三者に対する会社分割を除く。）、(iv) 第三者が、当社の総株主の議決権の過半数を保有することになる株式等の譲渡または移転（株式交付による場合を含む。）、または(v) 当社の解散もしくは清算をいう。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。
 - (4) 本新株予約権を行使することができる期間
各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。
 - (5) 本新株予約権の行使の条件
 - (a) 本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。ただし、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、または次回株式資金調達の実行日もしくは転換期限以前に支配権移転取引等を当社が承認した場合はこの限りではない。
 - (b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権（転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権を含む。以下本(b)号において同じ。）の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。
 - (6) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項
 - (a) 当社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合又は次回株式資金調達が発生する前に支配権移転取引等を行うことを承認した場合、当該取引の実行日までの日であつて当会社の株主総会（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権をすべて取得するものとし、当社は本新株予約権を取得するのと引換えに、第5第(1)項(b)号に基づいて算出される数の転換対象株式を交付する。
 - (b) 前(a)号の定めにより本新株予約権を取得する場合、当社は、取得日の2週間前までに本新株予約権の保有者に対して、その旨及び転換対象株式の内容その他当該次回株式資金調達における株式発行の条件を書面にて通知するものとする。
 - (7) 譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、株主総会（当社が取締役会設置会社である場合には取締役会）の承認を要する。
 - (8) 資本金及び資本準備金に関する事項

- (a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
- (b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から同(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (c) 株式を対価とする新株予約権の取得条項により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、会社計算規則第18条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。
- (d) 株式を対価とする新株予約権の取得条項により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(c)記載の資本金等増加限度額から同(c)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (e) 第(6)項に基づいて当社が本新株予約権を取得した場合には、当社は取得と同時に当該新株予約権を全て消却する。
8. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりであります。

	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④	新株予約権⑤
行使時の払込金額	1株につき696円	1株につき696円	1株につき696円	1株につき60円
行使期間	2023年10月25日から 2033年10月24日まで	2023年10月25日から 2033年10月24日まで	2023年10月25日から 2033年10月24日まで	2023年10月25日から 2033年10月24日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。
新株予約権の譲 渡に関する事項	同上	同上	同上	同上

	新株予約権⑦	新株予約権⑧
行使時の払込金額	1株につき770円	1株につき770円
行使期間	2025年5月20日から 2035年5月19日まで	2027年4月25日から 2035年4月24日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。
新株予約権の譲 渡に関する事項	同上	同上

なお、有償発行している新株予約権の発行価格については、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

9. 2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、C種優先株式102株について、その所有者である株主から普通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。
10. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより、新株予約権については当該株式分割後の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しておりますが、株式についてはいずれも株式分割前に実施された取引であることから、当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
センコーグループホールディングス株式会社 代表取締役社長 福田 泰久 資本金 39,483百万円 ナミックス株式会社 代表取締役社長 小田嶋 壽信 資本金 80百万円 株式会社脱炭素化支援機構 代表取締役社長 田吉 禎彦 資本金 36,000百万円 Spiral Capital Japan Fund2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Spiral Capital LLP 代表組合員 奥野 友和 日本瓦斯株式会社 代表取締役社長 柏谷 邦彦 資本金 7,070百万円 東北電力株式会社 代表取締役社長 石山 一弘 資本金 251,441百万円	東京都江東区潮見二丁目8番10号 新潟県新潟市北区濁川3993番地 東京都港区虎ノ門一丁目21番19号 東京都港区虎ノ門五丁目11番1号 東京都渋谷区代々木四丁目31番地8号 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	総合物流業 電子部品製造 投資事業 投資事業組合 小売業 電力会社	358 358 357 215 48 35	500,718,848 (1,398,656) 500,718,848 (1,398,656) 499,320,192 (1,398,656) 300,711,040 (1,398,656) 67,135,488 (1,398,656) 48,952,960 (1,398,656)	当社の取引先 — 当社の取引先 特別利害関係者等 (大株主上位10名) 特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の取引先

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
石油資源開発株式会社 代表取締役社長 山下 通郎 資本金 14,288百万円 株式会社安川電機 代表取締役社長 小川 昌寛 資本金 30,562百万円 NEC and Translink Orchestrating Future Fund, L.P. 無限責任組合員 Managing Director 大谷 俊哉	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号	鉱業	358	500,718,848 (1,398,656)	—
森トラスト株式会社 代表取締役社長 伊達 美和子 資本金 30,000百万円 日本瓦斯株式会社 代表取締役社長 柏谷 邦彦 資本金 7,070百万円 Benjamin William Ferguson	福岡県北九州市八幡西区 黒崎城石2番1号	メカトロニクス製品製造	357	499,320,192 (1,398,656)	—
Japan Airlines & TransLink Innovation Fund, L.P. 無限責任組合員 Translink Capital Managing Director 大谷 俊哉	530 Lytton Ave., Suite 300, Palo Alto, CA 94301	投資事業組合	357	499,320,192 (1,398,656)	—
FRONTIVE X LIMITED Director Gaku Sato 資本金 1百GBP パワーエックス従業員持 株会 理事長 坪田 舞	東京都港区虎ノ門二丁目 3番17号	不動産ディベ ロッパー	214	299,312,384 (1,398,656)	—
池添 通則	東京都渋谷区代々木四丁 目31番地8号	小売業	176	246,163,456 (1,398,656)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
	東京都港区	個人投資家	144	201,406,464 (1,398,656)	—
	530 Lytton Ave., Suite 300, Palo Alto, CA 94301	投資事業組合	142	198,609,152 (1,398,656)	—
	16 Great Queen Street, Covent Garden, London, United Kingdom, WC2B 5AH	投資事業	123	172,034,688 (1,398,656)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
	東京都港区赤坂九丁目7 番1号 ミッドタウン・タ ワー43階	当社従業員持 株会	53	74,128,768 (1,398,656)	当社従業員持株会
	(注)	会社役員	14	19,581,184 (1,398,656)	特別利害関係者等 (当社執行役)

(注) 当社の役員であるため、「住所」については記載しておりません。

株式③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
戸田建設株式会社 代表取締役社長 大谷 清介 資本金 23,001百万円 SMB C日興証券株式会 社 取締役社長 吉岡 秀二 資本金 135,000百万円 株式会社中国銀行 取締役頭取 加藤 貞則 資本金 15,149百万円 パワーエックス従業員持 株会 理事長 坪田 舞 ちゅうぎんインパクトフ ァンド投資事業有限責任 組合 無限責任組合 株式会社ちゅうぎんキャ ピタルパートナーズ 代表取締役 小橋 栄紀 資本金 200百万円 FRONTIVE X LIMITED Director Gaku Sato 資本金 1百GBP	東京都中央区八丁堀二丁 目8番5号 東京都千代田区丸の内三 丁目3番1号 岡山県岡山市北区丸の内 一丁目15番20号 東京都港区赤坂九丁目7 番1号 ミッドタウン・タ ワー43階 岡山県岡山市北区丸の内 一丁目15番20号ちゅうぎ ん本店ビル9階	総合建設業 金融業 金融業 当社従業員持 株会 投資事業組合	558 349 210 104 70	798,174,918 (1,430,421) 499,216,929 (1,430,421) 300,388,410 (1,430,421) 148,763,784 (1,430,421) 100,129,470 (1,430,421)	当社の取引先 当社の取引先 当社の取引先 当社従業員持株会 —
吉田 誠之助	東京都港区	会社役員	21	30,038,841 (1,430,421)	当社の外部協力者
小川 雅人	京都府京都市左京区	会社役員	21	30,038,841 (1,430,421)	—
王 貞治	東京都港区	個人投資家	21	30,038,841 (1,430,421)	—
Spiral Capital Japan Fund2号投資事業有限責 任組合 無限責任組合員 Spiral Capital LLP 代表組合員 奥野 友和	東京都港区虎ノ門五丁目 11番1号	投資事業組合	7	10,012,947 (1,430,421)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注)上記のほか、当社の従業員1名が株式の取得者であり、総数35株が割当られております。

株式④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
東邦瓦斯株式会社 代表取締役社長 山崎 聡志 資本金 33,072百万円	愛知県名古屋市中熱田区桜 田町19番18号	小売業	350	500,647,350 (1,430,421)	—
松田 久	岡山県岡山市北区	会社役員	5	7,152,105 (1,430,421)	当社の外部協力者
株式会社FAROUT 代表取締役 伊藤 正裕 資本金 1百万円	東京都港区六本木一丁目 6番1号	資産管理業	14	20,025,894 (1,430,421)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

株式⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
吉田 誠之助	東京都港区	会社役員	21	30,038,841 (1,430,421)	当社の外部協力者
小川 雅人	京都府京都市左京区	会社役員	21	30,038,841 (1,430,421)	—
王 貞治	東京都港区	個人投資家	21	30,038,841 (1,430,421)	—
FRONTIVE X LIMITED Director Gaku Sato 資本金 1百GBP	16 Great Queen Street, Covent Garden, London, United Kingdom, WC2B 5AH	投資事業	10	14,304,210 (1,430,421)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

株式⑥

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
豊田通商株式会社 取締役社長 今井 斗志光 資本金 64,936百万円 Nagata and Company株式 会社 代表取締役 永田 良一 資本金 10百万円	名古屋市中村区名駅四丁 目9番8号	総合商社	349	499,216,929 (1,430,421)	当社の取引先
	鹿児島県鹿児島市唐湊四 丁目21番1号	不動産業	35	50,064,735 (1,430,421)	—

株式⑦

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
伊藤忠商事株式会社 代表取締役社長 石井 敬太 資本金 253,448百万円 永伸商事株式会社 代表取締役 山本 伸次 資本金 60百万円	東京都港区北青山二丁目 5番1号	総合商社	350	500,647,350 (1,430,421)	当社の取引先
	鳥取県米子市泉706番473 号	小売業	42	60,077,682 (1,430,421)	—
寺田 親弘	東京都杉並区	会社役員	35	50,064,735 (1,430,421)	—
中村 春雄	東京都渋谷区	会社役員	14	20,025,894 (1,430,421)	—

株式⑧

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
今治造船株式会社 代表取締役社長 檜垣 幸人 資本金 300,000百万円	愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号	造船業	70	100,129,470 (1,430,421)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
正栄汽船株式会社 代表取締役社長 檜垣 幸人 資本金 60百万円	愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号	造船業	70	100,129,470 (1,430,421)	—
大西 英之	(注)	会社役員	70	100,129,470 (1,430,421)	特別利害関係者等 (当子会社取締役)
川崎 敦司	大阪府八尾市	個人投資家	35	50,064,735 (1,430,421)	—
吉田 誠之助	東京都港区	会社役員	21	30,038,841 (1,430,421)	当社の外部協力者
小川 雅人	京都府京都市左京区	会社役員	21	30,038,841 (1,430,421)	—
王 貞治	東京都港区	個人投資家	21	30,038,841 (1,430,421)	—
永伸商事株式会社 代表取締役 山本 伸次 資本金 60百万円	鳥取県米子市泉706番473号	小売業	21	30,038,841 (1,430,421)	—

(注) 当子会社の役員であるため、「住所」については記載していません。

株式⑨

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社三菱UFJ銀行 取締役頭取執行役員 半沢 淳一 資本金 1,711,958百万円	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	金融機関	349	499,216,929 (1,430,421)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Solaris ESG Master Fund LP General Partner ソラリス・マネージメン ト株式会社 代表取締役 戸矢 博明 資本金 85百万円	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、サウスチ ャーチストリート103、 ハーバープレイス4階	投資事業	189	270,349,569 (1,430,421)	—
パワーエックス従業員持 株会 理事長 坪田 舞	東京都港区赤坂九丁目7 番1号 ミッドタウン・タ ワー43階	当社従業員持 株会	41	58,647,261 (1,430,421)	当社従業員持株会
浅田 一憲	北海道札幌市清田区	会社役員	20	28,608,420 (1,430,421)	—
浅田 風太	東京都中央区	会社役員	20	28,608,420 (1,430,421)	—

株式⑩

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
永伸商事株式会社 代表取締役 山本 伸次 資本金 60百万円	鳥取県米子市泉706番473号	小売業	16	22,886,736 (1,430,421)	—
吉田 誠之助	東京都港区	会社役員	16	22,886,736 (1,430,421)	当社の外部協力者
小川 雅人	京都府京都市左京区	会社役員	16	22,886,736 (1,430,421)	—
王 貞治	東京都港区	個人投資家	16	22,886,736 (1,430,421)	—
佐藤 昌子	東京都港区	個人投資家	10	14,304,210 (1,430,421)	—
チェン ミンミン	東京都港区	コンサルタント	6	8,582,526 (1,430,421)	当社の外部協力者

(注) 上記のほか、当社の従業員1名が株式の取得者であり、総数26株が割当られております。

株式⑪

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
パワーエックス従業員 持株会 理事長 坪田 舞	東京都港区赤坂九丁目7番1号 ミッドタウン・タワー43階	当社従業員持株会	32	45,773,472 (1,430,421)	当社従業員持株会
大西 英之	(注)1	会社役員	26	37,190,946 (1,430,421)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
呉 兆顕	東京都渋谷区	会社役員	10	14,304,210 (1,430,421)	—
株式会社ウェルフェア グループ 代表取締役 西村 昭徳 資本金 5百万円	三重県伊勢市黒瀬町865番1	介護施設運営	8	11,443,368 (1,430,421)	—
国吉 誠	千葉県市川市	会社役員	8	11,443,368 (1,430,421)	当社の外部協力者
青木 良行	神奈川県横浜市青葉区	会社役員	4	5,721,684 (1,430,421)	—
大江 太人	東京都文京区	会社役員	4	5,721,684 (1,430,421)	—
宮原 一郎	岡山県岡山市北区	会社役員	4	5,721,684 (1,430,421)	—
夕田 清史	東京都文京区	会社員	4	5,721,684 (1,430,421)	—

(注)1. 当社の役員であるため、「住所」については記載しておりません

2. 上記のほか、当社の従業員1名が株式の取得者であり、総数2株が割当られております。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当個数 (個)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
MY Asian Opportunities Master Fund, L.P., Acting throughits General Partner MY Asian Opportunities GP Limited Director Kevin Carr ちゅうぎんインパクトフ ァンド投資事業有限責任 組合 株式会社ちゅうぎんキャ ピタルパートナーズ 代表取締役 小橋 栄紀 資本金 200百万円 MY Japan Focused Master Fund, L.P., acting throughits General Partner MY Japan Focused GP Limited Director Kevin Carr	MY.AlphaManagement HK Advisors Limited, Level18, Two Chinachem Central, 26Des Voeux Road Centra	投資事業組合	84	420,000,000 (5,000,000)	—
株式会社ちゅうぎんキャ ピタルパートナーズ 代表取締役 小橋 栄紀 資本金 200百万円 MY Japan Focused Master Fund, L.P., acting throughits General Partner MY Japan Focused GP Limited Director Kevin Carr	岡山県岡山市北区丸の内 一丁目15番20号ちゅうぎ ん本店ビル9階	投資事業組合	20	100,000,000 (5,000,000)	—
山口 昌彦 フードテクノロジーエンジ アリング株式会社 代表取締役社長 野田 憲司 資本金 45百万円	MY.Alpha Management HK Advisors Limited, Level18, Two Chinachem Central, 26Des Voeux Road Centra	投資事業組合	16	80,000,000 (5,000,000)	—
野田 憲司	中華人民共和国 香港	個人投資家	12	60,000,000 (5,000,000)	—
王 曉霞	大阪府大阪市西淀川区佃 五丁目9番5号	建 設 業、 製 造 業	10	50,000,000 (5,000,000)	—
三宅 利幸	大阪府大阪市北区	会社役員	4	20,000,000 (5,000,000)	—
	大阪府大阪市北区	会社役員	2	10,000,000 (5,000,000)	—
	京都府京都市左京区	会社役員	2	10,000,000 (5,000,000)	—

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
伊藤 正裕	(注)1	会社役員	322,000	228,684,400 (710.2)	特別利害関係者等 (当社取締役兼代 表執行役)

(注) 1. 当社の役員であるため、「住所」については記載しておりません。

2. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
伊藤 正裕	(注)1	会社役員	300,000	213,720,000 (712.4)	特別利害関係者等 (当社取締役兼代 表執行役)
池添 通則	(注)1	会社役員	34,000	24,221,600 (712.4)	特別利害関係者等 (当社執行役)
森居 紘平	(注)1	会社役員	28,000	19,947,200 (712.4)	特別利害関係者等 (当社執行役)
中屋 英美	(注)1	会社役員	18,000	12,823,200 (712.4)	特別利害関係者等 (当社執行役)
藤田 利之	(注)1	会社役員	15,000	10,686,000 (712.4)	特別利害関係者等 (当社執行役)

- (注) 1. 当社の役員であるため、「住所」については記載していません。
2. 上記のほか、当社の従業員61名が新株予約権の取得者であり、総数360,000株が割り当てられております。なお、退職等により権利を喪失した者につきましては、記載していません。
3. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
小嶋 祐輔 (注)1	埼玉県さいたま市浦和区	会社役員	40,000	28,496,000 (712.4)	当社の外部協力者
佐藤 悦緒	東京都中央区	コンサルタント	10,000	7,124,000 (712.4)	当社の外部協力者
平垣内 久隆	東京都新宿区	公益財団法人 日本海事セン ター理事長	10,000	7,124,000 (712.4)	当社の外部協力者
竹内 千尋	三重県志摩市	政治家(元三重 県志摩市長)	10,000	7,124,000 (712.4)	当社の外部協力者
東 作興	東京都品川区	会社役員	5,000	3,562,000 (712.4)	当社の外部協力者
丹呉 泰健	東京都新宿区	会社役員	5,000	3,562,000 (712.4)	当社の外部協力者
岡田 重人	福岡県春日市	大学教授	5,000	3,562,000 (712.4)	当社の外部協力者
岡田 秀一	東京都世田谷区	会社役員	5,000	3,562,000 (712.4)	当社の外部協力者
吉田 誠之助	東京都港区	会社役員	5,000	3,562,000 (712.4)	当社の外部協力者

- (注) 1. 小嶋 祐輔氏は2024年1月1日付で当社執行役に選任されております。
2. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
池添 通則	(注)1	会社役員	40,000	2,400,000 (60)	特別利害関係者等 (当社執行役)
佐藤 直紀	(注)1	会社役員	35,000	2,100,000 (60)	特別利害関係者等 (当社子会社取締役)
藤田 利之	(注)1	会社役員	24,000	1,440,000 (60)	特別利害関係者等 (当社執行役)
森居 紘平	(注)1	会社役員	17,000	1,020,000 (60)	特別利害関係者等 (当社社外取締役)
中屋 英美	(注)1	会社役員	12,000	720,000 (60)	特別利害関係者等 (当社執行役)

(注) 1. 当社及び当社子会社の役員であるため、「住所」については記載しておりません。

2. 上記のほか、当社の従業員34名が新株予約権の取得者であり、総数332,000株が割り当てられております。なお、退職等により権利を喪失した者につきましては、上記に含めておりません。

3. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権⑥

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当個数 (個)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
STILL Limited Director 福武 英明 資本金 9百NZD イシカワホールディング ス株式会社 代表取締役社長 石川 康晴 資本金 10百万円	8/143 Quay Street Auckland, 1010 New Zealand	投資事業	20	100,000,000 (5,000,000)	—
	岡山県岡山市中区住吉町 二丁目69番1号	投資事業	20	100,000,000 (5,000,000)	—
上島 剛	CT, USA	個人投資家	10	50,000,000 (5,000,000)	—
平垣内 久隆	東京都新宿区	公益財団法人 日本海事セン ター理事長	4	20,000,000 (5,000,000)	当社の外部協力者
Mark Tercek	(注)1	会社役員	3	15,000,000 (5,000,000)	特別利害関係者等 (当社社外取締 役)
Paolo Cerruti	(注)1	会社役員	3	15,000,000 (5,000,000)	特別利害関係者等 (当社社外取締 役)
小嶋 祐輔	(注)1	会社役員	3	15,000,000 (5,000,000)	特別利害関係者等 (当社執行役)
東 作興	東京都品川区	会社員	2	10,000,000 (5,000,000)	当社の外部協力者
西嶋 一彦	愛知県名古屋市中区	会社役員	2	10,000,000 (5,000,000)	—
Christina Trojel-Hansen	NY, USA	個人投資家	2	10,000,000 (5,000,000)	—
竹内 千尋	三重県志摩市	政治家(元三重 県志摩市長)	2	10,000,000 (5,000,000)	当社の外部協力者
国吉 誠	千葉県市川市	会社役員	1	5,000,000 (5,000,000)	当社の外部協力者
森居 紘平	(注)1	会社役員	1	5,000,000 (5,000,000)	特別利害関係者等 (当社執行役)

(注) 1. 当社の役員であるため、「住所」については記載しておりません。

2. 上記のほか、当社の従業員2名が新株予約権の取得者であり、総数3個が割り当てられております。

新株予約権⑦

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
伊藤 正裕	(注)1	会社役員	541,000	423,603,000 (783)	特別利害関係者等 (当社取締役兼代 表執行役)
Douglas Ayling	London, NW11 6EU, UK	コンサルタント	14,000	10,962,000 (783)	当社の外部協力者

- (注) 1. 当社の役員であるため、「住所」については記載しておりません。
2. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
3. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権⑧

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
伊藤 正裕	(注)1	会社役員	159,000	122,430,000 (770)	特別利害関係者等 (当社取締役兼代 表執行役)
佐藤 悦緒 (注)2	(注)1	会社役員	30,000	23,100,000 (770)	特別利害関係者等 (当社執行役)
大西 英之	(注)1	会社役員	30,000	23,100,000 (770)	特別利害関係者等 (当社子会社取締 役)

- (注) 1. 当社及び当社子会社の役員であるため、「住所」については記載しておりません。
2. 佐藤悦緒氏は2025年10月31日をもって当社の執行役を辞任しております。
3. 上記のほか、当社の従業員112名が新株予約権の取得者であり、総数527,000株が割り当てられております。
なお、退職等により権利を喪失した者につきましては、上記に含めておりません。
4. 当社は、2025年8月9日付で普通株式1株を1,000株に株式分割しており、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割後の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動数	価格(単価)(円)	移動理由
2024年9月20日	—	—	—	イシカワホールディングス株式会社 代表取締役 石川 康晴	岡山県岡山市 市中区住吉 町二丁目69 番1号	—	第6回J-KISS型 新株予約権 △20個 C-1種優先株式 71株	—	第6回 J-KISS型新 株予約権の C-1種優先 株式への転 換
2024年9月20日	—	—	—	平垣内 久隆	東京都新宿区	当社の 外部協 力者	第6回J-KISS型 新株予約権 △4個 C-1種優先株式 14株	—	第6回 J-KISS型新 株予約権の C-1種優先 株式への転 換
2024年9月20日	—	—	—	東 作興	東京都品川区	当社の 外部協 力者	第6回J-KISS型 新株予約権 △2個 C-1種優先株式 7株	—	第6回 J-KISS型新 株予約権の C-1種優先 株式への転 換
2024年9月20日	—	—	—	竹内 千尋	三重県志摩市	当社の 外部協 力者	第6回J-KISS型 新株予約権 △2個 C-1種優先株式 7株	—	第6回 J-KISS型新 株予約権の C-1種優先 株式への転 換
2024年9月20日	—	—	—	西嶋 一彦	愛知県名古屋市中区	—	第6回J-KISS型 新株予約権 △2個 C-1種優先株式 7株	—	第6回 J-KISS型新 株予約権の C-1種優先 株式への転 換
2024年9月20日	—	—	—	国吉 誠	千葉県市川市	当社の 外部協 力者	第6回J-KISS型 新株予約権 △1個 C-1種優先株式 3株	—	第6回 J-KISS型新 株予約権の C-1種優先 株式への転 換
2024年9月20日	—	—	—	その他2名 (注)1	(注)1	当社従 業員	第6回J-KISS型 新株予約権 △3個 C-1種優先株式 10株	—	第6回 J-KISS型新 株予約権の C-1種優先 株式への転 換
2024年10月31日	—	—	—	STILL Limited Director 福武 英明	8/143 Quay Street Auckland, 1010 New Zealand	—	第6回J-KISS型 新株予約権 △20個 C-1種優先株式 71株	—	第6回 J-KISS型新 株予約権の C-1種優先 株式への転 換
2024年10月31日	—	—	—	上島 剛	CT, USA	—	第6回J-KISS型 新株予約権 △10個 C-1種優先株式 35株	—	第6回 J-KISS型新 株予約権の C-1種優先 株式への転 換
2024年10月31日	—	—	—	Christina Trojel-Hansen	NY, USA	—	第6回J-KISS型 新株予約権 △2個 C-1種優先株式 7株	—	第6回 J-KISS型新 株予約権の C-1種優先 株式への転 換
2025年8月1日	—	—	—	Double Hawkfeather Pte. Ltd.	315 Outram Road, #12-10, Tan Boon Liat Building, Singapore 169074	—	A種優先株式 △489株 B-1種優先株式 △89株 普通株式 578株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	戸田建設株式会社 代表取締役 大谷 清介	東京都中央区 八丁堀二 丁目8番5号	当社の 取引先	C種優先株式 △558株 普通株式 558株	—	(注)2

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動数	価格(単価)(円)	移動理由
2025年8月1日	—	—	—	Southern Route Maritime, S. A.	Comosa Building, Samuel Lewis Avenue & Manuel Maria Icaza, Panama City, Republic of Panama	—	A種優先株式 △550株 普通株式 550株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	正栄汽船株式会社 代表取締役 檜垣 幸人	愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号	—	B-1種優先株式 △446株 C種優先株式 △70株 普通株式 516株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	Japan Airlines & TransLink Innovation Fund, L.P. 無限責任組合員 Translink Capital Managing Director 大谷 俊哉	530 Lytton Ave., Suite 300, Palo Alto, CA 94301	—	A種優先株式 △366株 B種優先株式 △142株 普通株式 508株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	三井物産株式会社 代表取締役 堀 健一	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	—	A種優先株式 △489株 普通株式 489株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	JA三井リース株式会社 代表取締役 新分 敬人	東京都中央区銀座八丁目13番1号	当社の取引先	B-1種優先株式 △446株 普通株式 446株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	株式会社辰巳商会 代表取締役 西 豊樹	大阪府大阪市港区築港四丁目1番1号	当社の取引先	B-1種優先株式 △446株 普通株式 446株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	損害保険ジャパン株式会社 代表取締役 石川 耕治	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	—	B-1種優先株式 △446株 普通株式 446株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	森トラスト株式会社 代表取締役 伊達 美和子	東京都港区虎ノ門二丁目3番17号	—	A種優先株式 △183株 B種優先株式 △214株 普通株式 397株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	BEMAC株式会社 代表取締役 小田 雅人	愛媛県今治市野間甲105番地	—	A種優先株式 △367株 普通株式 367株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	諸藤 周平	福岡県福岡市早良区	—	A-1種優先株式 △366株 普通株式 366株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	東京センチュリー株式会社 代表取締役 藤原 弘治	東京都千代田区神田練堀町3番地	—	A種優先株式 △366株 普通株式 366株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	センコーグループホールディングス株式会社 代表取締役 福田 泰久	東京都江東区潮見二丁目8番10号	当社の取引先	B種優先株式 △358株 普通株式 358株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	ナミックス株式会社 代表取締役 小田嶋 壽信	新潟県新潟市北区濁川3993番地	—	B種優先株式 △358株 普通株式 358株	—	(注)2

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動数	価格(単価) (円)	移動理由
2025年8月1日	—	—	—	石油資源開発株式会社 代表取締役 山下 通郎	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号	—	B種優先株式 △358株 普通株式 358株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	NEC and Translink Orchestrating Future Fund, L.P. 無限責任組合員 Managing Director 大谷 俊哉	530 Lytton Ave., Suite 300, Palo Alto, CA 94301	—	B種優先株式 △357株 普通株式 357株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	株式会社安川電機 代表取締役 小川 昌寛	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石2番1号	—	B種優先株式 △357株 普通株式 357株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	株式会社脱炭素化支援機構 代表取締役 田吉 禎彦	東京都港区虎ノ門一丁目21番19号	当社の取引先	B種優先株式 △357株 普通株式 357株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	MY Asian Opportunities Master Fund, L.P., Acting through its General Partner MY Asian Opportunities GP Limited Director Kevin Carr	MY Alpha Management HK Advisors Limited, Level 18, Two Chinachem Central, 26 Des Voeux Road Central	—	B-2種優先株式 △353株 普通株式 353株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	東邦瓦斯株式会社 代表取締役 山崎 聡志	愛知県名古屋市中熱田区桜田町19番18号	—	C種優先株式 △350株 普通株式 350株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	SMBC日興証券株式会社 取締役社長 吉岡 秀二	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	当社の取引先	C種優先株式 △349株 普通株式 349株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	豊田通商株式会社 取締役社長 今井 斗志光	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号	当社の取引先	C種優先株式 △349株 普通株式 349株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	AFA合同会社 代表社員 一般社団法人AFA 職務執行者 篠田 哲郎	東京都中央区京橋二丁目2番1号	—	B-1種優先株式 △268株 普通株式 268株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	四国電力株式会社 代表取締役 宮本 喜弘	香川県高松市丸の内2番5号	—	B-1種優先株式 △268株 普通株式 268株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	パワーエックス従業員持株会 理事長 坪田 舞	東京都港区赤坂九丁目7番1号	当社従業員持株会	B種優先株式 △53株 C種優先株式 △177株 普通株式 230株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	Benjamin William Ferguson	東京都港区	—	A種優先株式 △30株 A-1種優先株式 △36株 B種優先株式 △144株 普通株式 210株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	株式会社中国銀行 取締役頭取 加藤 貞則	岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号	当社の取引先	C種優先株式 △210株 普通株式 210株	—	(注)2

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動数	価格(単価) (円)	移動理由
2025年 8月1日	—	—	—	Solaris ESG Master Fund LP General Partner ソラリス・マネジメント株式会社 代表取締役 戸矢 博明	ケイマン諸島、グランド・ケイマンス・サウス・チャーストリート103、ハーバープレイス4階	—	C種優先株式 △189株 普通株式 189株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	笠原 健治	東京都渋谷区	—	A-1種優先株式 △183株 普通株式 183株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	ちゅうぎんインパクトファンド投資事業組合 無限責任組合員 株式会社ちゅうぎんキャピタルパートナーズ 代表取締役 小橋 栄紀	岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号ちゅうぎん本店ビル9階	—	B-2種優先株式 △84株 C種優先株式 △70株 普通株式 154株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	浅田 一憲	北海道札幌市清田区	—	A種優先株式 △18株 A-1種優先株式 △73株 C種優先株式 △20株 普通株式 111株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	樋口 敦士	神奈川県小田原市	—	A種優先株式 △18株 A-1種優先株式 △91株 普通株式 109株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	(注)1	(注)1	当社従業員	A種優先株式 △9株 A-1種優先株式 △18株 C種優先株式 △61株 C-1種優先株式 △7株 普通株式 95株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役 半田 邦雄	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	—	A種優先株式 △92株 普通株式 92株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	未来創造投資事業有限責任組合 無限責任組合員 未来創造キャピタル株式会社 代表取締役 松山 敏彦	東京都港区虎ノ門一丁目2番6号	—	A種優先株式 △92株 普通株式 92株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	三菱商事株式会社 代表取締役 野島 嘉之	東京都千代田丸の内二丁目3番1号	—	A種優先株式 △91株 普通株式 91株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	漆間 良成	大阪府大阪市北区	—	A-1種優先株式 △91株 普通株式 91株	—	(注)2

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動数	価格(単価) (円)	移動理由
2025年 8月1日	—	—	—	電源開発株式会社 代表取締役 菅野 等	東京都中央区 銀座六丁目15番1号	—	A種優先株式 △91株 普通株式 91株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	吉田 誠之助	東京都港区	当社の 外部協 力者	C種優先株式 △79株 普通株式 79株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	永伸商事株式会社 代表取締役 山本 伸次	鳥取県米子 市 泉 706 番 473号	—	C種優先株式 △79株 普通株式 79株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	王 貞治	東京都港区	—	C種優先株式 △79株 普通株式 79株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	小川 雅人	京都府京都市 左京区	—	C種優先株式 △79株 普通株式 79株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	STILL Limited Director 福武 英明	8/143 Quay Street Auckland, 1010 New Zealand	—	C-1種優先株式 △71株 普通株式 71株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	イシカワホール ディングス 株式会社 代表取締役 石川 康晴	岡山県岡山市 中区住吉 町二丁目69 番1号	—	C-1種優先株式 △71株 普通株式 71株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	MY Japan Focused Master Fund, L.P., acting through its General Partner MY Japan Focused GP Limited Director Kevin Carr	MY. Alpha Management HK Advisors Limited, Level 18, Two Chinachem Central, 26 Des Voeux Road Centra	—	B-2種優先株式 △67株 普通株式 67株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	合同会社 K4Ventures 代表社員 関西電力株式 会社 職務執行者 浜田 誠一郎	大阪府大阪 市北区中之 島三丁目6 番16号	—	A種優先株式 △55株 普通株式 55株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	山本 康正	東京都港区	—	A種優先株式 △18株 A-1種優先株式 △36株 普通株式 54株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	山口 昌彦	Hong Kong	—	B-2種優先株式 △50株 普通株式 50株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	吉野 次郎	東京都渋谷 区	—	A種優先株式 △10株 A-1種優先株式 △36株 普通株式 46株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	フードテクノ エンジニアリ ング株式会社 代表取締役 野田 憲司	大阪府大阪 市淀川区佃 五丁目9番5 号	—	B-2種優先株式 △42株 普通株式 42株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	郭 宝樹	東京都品川 区	—	A-1種優先株式 △36株 普通株式 36株	—	(注)2

移動 年月日	移動前 所有者の 氏名又は 名称	移動前 所有者の 住所	移動前 所有者の 提出会社 との 関係等	移動後 所有者の 氏名又は 名称	移動後 所有者の 住所	移動後 所有者の 提出会社 との 関係等	移動数	価格(単価) (円)	移動理由
2025年 8月1日	—	—	—	笠松 純	東京都渋谷区	—	A-1種優先株式 △36株 普通株式 36株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	見満 周宜	東京都杉並区	—	A-1種優先株式 △36株 普通株式 36株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	戸矢 博明	東京都千代田区	—	A-1種優先株式 △36株 普通株式 36株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	立石 知雄	京都府京都市上京区	—	A-1種優先株式 △36株 普通株式 36株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	高岡 美緒	東京都港区	—	A-1種優先株式 △36株 普通株式 36株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	Nagata and Company株式 会社 代表取締役 永田 良一	鹿児島県鹿児島市唐湊 四丁目21番 1号	—	C種優先株式 △35株 普通株式 35株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	寺田 親弘	東京都杉並区	—	C種優先株式 △35株 普通株式 35株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	上島 剛	CT, USA	—	C-1種優先株式 △35株 普通株式 35株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	川崎 敦司	大阪府八尾市	—	C種優先株式 △35株 普通株式 35株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	東北電力株式 会社 代表取締役 石山 一弘	宮城県仙台市青葉区本 町一丁目7 番1号	—	B種優先株式 △35株 普通株式 35株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	国吉 誠	千葉県市川市	当社の 外部協 力者	A-1種優先株式 △18株 C種優先株式 △8株 C-1種優先株式 △3株 普通株式 29株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	Christina Trojel-Hansen	NY, USA	—	A-1種優先株式 △18株 C-1種優先株式 △7株 普通株式 25株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	(注)1	(注)1	当社 従業員	A-1種優先株式 △18株 C種優先株式 △2株 C-1種優先株式 △3株 普通株式 23株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	浅田 風太	東京都中央区	—	C種優先株式 △20株 普通株式 20株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	横井 宏吏	東京都世田谷区	—	A-1種優先株式 △18株 普通株式 18株	—	(注)2
2025年 8月1日	—	—	—	富田 尚史	東京都目黒区	—	A-1種優先株式 △18株 普通株式 18株	—	(注)2

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動数	価格(単価)(円)	移動理由
2025年8月1日	—	—	—	野田 憲司	大阪府大阪市北区	—	B-2種優先株式 △16株 普通株式 16株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	平垣内 久隆	東京都新宿区	当社の外部協力者	C-1種優先株式 △14株 普通株式 14株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	中村 春雄	東京都渋谷区	—	C種優先株式 △14株 普通株式 14株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	呉 兆顕	東京都渋谷区	—	C種優先株式 △10株 普通株式 10株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	佐藤 昌子	東京都港区	—	C種優先株式 △10株 普通株式 10株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	株式会社ウェルフェアグループ代表取締役西村 昭徳	三重県伊勢市黒瀬町865番1	—	C種優先株式 △8株 普通株式 8株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	王 曉霞	大阪府大阪市北区	—	B-2種優先株式 △8株 普通株式 8株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	三宅 利幸	京都府京都市左京区	—	B-2種優先株式 △8株 普通株式 8株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	西嶋 一彦	愛知県名古屋市中区	—	C-1種優先株式 △7株 普通株式 7株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	東 作興	東京都品川区	当社の外部協力者	C-1種優先株式 △7株 普通株式 7株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	竹内 千尋	三重県志摩市	当社の外部協力者	C-1種優先株式 △7株 普通株式 7株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	チェン ミン	東京都港区	当社の外部協力者	C種優先株式 △6株 普通株式 6株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	松田 久	岡山県岡山市北区	当社の外部協力者	C種優先株式 △5株 普通株式 5株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	宮原 一郎	岡山県岡山市北区	—	C種優先株式 △4株 普通株式 4株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	青木 良行	神奈川県横浜市中区青葉区	—	C種優先株式 △4株 普通株式 4株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	大江 太人	東京都文京区	—	C種優先株式 △4株 普通株式 4株	—	(注)2
2025年8月1日	—	—	—	夕田 清史	東京都文京区	—	C種優先株式 △4株 普通株式 4株	—	(注)2

- (注)1. 当社の従業員または従業員であった者であるため、「氏名」及び「住所」については記載しておりません。
2. 2025年7月15日開催の取締役会において、AA種株式、A種優先株式、A-1種優先株式、A-2種優先株式、B種優先株式、B-1種優先株式、B-2種優先株式、C-1種優先株式のすべて及びC種優先株式3,776株につき定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また、C種優先株式102株について、その所有者である株主から普

通株式を対価とする取得請求権が行使されたことに伴い、2025年8月1日付で自己株式として取得し、対価としてC種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。当社は、上記で取得した各優先株式のすべてを2025年8月1日付で消却しております。なお、当社は、2025年8月8日開催の臨時株主総会の決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

3. 2025年7月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年8月9日付をもって普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っておりますが、上記「移動株」は、当該株式分割前の「移動株」を記載しております。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社FAROUT (注)1, 2	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,970,000	12.95
アキュメン株式会社 (注)1, 3	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目20番1号	4,956,000	12.91
伊藤 正裕 (注)4	—	3,399,000 (3,399,000)	8.85 (8.85)
今治造船株式会社 (注)1	愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号	2,184,000	5.69
日本瓦斯株式会社 (注)1	東京都渋谷区代々木四丁目31番地8号	1,140,000	2.97
日本郵船株式会社 (注)1	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	917,000	2.39
伊藤忠商事株式会社 (注)1	東京都港区北青山二丁目5番1号	900,000	2.34
FRONTIVE X LIMITED (注)1	16 Great Queen Street, Covent Garden, London, United Kingdom, WC2B 5AH	879,000	2.29
株式会社三菱UFJ銀行(注)1	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	856,000	2.23
Spiral Capital Japan Fund2号投資事業有限責任組合 (注)1	東京都港区虎ノ門五丁目11番1号	773,000	2.01
持田 昌典 (注)1	東京都港区	696,000	1.81
Double Hawkfeather Pte. Ltd.	315 Outram Road, #12-10, Tan Boon Liat Building, Singapore 169074	578,000	1.51
戸田建設株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目8番5号	558,000	1.45
Southern Route Maritime, S.A.	Comosa Building, Samuel Lewis Avenue & Manuel Maria Icaza, Panama City, Republic of Panama	550,000	1.43
藤田 利之 (注)5	—	525,000 (489,000)	1.37 (1.27)
正栄汽船株式会社	愛媛県今治市小浦町一丁目4番52号	516,000	1.34
Japan Airlines & TransLink Innovation Fund, L.P.	530 Lytton Ave., Suite 300, Palo Alto, CA 94301	508,000	1.32
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号	489,000	1.27
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	446,000	1.16
JA三井リース株式会社	東京都中央区銀座八丁目13番1号	446,000	1.16
株式会社辰巳商会	大阪府大阪市港区築港四丁目1番1号	446,000	1.16
森トラスト株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目3番17号	397,000	1.03
BEMAC株式会社	愛媛県今治市野間甲105番地	367,000	0.96
諸藤 周平	福岡県福岡市早良区	366,000	0.95

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)総数に対する 所有株式数の割合(%)
東京センチュリー株式会社	東京都千代田区神田練堀町3番地	366,000	0.95
センコーグループホールディングス株式会社	東京都江東区潮見二丁目8番10号	358,000	0.93
ナミックス株式会社	新潟県新潟市北区濁川3993番地	358,000	0.93
石油資源開発株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号	358,000	0.93
株式会社脱炭素化支援機構	東京都港区虎ノ門一丁目21番19号	357,000	0.93
株式会社安川電機	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石2番1号	357,000	0.93
NEC and Translink Orchestrating Future Fund, L.P.	530 Lytton Ave., Suite 300, Palo Alto, CA 94301	357,000	0.93
MY Asian Opportunities Master Fund, L.P., acting through its General Partner MY Asian670pportunities GP Limited	c/o MY.Alpha Management HK Advisors Limited, Level 18, Two Chinachem Central, 26 Des Voeux Road Central	353,000	0.92
東邦瓦斯株式会社	愛知県名古屋市中村区熱田区桜田町19番18号	350,000	0.91
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社 (注)6	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	349,000	0.91
豊田通商株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号	349,000	0.91
四国電力株式会社	香川県高松市丸の内2番5号	268,000	0.70
AFA合同会社	東京都中央区京橋二丁目2番1号	268,000	0.70
パワーエックス従業員持株会	東京都港区赤坂九丁目7番1号	230,000	0.60
Benjamin William Ferguson	東京都港区	210,000	0.55
株式会社中国銀行	岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号	210,000	0.55
Solaris ESG Master Fund LP	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、サウスチ ャーチストリート103、ハーバープレイス4階	189,000	0.49
－ (注)8	－	186,000 (78,000)	0.48 (0.20)
笠原 健治	東京都渋谷区	183,000	0.48
ちゅうぎんインパクトファンド投 資事業有限責任組合	岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号	154,000	0.40
大西 英之 (注)7	－	139,000 (30,000)	0.36 (0.08)
池添 通則 (注)5	－	114,000 (100,000)	0.30 (0.26)
浅田 一憲	北海道札幌市清田区	111,000	0.29
－ (注)8	－	110,000 (86,000)	0.29 (0.22)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
樋口 敦士	神奈川県小田原市	109,000	0.28
中屋 英美 (注)5	—	100,000 (100,000)	0.26 (0.26)
その他213名	—	4,032,000 (1,973,000)	10.50 (5.14)
合計	—	38,387,000 (6,255,000)	100.00 (16.29)

(注)1. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

2. 特別利害関係者等(当社代表執行役の資産管理会社)

3. 特別利害関係者等(当社取締役会長の資産管理会社)

4. 特別利害関係者等(当社代表執行役)

5. 特別利害関係者等(当社執行役)

6. 特別利害関係者等(金融商品取引業者)

7. 特別利害関係者等(当社子会社の取締役)

8. 当社の従業員

9. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

10. ()内は、新株予約権による潜在株式数及び割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社パワーエックス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 雅 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊 池 寛 康

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パワーエックスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パワーエックス及び連結子会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産及び無形固定資産の減損の兆候判定、認識及び測定	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
当連結会計年度において、会社は、事業の本格稼働にむけて工場建物の改修及び工場内生産設備の導入を進め、EVCS事業における蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」の製造販売及び自社拠点での「PowerX Hypercharger」を利用したEVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」、BESS事業における大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」製造を開始した。 連結財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り）及び（連結損益計算書関係）の減損損失に記載されているとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産5,700百万円及び無形固定資産178百万円を計上しており、これらは連結貸借対照表の資産合計の69.2%を占めている。また、当連結会計年度の連結損益計算書において、減損損失354百万円を計上している。 会社は、事業用資産については管理会計上の区分を基礎として、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行った上で、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、又は継続してマイナスとなる見込みとなった場合等に減損の兆候があるものと判定している。減損の認識及び測定にあたっては、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。 会社の資産グループには、蓄電池製品製造資産及び「PowerX Charge Station」の自社拠点資産がある。 当連結会計年度において、会社は蓄電池製品製造資産グループについて、翌連結会計年度の販売開始以降の営業利益の発生を理由として減損の兆候はないと判断している。「PowerX Charge Station」の自社拠点資産グループについては、営業損益が継続してマイナスとなる見込みであることを理由として減損の兆候を識別している。 ここで、会社の作成する事業計画に含まれる市場動向や生産計画、販売計画等の仮定のうち、当連結会計年度より製造販売を開始した蓄電池製品の販売計画に含まれる販売予定数量は重要な仮定であり、経営者の主観的な判断を伴う。また、「PowerX Charge Station」の自社拠点資産グループに属する「PowerX Hypercharger」等の有形固定資産は、「PowerX Charge Station」の各拠点のサービス開始後間もないため、利用者による予定充電量は重要な仮定であり、経営者の主観的な判断を伴う。 また、使用価値の算定に際して用いられる割引率の算定については、高度な専門知識を必要とする。 これらの特性を踏まえ、当監査法人は、固定資産の減損の兆候判定、認識及び測定について監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、有形固定資産及び無形固定資産の減損の兆候判定、認識及び測定の妥当性を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の整備状況の検討 事業計画の策定プロセスを含む経営者による減損の兆候判定、認識及び測定に関する内部統制の整備状況の検討を実施した。 (2) 減損の兆候判定、認識及び測定の妥当性の検討 ● 減損の兆候判定及び認識に影響する事業計画及びその進捗状況の理解、事業計画の前提となる環境や経営方針の変更の有無を確かめるため、経営者に質問を実施するとともに稟議書、経営会議議事録、取締役会議事録を閲覧した。 ● 過去の事業計画とその実績を比較し、減損の認識に影響する事業計画策定の精度を検討した。 ● 会社は本社費等を一定の基準で各資産グループに配賦しているため、減損の認識に影響する当該配賦基準の合理性及び配賦計算の正確性を検討した。 ● 事業計画の重要な仮定である蓄電池製品の販売予定数量について、経営者への質問を実施し、契約書やパイプラインリストの販売予定数量と事業計画の整合性を検討することで、事業計画の合理性及び実現可能性を検討した。 ● 事業計画の重要な仮定である「PowerX Charge Station」の自社拠点における予定充電量について、経営者への質問を実施するとともに、「PowerX Charge Station」の電力供給能力との整合を勘案した上で、充電量計算根拠となる1回あたりの給電ボリュームや稼働率等の実現可能性についての経営者の判断の合理性を検討した。 ● 減損の測定に影響する将来キャッシュ・フローの算定に使用される割引率の見積りについて、当監査法人のネットワーク・ファームの評価専門家を利用し割引率の適切性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社パワーエックス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 雅 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊 池 寛 康

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パワーエックスの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パワーエックス及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

「PowerX Mega Power」販売に係る収益認識の期間帰属	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表の注記事項（セグメント情報等）に記載されているとおり、会社の連結損益計算書に計上されている売上高6,161百万円のうち、BESS事業の大型定置用蓄電システム「PowerX Mega Power」の売上は3,673百万円と全体の59.6%を占めている。「PowerX Mega Power」は、これを引渡し、顧客が検収した時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識している。 「PowerX Mega Power」は、1台当たりの売上の金額が大きく、予定どおりに売上が計上されない場合には、業績目標の達成に大きな影響を与える可能性がある。主要顧客は12月決算や3月決算の会社が多く、また、顧客が利用する補助金制度の多くが3月末までに受給要件を充足することが求められていることから、顧客の予算執行時期が下期偏重傾向にあり、当連結会計年度において12月に数多くの「PowerX Mega Power」が納品された。 会社は「PowerX Mega Power」販売に係る収益認識の期間帰属の適切性を担保する内部統制を整備・運用しているが、当該内部統制が機能せず、収益認識の期間帰属を誤った場合、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当監査法人は、顧客の検収が完了した一時点で収益を認識する「PowerX Mega Power」販売に係る収益認識の期間帰属について慎重な検討が必要であり、監査上の主要な検討事項であると判断した。	当監査法人は、「PowerX Mega Power」販売に係る収益認識の期間帰属の適切性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の整備及び運用状況の検討 「PowerX Mega Power」販売に係る収益認識の期間帰属について、内部統制の整備及び運用状況の検討を実施した。特に、収益認識の前提となる、売上受注管理表の内容と契約書等根拠資料との整合性を確かめる内部統制及び顧客の検収完了の事実を確かめる内部統制について、より慎重に検討した。 (2) 収益認識の期間帰属の適切性の検討 ● 「PowerX Mega Power」の月次販売実績分析により売上計上月の把握や、売上受注管理表の年間売上計上額と試算表の売上計上額の整合性の検討を実施した。 ● 12月に売上計上された「PowerX Mega Power」販売取引のうち、会社のビジネスモデル、取引規模等を勘案して特に検討を要すると判断した金額を上回る取引について、主として以下の手続を実施した。 ① 契約書及び検収書等の閲覧を実施し、売上計上に必要な書類が整備されていることを検討した。 ② 顧客に対する債権がスケジュールどおりに入金されているかどうか検討した。 ③ 確認状を発送し、会社の売上計上額及び債権計上額と顧客の取引認識額及び債務認識額が一致しているか検討した。差異がある場合には、当該差異理由に合理性があるか検討した。

有形固定資産及び無形固定資産の減損の兆候判定、認識及び測定	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
連結財務諸表の注記事項（重要な会計上の見積り）及び（連結損益計算書関係）の減損損失に記載のとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産4,365百万円及び無形固定資産55百万円を計上しており、これらは連結貸借対照表の資産合計の40.8%を占めている。会社は、当連結会計年度において、自社工場内で導入等を進める製造設備に関連する建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定について、当連結会計年度の連結損益計算書において、減損損失を計上している（建設仮勘定1,858百万円及びソフトウェア仮勘定163百万円）。また、EVCS事業におけるEVユーザー向け充電サービス「PowerX Charge Station」の自社拠点資産について、当連結会計年度の連結損益計算書において、減損損失を計上している（機械及び装置189百万円）。 会社は、事業用資産については管理会計上の区分を基礎として、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行った上で、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合、又は継続してマイナスとなる見込みとなった場合等に減損の兆候があるものと判定している。減損の認識及び測定にあたっては、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。会社の資産グループには、蓄電池製品製造資産及び「PowerX Charge Station」の自社拠点資産がある。 減損の兆候を判定するに当たっては、当初の計画の進捗状況や見直し内容を踏まえた判断が必要となる。また、回収可能価額の算定において使用価値を用いる場合には割引前将来キャッシュ・フローを算定の基礎としているが、会社の作成する事業計画に含まれる市場動向や生産計画、販売計画等の仮定のうち、蓄電池製品製造資産グループに属する水冷モジュール製造設備（建設仮勘定）の減損の兆候判定及び認識においては、翌連結会計年度以降の水冷モジュールの販売予定数量は重要な仮定であり、経営者の主観的な判断を伴う。また、「PowerX Charge Station」の自社拠点資産グループに属する蓄電池型急速EV充電システム「PowerX Hypercharger」は、「PowerX Charge Station」のサービス開始後間もない拠点多く、利用者による予定充電量は重要な仮定であり、経営者の主観的な判断を伴う。 また、回収可能価額の算定における正味売却価額の評価に当たっては、その評価手法の選択及び適用に関して専門性を必要とする。 これらの特性を踏まえ、当監査法人は、固定資産の減損の兆候判定、認識及び測定について監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、有形固定資産及び無形固定資産の減損の兆候判定、認識及び測定の妥当性を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の整備状況の検討 事業計画の策定プロセスを含む経営者による減損の兆候判定、認識及び測定に関する内部統制の整備状況の検討を実施した。 (2) 減損の兆候判定、認識及び測定の妥当性の検討 ● 減損の兆候判定及び認識に影響する事業計画及びその進捗状況の理解、事業計画の前提となる環境や経営方針の変更の有無を確かめるため、経営者に質問を実施するとともに稟議書、経営会議議事録、取締役会議事録を閲覧した。 ● 過去の事業計画とその実績を比較し、事業計画策定の精度を検討した。 ● 会社は本社費等を一定の基準で各資産グループに配賦しているため、減損の認識に影響する当該配賦基準の合理性及び配賦計算の正確性を検討した。 ● 水冷モジュール製造設備に関する当初の事業計画と見直し後の事業計画を閲覧し、その修正の背景等を経営者へ質問した。また修正後の事業計画について、会社が製造した水冷モジュールの販売に向けての事業進捗状況を確認するとともに、その実現可能性と進捗遅延に係る経営者の判断の合理性を検討した。 ● 事業計画の重要な仮定である「PowerX Charge Station」の自社拠点における予定充電量について、経営者への質問を実施するとともに、「PowerX Charge Station」の電力供給能力との整合を勘案した上で、充電量計算根拠となる1回あたりの給電ボリュームや稼働率等の実現可能性についての経営者の判断の合理性を検討した。また、市場動向に関するレポートや将来予測情報と比較し、経営者の見積りの前提に矛盾が含まれていないかどうかを検討した。 ● 減損の測定に影響する会社の利用した回収可能価額の算定について、鑑定評価書の閲覧及び会社が評価を委託した鑑定の専門家へ鑑定評価額の前提条件や採用した評価手法に加えて、評価額決定に至る判断過程についても質問を実施し、合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月18日

株式会社パワーエックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 雅 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋 野 智 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊 池 寛 康

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パワーエックスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パワーエックス及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社パワーエックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 雅 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊 池 寛 康

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パワーエックスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パワーエックスの2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産及び無形固定資産の減損の兆候判定、認識及び測定

会社は、当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産5,528百万円及び無形固定資産178百万円、当事業年度の損益計算書において、減損損失347百万円を計上している。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（有形固定資産及び無形固定資産の減損の兆候判定、認識及び測定）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

株式会社パワーエックス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 雅 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菊 池 寛 康

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パワーエックスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パワーエックスの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

「PowerX Mega Power」販売に係る収益認識の期間帰属
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（「PowerX Mega Power」販売に係る収益認識の期間帰属）と同一内容であるため、記載を省略している。

有形固定資産及び無形固定資産の減損の兆候判定、認識及び測定
会社は、当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産4,212百万円及び無形固定資産55百万円、当事業年度の損益計算書において、減損損失2,211百万円を計上している。監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（有形固定資産及び無形固定資産の減損の兆候判定、認識及び測定）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券届出書 第二部【企業情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

Power X